

全国こども政策関係部局長会議

令和6年1月
こども家庭庁成育局

1. こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会における議論の整理について	001
2. 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援について	023
3. こども未来戦略等（幼児教育・保育の質の向上／ 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充）について	
(1) 職員配置基準の改善	025
(2) 保育士等の処遇改善	028
(3) こども誰でも通園制度（仮称）	034
(4) 病児保育	042
(5) 延長保育	044
4. 保育所等における負担軽減について	
(1) 処遇改善加算の関係書類の見直し	047
(2) 保育補助者の配置	049
(3) DX・ICT化関係	051
(4) 虐待等未然防止	058
5. 公定価格の改善について	
(1) 地域区分の見直し	067
(2) 主任保育士専任加算・主幹教諭等専任加算の要件見直し	069
(3) 小学校接続加算の見直し	072
6. 保育人材の確保	074

7. 基準を満たさない認可外保育施設における無償化 経過措置の見直し	077
8. 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョ ン（はじめの100か月の育ちビジョン）について	080
9. 保育士特定登録取消者管理システムについて	084
10. 保育士資格等に係る制度改正の方針について	085
11. こどもの居場所づくりに関する指針について	086
12. 放課後児童対策パッケージについて	090
13. 出産・子育て応援交付金の制度化について	091
14. 児童手当の抜本的拡充について	
(1) 児童手当制度の概要	093
(2) 児童手当制度改正実施円滑化事業	094
(3) こども未来戦略（児童手当部分抜粋）	095
(4) 児童手当制度改正実施円滑化事業交付要綱案.....	096
(5) 児童手当制度改正実施円滑化事業実施要綱案.....	104

15. 「1 か月児」及び「5 歳児」健康診査及び新生児 マスキリング検査について	
(1) 「1 か月児」及び「5 歳児」健康診査について	107
(2) 新生児マスキリング検査について	115
16. 産後ケア事業の全国展開について	
(1) 産後ケア事業の概要（令和 6 年度予算案）	120
(2) 産後ケア事業に関する自治体における課題等	121
(3) 「地域子ども・子育て支援事業」への位置づけについて	125
(4) 参考資料	127
17. 母子保健 DX（デジタル化）について	133
18. その他母子保健行政に係る最近の動きについて	141
19. 送迎用バスに対する安全装置の装備促進について	
(1) こどものバス送迎・安全徹底プラン～バス送迎に当たっての 安全管理徹底に関する緊急対策～の進捗	153
(2) 教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装 備状況の調査（第 2 回）結果及び装備促進について	154
20. 「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組 みに関する有識者会議」報告書	
(1) 日本版 DBS の検討に係る主な経緯等	165
(2) 「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する 有識者会議」報告書	166
21. 教育、保育等の場における性被害の防止等の取組 の促進	190

22. 児童福祉施設等の施設整備等について

- (1) 児童福祉施設等の施設整備費国庫補助協議に係るスケジュール等について（令和6年度）191
- (2) 次世代育成支援対策施設整備交付金.....192
- (3) 子ども・子育て支援施設整備交付金.....194
- (4) 児童福祉施設等に係る災害復旧費補助金.....195
- (5) 児童福祉施設等の災害時情報共有システムの運用・改修
.....196
- (6) 子ども・子育て支援交付金197

こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会における
議論の整理について

令和5年12月21日

こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会

目次

I はじめに

II 制度改正の方向性等について

- (1) 出産・子育て応援給付金及び妊産婦等に対する伴走型
相談支援の制度化
- (2) こども誰でも通園制度（仮称）の創設
- (3) 保育所等における継続的な経営情報の見える化
- (4) 小規模保育事業における3歳以上児の受入れ
- (5) 保育士の復職支援の強化
- (6) 保育所等の職員による虐待等に関する通報義務等

III おわりに

(参考)

- (1) 児童手当の拡充に向けた実務的な対応
- (2) 基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する
経過措置
- (3) 地域限定保育士制度の全国展開
- (4) 保育教諭の特例措置の期限到来を受けた対応
- (5) 母子保健関係に関する事項

I はじめに

- こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会（以下「分科会」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に関する重要事項を調査審議すること等を所掌事務としている（こども家庭審議会令（令和5年政令第127号）第5条第1項）。
- 先般の「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、「出産子育て応援交付金」の制度化の検討や「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設等の「こども・子育て支援加速化プラン（以下「加速化プラン」という。）」の内容の具体化を進め、必要な制度改革のための所要の法案を2024年通常国会に提出すること等とされている。その他、「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）等において、子ども・子育て支援法等の制度改革の検討が必要とされている事項がある。
- こうしたことから、分科会の下に、加速化プラン等に基づく制度改革事項の論点等を整理することを目的とした子ども・子育て支援等に関する企画委員会を設置し、本委員会を2回開催して論点整理を行った上で、分科会において、
 - (1) 出産・子育て応援給付金及び妊産婦等に対する伴走型相談支援の制度化
 - (2) こども誰でも通園制度（仮称）の創設
 - (3) 保育所等における継続的な経営情報の見える化
 - (4) 小規模保育事業における3歳以上児の受入れ
 - (5) 保育士の復職支援の強化
 - (6) 保育所等の職員による虐待等に関する通報義務等について、各々の背景、経緯、制度改革の方向性について検討を行い、議論の整理を行った。次頁以降にまとめた「事務局提示案（第3回分科会（令和5年11月21日）提出資料より）」と「今後の留意点や検討事項」がそれである。
(※) 事務局提示案は、提出時から時点更新等の修正を一部行っている。
- また、以下の制度改革事項については、それぞれ他の分科会や専門委員会等で検討を行い、一定の整理を行い、本分科会においても報告することとしたものである。このため、これらの制度改革の方向性に係る議論の整理については、参考として本資料に添付する。
 - (1) 児童手当の拡充に向けた実務的な対応（こども政策に係る実務者検討会）
 - (2) 基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する経過措置（こども政策に係る実務者検討会）
 - (3) 地域限定保育士制度の全国展開（保育士資格等に関する専門委員会）
 - (4) 保育教諭の特例措置の期限到来を受けた対応（保育士資格等に関する専門委員会）
 - (5) 母子保健関係（成育医療等分科会）

II 制度改正の方向性等について

(1) 出産・子育て応援給付金及び妊産婦等に対する伴走型相談支援の制度化

[事務局提示案（第3回分科会（令和5年11月21日）提出資料より）]

<背景、経緯>

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中、令和4年度より、
 - ・ 伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）
 - ・ 経済的支援（妊娠届出時と出生届出時の計10万円相当の経済的支援）を一体として実施する事業（出産・子育て応援交付金事業）を実施している。
- さらに、こども未来戦略方針（令和5年6月閣議決定）において、
 - ・ 「出産・子育て応援交付金」（10万円）について、制度化に向けて検討することを含め、妊娠期からの伴走型相談支援とともに着実に実施する。
 - ・ 妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化の検討を進める。こととされている。

<制度改正の方向性>

- そこで、以下のような改正を行う。
 - 経済的支援は、子ども・子育て支援法の新たな個人給付を創設し、伴走型相談支援は、児童福祉法の新たな相談支援事業を創設することとする。その上で、市町村は、新たな個人給付と、相談支援事業等の支援とを組み合わせることを規定する。

（子ども・子育て支援法の新たな個人給付）

- 子ども・子育て支援法上の新たな個人給付については、自治体の認定等の事務の軽減や、既存の経済的支援（児童手当や出産育児一時金等）との整理の観点から、妊婦支援を目的に、妊娠に着目した給付として「妊婦のための支援給付（仮称）」を創設する。
- 具体的な規定内容は以下のとおり。

【1回目の支給について】

- ・ 妊婦（※）は妊婦のための支援給付申請を行う。
- ・ 市町村は申請に基づき給付認定を行い、認定直後に5万円を支給する。
（※）妊婦であって日本国内に住所を有する者であることを要件として想定。
- ・ 運用としては、妊婦は、妊娠届出時や伴走型相談支援による1回目の面談の機会に合わせて、給付申請を行うことを想定しており、給付のために別途、来所等は不要とする。市町村は申請や認定時に伴走型相談支援を実施する。

【2回目の支給について】

- ・ 5万円の支給を受けた方は、妊娠しているこどもの人数等の届出を行う。
- ・ 市町村は届出後に残りの額として妊娠しているこどもの人数×5万円を支給する。
- ・ 運用としては、5万円の支給を受けた方は、出生届出時や伴走型相談支援による3回目の面談の機会に合わせて、妊娠しているこどもの人数等の届出を行うことを想定している。

【妊婦のための支援給付（仮称）の支給方法について】

- ・ 妊婦のための支援給付（仮称）は、子ども・子育て支援法の新たな個人給付として創設するため、市町村は法律で定められた金額を着実に支給する必要がある。そのため、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、支給金額を外形的に担保できる現金その他確実な支払の方法のみを給付金の支払方法として規定する。
- ・ 一方、給付金を確実に妊娠・出産・子ども・子育て支援に充てていただけるよう、市町村において、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能であり、こうした方法は給付金の趣旨に沿った形での利用を促進する観点から望ましいと考えられることから、国としても、好事例の周知や事務費の支援などにより引き続き後押ししていく。
- ・ 運用としては、市町村は、妊婦のための支援給付（仮称）の申請書に、「支給された給付金をクーポンで受け取ることを希望しますか」と記載し、クーポンで受け取ることを希望する方に、クーポンによる支給を実施する。

（児童福祉法の新たな相談支援事業）

- 児童福祉法の新たな相談支援事業については、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業として「妊婦等包括相談支援事業（仮称）」を創設し、児童福祉法の他の事業と同様に市町村の実施の

努力義務等を規定するとともに、母子保健法の事業との連携確保について定める。なお、出産後の3回目の面談は「乳児家庭全戸訪問事業」と一緒に行っている自治体が多く、その場合は「乳児家庭全戸訪問事業」で読むことが可能と整理する。

- 合わせて、子ども・子育て支援法上の地域子育て支援事業に位置づけるため、利用者支援事業の号の規定を一部改正する。

<今後の留意点や検討事項>

こども家庭庁は上記の方向で制度改正の検討を進めつつ、分科会においては下記の意見があったことから、こども家庭庁はこうした意見を踏まえ、法制化及び制度の運用に関する検討を進めるべきである。

- 給付金の支給方法をはじめとした制度の運用については、現在、予算事業で行っている出産・子育て応援交付金事業の実施状況を踏まえ、制度化以降も地方自治体において円滑に運用できるよう、地方自治体の意見を聞きながら、引き続き検討していくこと。
- 児童福祉法の新たな相談支援事業については、給付と一体となった相談事業であり、妊娠期から出産、子育てまでの切れ目ない支援の入り口として、重要であることから、地方自治体の取組状況や課題等をまとめる調査研究結果等を踏まえて、来年度、相談支援の効果的・具体的な方法について検討を行うべきである。その際、実施時期に応じた面談や情報提供の具体的な内容や方法、相談の実施体制や場所、特に母子保健事業をはじめとした他事業・他機関との連携のあり方等について検討を行うこと。

(2) こども誰でも通園制度（仮称）の創設

[事務局提示案（第3回分科会（令和5年11月21日）提出資料より）]

<背景、経緯>

- 就園していないこどもは0～2歳児の約6割を占める。現行の保育所等の制度では、就労等の保育の必要性がある者を対象としており、専業主婦家庭等を含めた就園していないこどもへの支援を強化していく必要。
- こうした中、こども未来戦略方針（令和5年6月閣議決定）において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設することとしている。
(※)「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う。」としており、これに対応した予算を補正予算に計上。
- 本制度について、2024年度は制度の本格実施を見据えた形で試行的事業を実施することとしており、本年9月から、試行的事業実施の在り方に関する検討会（秋田喜代美座長）において、制度の意義、具体的な事業実施上の留意点等を議論し、本年12月に中間取りまとめを行う。
- こども誰でも通園制度の意義は、
 - ・ 在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られること
 - ・ 保護者がこどもの専門的な理解を持つ人からこどもの良いところ等を伝えられるなどにより、保護者はこどもについて新たな気づきを得たりするなど、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも関わっていくことなど、就園していないこどもの育ちを支えるためのもの。
- また、制度改正事項ではないものの、本制度はこどもの安全確保が大前提であり、慣れるのに時間がかかるこどもへの対応として、「親子通園」も可能とすることで検討会において議論している。

<制度改正の方向性>

- そこで、以下のような改正を行う。
- 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、子ども・子育て支援法

上に新たに「〇〇給付」を創設する。

(参考) 市町村から事業の運営に要する費用に係る給付費を支給することとする。利用者負担は事業者が徴収。

- 利用対象者について、満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とし、子ども・子育て支援法上に居住する市町村による認定の仕組みを設けることとする。

(※) 0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのかということに十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。

- 利用者は、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能。
- 本制度を行う事業所について、市町村による指定（児童福祉法上の認可、子ども・子育て支援法上の確認）の仕組みを設けることとする。
 - ① 本制度を指す事業として、児童福祉法上に「〇〇事業」を新たに設け、設備運営基準への適合等を審査した上で、市町村が認可
 - ② 「〇〇給付」の支給に係る事業者として、子ども・子育て支援法上、市町村が確認
- 市町村による指導監査、勧告等を設けることとする。
 - ① 認可基準を満たしているかどうかの指導監査、勧告、命令等（児童福祉法）
 - ② 「〇〇給付」の支給に係る事業所への指導監査、勧告、命令等（子ども・子育て支援法）
- 市町村は子ども・子育て支援事業計画において、こども誰でも通園制度に関する必要定員総数や量の見込み等を定めることとする（子ども・子育て支援法）。
- 市町村による調整を行うのではなく、利用者と事業者との直接契約で行うこととする。
- その他、円滑な利用や運用の効率化を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を持つシステムを構築する。

<今後の留意点や検討事項>

こども家庭庁は上記の方向で制度改正の検討を進めつつ、分科会においては下記の意見があったことから、こども家庭庁はこうした意見を踏まえ、法制化及び制度の運用に関する検討を進めるべきである。

- 利用対象者について、①こどもの虐待死の約半数は0歳児であることを踏まえ、0歳6か月までのこどもも利用できるような制度設計とすべき、②虐待死は0日・0か月児が多く、虐待死を防ぐためには出産前と出産直後から支

援がセットで実施されることが必須であり、この点は伴走型相談支援事業等による面談があること、安全配慮上の課題等を考慮して検討すべきであり、こども誰でも通園制度は実行可能な制度設計からスタートさせることが重要であること、初めて作られる制度であるということ、乳児院等が担っている中でかえってこどもを傷つけるようなことはあってはならないことといったことを踏まえ、0歳6か月までの子どもの受け入れについては慎重に考えるべき

- 0歳～2歳児の年齢ごとの関わり方と留意点について、保育所保育指針等の記載も踏まえた内容となるよう検討すべき
- 保育士が不足している状況を踏まえ、保育士の労働条件の改善や、地域における保育人材の確保体制の充実・強化に向けた対応を検討すべき
- 職員配置について、保育の質の確保や専門性をしっかりと発揮できるような形とすべき
- 制度の施行に当たっては、隠れ待機児童も含め、待機児童が解消できていない市町村もある現状などを含め、地域の事情を踏まえた制度設計とすべき
- こども・子育て政策の強化を担う保育士をはじめとした人材について、地方部において大変不足しており、その確保及び育成に対する支援を充実・強化すること、現場の意見を十分に踏まえるとともに、市町村が準備期間を確保できるよう、実施に係るスキーム等を早期に示すべき
- 利用可能枠について、市町村が実情に応じて柔軟にできるような形とすべき
- 利用が限られる地域では、制度を必要とする方がなるべく優先利用できるような制度設計とすることが望ましいのではないか
- 保育所、家庭的保育事業、幼稚園をはじめとした様々な事業者が参画しそれぞれの特性を発揮できるような形とし、そのために必要な人件費等の補助をしっかりと講じるとともに、実施を希望する事業者が基準を満たしている場合には実施できるような仕組みとすべき
- こども誰でも通園制度の利用に不安を感じるこどもや家庭に対して、制度の利用開始時期に家庭的保育事業の本領が発揮できる。具体的にはこども自身が自分の家以外の環境を知る・経験をすること、保護者以外の大人、保育者に出会い関わること、自分以外のこどもと関わることを主たる目的にして、大きな保育所等への通園につなげるという観点で、こどもが安心して過ごすことができる環境が家庭的保育事業にあるのではないか
- 事業者の指定について、既に類似した事業を実施している保育所等であれば指定は簡易な形にするなど、市町村の事務負担に考慮すべき
- 利用者と事業者との直接契約について、スムーズに契約できるようにすること、トラブルが生じた場合の対応を検討すべき

- システムの構築に当たっては、他の事業のシステムとの関係も整理すべき
- 一時預かり事業とこども誰でも通園制度の違いについて、保育現場での理解がなかなか深まっていない現状があり、例えばこども誰でも通園制度の利用時間を超えて利用した場合に、上乘せとして一時預かり事業で対応してよいかなど、具体的な運用方法などを整理の上、情報提供すべき
- 制度の意義や目的、理由など、こども誰でも通園制度の基本的な考え方について、事業者や自治体の方に理解してもらえるよう、表現の仕方を工夫することを含め、本制度の実施に向けて、本制度の不安解消を図るべき
- 親子通園について、慣れるまでの間にかかわらず、保護者側の状況に応じて親子通園の対象とすべき
- 障害児や医療的ケア児とその家族を支援する観点から、こども誰でも通園制度に、居宅訪問型の事業形態を含めるべき
- こども誰でも通園制度を地域資源の一つとして整備し、こども誰でも通園制度だけでなく、地域に多様な子育て支援サービスを整えて、重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすべき

(3) 保育所等における継続的な経営情報の見える化

[事務局提示案（第3回分科会（令和5年11月21日）提出資料より）]

<背景、経緯>

- 令和4年12月の公的価格評価検討委員会において、「処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになってきているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要。しかしながら、見える化に関する取組状況は分野ごとに様々であり、継続的な見える化に向けて必要な取組を、各分野において順次進めていく必要がある。」などの基本的な考え方が示された。
- これを受けて、令和5年1月より、子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議が開催され、見える化の目的、対象となる施設・事業者、報告・届出を求める情報、公表の方法等の制度の基本的な方向性について議論が行われ、令和5年8月28日に報告書が取りまとめられた。

<制度改正の方向性>

- そこで、以下のような改正を行う。
- 事業者（特定教育・保育提供者）に、施設（教育・保育施設）ごとに、毎事業年度の経営情報等※を都道府県知事に報告することを求める（子ども・子育て支援法）。
※収益・費用、職員給与状況等を想定。
- 都道府県知事には、事業者から報告された経営情報等の分析結果等※を公表することを求める（子ども・子育て支援法）。
※施設類型・経営主体類型等の属性に応じたグルーピングによって集計・分析した結果、施設単位の人件費比率・モデル賃金等を想定。

<今後の留意点や検討事項>

こども家庭庁は上記の方向で制度改正の検討を進めつつ、分科会においては下記の意見があったことから、こども家庭庁はこうした意見を踏まえ、法制化及び制度の運用に関する検討を進めるべきである。

- 継続的な見える化の目的が「公定価格の改善」であることを明確化すべき
- 事業者の事務負担も考慮しつつ、事業者に報告を求める経営情報等の詳細、集計・分析・公表の方法、制度実施上の留意点や配慮事項等について検討すべき
- 施設内での賃金配分が適切に行われているかを明らかにできるよう、職種ご

との賃金水準や処遇改善状況等を比較できるようにすべき

- 保護者や保育士等の求職者にとって必要な情報（職員配置状況、経験年数・勤続年数等）が含まれているかという観点も考慮すべき
- 子ども・子育て支援情報公表システム「ここ de サーチ」について、私学助成を受ける幼稚園の登録も増えるように周知すべき

(4) 小規模保育事業における3歳以上児の受入れ

[事務局提示案(第3回分科会(令和5年11月21日)提出資料より)]

<背景、経緯>

- 「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で保育を行うもので、原則0～2歳児を対象としており、「保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3歳以上児の保育が必要な場合」には3～5歳児の受入れを可能としている。

(参考) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第六条の三

⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業
- 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

- 平成29年より、国家戦略特区の認定区域計画に定められた事業実施区域(成田市、堺市、西宮市)においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることが可能。
- 国家戦略特区WGの議論を踏まえ、
 - ・ 令和5年4月、こどもの保育の選択肢を広げる観点から、全国において、0～2歳児を対象とする小規模保育事業において3～5歳児を受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断できることとする旨の通知を発出。
 - ・ 更に、規制改革実施計画(令和5年6月閣議決定)において、3～5歳児のみの小規模保育事業を可能とする児童福祉法の改正について、次の法改正のタイミングであり方を検討することとされている。

<制度改正の方向性>

- そこで、以下のような改正を行う。
- 集団生活を過ごすことが苦手なこどものニーズなど、こどもの保育の選択肢を広げる観点で意義があることから、地域の実情を勘案して必要であるときは、3～5歳児のみの小規模保育事業の実施を可能とすることとする(子ども・子育て支援法)。

(※) なお、3～5歳児のみを受け入れる特区活用施設において、支障は生じていないとの報告を受けている。

- 3～5歳児のみの小規模保育事業者について、
 - ・ 現行の小規模保育事業と同様に、地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として市町村が確認する仕組みを設けることとする（子ども・子育て支援法）。
 - ・ 現行の小規模保育事業では、保育内容の支援、代替保育の提供等を適切に行う観点から、連携施設を確保しなければならないこととされており、3～5歳児のみを受け入れる小規模保育事業についても、連携施設の確保を求めることとする。

(※) 現行の小規模保育事業と異なり、連携施設に卒園後の受け皿の設定に関する機能は求めない。
 - ・ 小学校への接続に配慮し、集団での遊びの種類や機会の確保に留意・工夫を求めることとする。
 - ・ 3～5歳児を適切な環境で受け入れる観点から、保育所の設備・面積基準と同様の保育室、屋外遊戯場等の設置を基準とし、配置基準は現行の小規模保育事業（A型）と同様とする。

<今後の留意点や検討事項>

こども家庭庁は上記の方向で制度改正の検討を進めつつ、分科会においては下記の意見があったことから、こども家庭庁はこうした意見を踏まえ、法制化及び制度の運用に関する検討を進めるべきである。

- 小学校への接続に留意が必要であることから、集団での遊びの種類や機会を確保できる環境を整えるべきであり、それに適した職員配置や人材の育成を検討すべき
- 3～5歳児のこどもの育ちや保育の質を考えると、分科会の結論としては、配置基準は現行の小規模保育事業（A型）と同様とすることで進めるべき
- 小規模保育事業における連携施設について、事業者の状況によっては「連携施設の園庭使用」や「連携施設との合同運動会の実施」のニーズが大きい場合もある一方、例えば障害のあるこどもが児童発達支援事業を利用しながら保育所の併行通園を行う場合など、要支援家庭や障害児の受け入れに関わる連携が重要である場合もあることから、合同運動会や園庭使用を小規模保育に求めるのではなく、保育所に限らず、こども家庭センターや地域の子育てひろば、児童発達支援センターなど、その家庭と接点を持つ様々な施設や支援事業者を「連携施設・支援事業者」として設定できるよう検討するなど、連携施設の在り方について検討すべき

- 小規模保育事業と保育所や認定こども園との関係に留意しつつ、適切な単価設定等の検討をすべき
- 待機児童の状況などを踏まえて3歳以上児の受入れをどのくらい希望しているかなど、地域ごとのニーズを調査して進めるべき

(5) 保育士の復職支援の強化

[事務局提示案（第3回分科会（令和5年11月21日）提出資料より）]

<背景、経緯>

- 保育人材の確保は恒常的な課題であり、また、今後の保育士の職員配置基準の改善やこども誰でも通園制度の創設も見据え、保育人材確保策の強化を図る必要がある。
- 保育人材確保については、
 - ・ 養成校に通う学生への修学資金の貸付など資格の取得促進
 - ・ 保育所等の ICT 化の推進や保育士の保育業務の補助を行う保育補助者の配置などの業務負担軽減
 - ・ 潜在保育士（保育士資格を有する者であって、社会福祉施設等で従事していない者）の再就職の促進

に総合的に取り組んでいる。

- このうち、潜在保育士の再就職の促進について、再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供等を行う「保育士・保育所支援センター」について、当該センターの設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、こどもを安心して育てることができるよう体制整備を行っている。

（参考）保育士・保育所支援センターの実施主体は都道府県、指定都市及び中核市としており、令和5年6月時点で46都道府県、72か所で実施。

<制度改正の方向性>

- そこで、以下のような改正を行う。
- 保育士・保育所支援センターが行う保育士の確保等に関する事務を都道府県の事務として児童福祉法上に位置づけるとともに、都道府県から委託を受けて保育士・保育所支援センターの事務を行う事業者について保育士の確保のための事務を行うに当たって都道府県等に対する情報提供の求めを可能とする。

これにより、都道府県が持つ保育士登録情報を把握することで、潜在保育士の再就職を働きかける取組を強化。

（参考）その他、マイナンバー等による住所情報の連携・更新ができるよう法令改正を行う。

- 具体的には、下記の事務を位置づけることとする。
 - ・ 保育所等における保育士の確保の動向、就業を希望する保育士の状況に関する調査
 - ・ 保育所等に対し、保育士の確保に関する情報の提供、相談等

- ・ 保育の知識・技能に関し保育士に対する研修
 - ・ 保育士に対し、保育の知識・技能に関する情報の提供、相談等
 - ・ 保育士に対し、就業促進に関する情報の提供、相談等
 - ・ 保育士について無料の職業紹介事業
- また、保育士・保育所支援センターは、保育士の確保のための事務を行うに当たって、都道府県等との連携が不可欠であるため、
- ・ 保育士養成施設、公共職業安定所等との連携
 - ・ その一環として、都道府県等の官公署に対し、情報の提供を求めることができることとする。
 - ・ その上で、事務を行うに当たって知り得た情報に関する秘密保持規定を設けることとする。

<今後の留意点や検討事項>

こども家庭庁は上記の方向で制度改正の検討を進めつつ、分科会においては下記の意見があったことから、こども家庭庁はこうした意見を踏まえ、法制化及び制度の運用に関する検討を進めるべきである。

- 保育士・保育所支援センターの運営等の評価などを検討すべき
- 保育人材確保策として、保育士の復職支援に限らず、更なる処遇改善や保育現場の環境整備に加え、保育の現場の魅力発信などについて検討すべき

(6) 保育所等の職員による虐待等に関する通報義務等

[事務局提示案(第3回分科会(令和5年11月21日)提出資料より)]

<背景、経緯>

- 昨年来、保育所等における虐待等の不適切事案が相次いだことを踏まえ実態調査(※)した結果、市町村が不適切保育の事実を確認したのは914件、虐待と確認したのは90件であった。

(※) 調査対象期間：令和4年4月～12月

- こうしたことを踏まえ、こども家庭庁・文部科学省連名で「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」(令和5年5月12日)を取りまとめ、
 - ・ こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるようにすること
 - ・ 保育所等、保育士等が日々の保育実践において安心して保育を担っていただくことを基本的な考えとして進めていくこととした。
- 具体的には、下記3点の対応を行うとした。
 - ① 虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)の策定(「不適切な保育」の考え方の明確化、相談窓口の設置等の自治体における対応、保育の振り返りの実践等の保育所等における対応などを整理)
 - ② 児童福祉法の改正による制度的対応の検討
 - ③ 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化
- このうち②については、児童養護施設や障害児者施設、高齢者施設と同様に、保育所等の職員による虐待等の発見時の通報義務の創設を含め、保育所等における虐待等への対応として児童福祉法の改正による制度的対応を検討するとした。
- また、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」(令和5年7月26日性被害・性暴力対策強化のための関係府省会議、こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議)においても、児童養護施設等における虐待行為に限定されている発見者の通報義務等に関し、保育所等における虐待行為についても同様の仕組みを設けることについて児童福祉法の改正による制度的対応を検討するとした。

<制度改正の方向性>

- そこで、以下のような改正を行う。

- 保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等、障害児者施設、高齢者施設の職員による虐待と同様の規定を設ける。
 - ・ 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通告義務
 - ・ 都道府県等（※）による立入検査や業務改善命令等
 - ・ 都道府県等が行った措置等に対する児童福祉審議会による意見等
 - ・ 都道府県による虐待事案等の公表
 - ・ 国による調査研究

（※）保育所の場合、児童福祉法に基づき都道府県又は指定都市・中核市が立入検査や業務改善命令等を行うとともに、子ども・子育て支援法に基づき市町村が立入検査や勧告・命令等を行うこととしており、都道府県と市町村が連携して対応することも想定。
- 対象となる施設・事業は、保育所の他、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、こども誰でも通園制度（仮称）を行う事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、児童館等とする。

（※）対象施設・事業の考え方

もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う施設・事業を対象とする。

（※）保育所や幼保連携型認定こども園と同様、幼稚園及び特別支援学校幼稚部についても措置を講じる方向で文部科学省において検討中。

<今後の留意点や検討事項>

こども家庭庁は上記の方向で制度改正の検討を進めつつ、分科会においては下記の意見があったことから、こども家庭庁はこうした意見を踏まえ、法制化及び制度の運用に関する検討を進めるべきである。

- 職員に対しての通告義務が盛り込まれることは非常に重要だが、当該義務を果たさなかった場合にどのようなことが起こり得るのか、抑止力まで踏み込んで、制度改正が実効性の伴うものとなるようにすべき
- 虐待の未然防止として、職員への研修実施の促進などにより、職員の気づきを促すことなどの対応に取り組むべき
- 保護者や保育所等の職員が相談できる先として、自治体において対応窓口を設けるなどの体制を設けて、通告につながるようにすべき

Ⅲ おわりに

- この報告書は、こども家庭庁設置法に基づき、子ども・子育て会議に代わり本分科会が設置されて、初めての報告書である。

- こども家庭庁において今後法改正、制度の運用を行っていくにあたっては、以下の3点に特に留意をしていただきたい。
 - ・ 1つ目は、言うまでもなく、今回の制度改正は、こども基本法やこども家庭庁の基本的考え方である「こどもまんなか」を体現するものでなければならぬということである。制度の詳細を検討するに際しても、常に「こどもまんなか」の意識を持ち、こども基本法の目的規定にあるように、全てのこどもの育ちを支えるために、よりよい制度設計にしてもらいたい。また、保護者・養育者が安心と喜びを感じて子育てをし、保護者・養育者が社会とつながり合うことが、こどものより良い育ちにとって重要であることから、保護者・養育者を支えていくことも必要である。さらに、全ての子育て世帯が希望に沿った形で、働きながら安心してこどもを産み育てることができる環境を整備していくという視点も重要である。
 - ・ 2つ目は、「こどもまんなか」であると同時に、それを支える保育者、支援者自身が、保育・幼児教育やこどもの支援にやりがいを感じられるような環境を整備することも重要であることである。こうしたことから、加速化プランとして取組が進められている処遇改善や配置基準の改善の着実な実施のほか、ICT、DXなどデジタル行財政改革等により、職場環境の改善や自治体との間の行政事務などの事務負担の軽減を進め、今回の法改正だけではなく、あらゆる方法を用いて、こどもにかかわる仕事をしたいという熱い気持ちをもった人たちが、その思いをもって働き続けられるよう、保育人材確保の方策について取組を充実させて力を入れていくことが必要である。こうしたことは、安全、安心な保育・幼児教育やこどもの支援にもつながっていくものである。
 - ・ 3つ目は、加速化プランによる3兆円半ばの施策の充実を含めた子育て支援には、公費や、現在別途検討が進められている支援金制度などが用いられ、幅広い国民各層に支えられるものであることから、施策の実施状況等を常に検証しつつ、適切に見直しを行っていくことが重要であり、また、現場に身を置く者としては、「こどもの成長に寄り添い、支える」という形で応えていくことが必要である。

- 様々な環境にあるこどもたちを、その状況に応じて適切に支えていくためには、今回の制度改正事項だけではなく、これまでの保育・幼児教育、地域子

ども・子育て支援事業、母子保健事業等の様々な事業、令和4年の児童福祉法改正で導入されたこども家庭センターをはじめとする相談支援や産前産後の支援、要支援家庭の支援を含め、子育てにかかわる様々な実施機関がつながり、地域において面として支えていくことが重要である。また、自治体のなかでの子育て支援部局と要支援部局、幼児教育部局との連携、自治体と事業者、関係機関との連携が欠かせない。今回、制度化を進める伴走型相談支援や、数年後にすべての自治体で実施することになるこども誰でも通園制度を含め、各自治体で、これらをどのように有機的に結び付け、重層的にこどもたちと子育て家庭を支えていくことができるかが極めて重要である。

- 私たち分科会は、保護者・養育者、保育関係事業者、幼児教育関係事業者、地方公共団体、経済団体、学識経験者など、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン」(答申)の「こどもまんなかチャート」(社会の様々な立場の人がどのような立ち位置でこどもを支える当事者となり得るのかを図式化したもの)でいえば、それぞれの立場でこどもの育ちを支える当事者の集まりである。「子育てを社会全体で支えていく」ことができる社会を目指して、今後もこの分科会の中で、今回の制度改正を含めた様々な子育て支援が着実に進められるよう確認していく。

こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会 委員

- ◎秋田 喜代美 学習院大学文学部教授 東京大学名誉教授
 五十嵐 克也 日本商工会議所理事・企画調査部長
 大方 美香 公益社団法人全国保育サービス協会理事
 大阪総合保育大学大学院教授・学長
 岡本 美和子 公益社団法人日本助産師会常任理事
 日本体育大学児童スポーツ教育学部教授
 奥山 千鶴子 NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
 認定 NPO 法人びーのびーの理事長
 尾上 正史 全日本私立幼稚園連合会副会長 福岡幼児学園理事長
 加藤 篤彦 公益社団法人全国幼児教育研究協会理事
 武蔵野東第一・第二幼稚園園長
 倉石 哲也 武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授
 古口 達也 茂木町長
 後藤 亜希子 NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会副理事長
 駒崎 弘樹 NPO 法人全国小規模保育協議会理事
 認定 NPO 法人フローレンス会長
 佐藤 好美 産経新聞社論説委員
 佐保 昌一 日本労働組合総連合会総合政策推進局長
 志賀口 大輔 社会福祉法人日本保育協会前青年部長
 杉野 茂人 全国病児保育協議会会長
 ○鈴木 みゆき 國學院大學人間開発学部教授
 高谷 俊英 公益社団法人全国私立保育連盟常務理事
 高橋 慶子 全国国公立幼稚園・こども園長会会長
 目黒区立みどりがおかこども園園長
 手島 恒明 一般社団法人日本経済団体連合会人口問題委員会企画部会長
 寺尾 康子 全日本私立幼稚園PTA連合会常任委員
 戸巻 聖 一般社団法人全国認定こども園連絡協議会会長
 認定こども園くるみこども園園長
 徳倉 康之 NPO 法人ファザーリング・ジャパン理事
 新居 日南恵 NPO 法人 manma 理事
 則武 直美 全国児童養護施設協議会副会長 岡山聖園子供の家施設長
 藤迫 稔 箕面市教育委員会教育長
 松田 茂樹 中京大学現代社会学部教授
 松村 淳子 宇治市長
 三日月 大造 滋賀県知事 全国知事会子ども・子育て政策推進本部本部長
 水野 かおり 一般財団法人児童健全育成推進財団企画調査室参事
 宮田 裕司 NPO 法人全国認定こども園協会理事社会福祉法人堺暁福祉会理事長
 村松 幹子 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会副会長
 渡邊 寛子 保育園を考える親の会代表
 渡辺 弘司 公益社団法人日本医師会常任理事

(◎：部会長、○：部会長代理 五十音順 敬称略)

こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会等 開催経過

- 第1回 子ども・子育て支援等分科会 令和5年8月1日(火)
 - ・子ども・子育て支援をめぐる課題について

- 第2回 子ども・子育て支援等分科会 令和5年10月12日(木)
 - ・子ども・子育て支援をめぐる課題について
 - ・本分科会における制度改正に係る議論の進め方について

- 第1回 子ども・子育て支援等に関する企画委員会 令和5年10月31日(火)
 - ・本分科会における制度改正に係る議論に向けた論点整理について

- 第2回 子ども・子育て支援等に関する企画委員会 令和5年11月7日(火)
 - ・本分科会における制度改正に係る議論に向けた論点整理について

- 第3回 子ども・子育て支援等分科会 令和5年11月21日(火)
 - ・本分科会における検討事項に係る制度改正の方向性について

- 第4回 子ども・子育て支援等分科会 令和5年12月6日(水)
 - ・こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会における議論の整理(案)について
 - ・公定価格等について

1. 施策の目的

パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援する。

2. 施策の内容

【対象施設】

※保育所等：保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設

※地域子ども・子育て支援事業等：放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、児童厚生施設、市町村子ども家庭総合支援拠点 等

※児童養護施設等：児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託施設含む）、障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所

【実施主体】 都道府県、市区町村 【補助割合】 国 1 / 2、都道府県等、1 / 4、事業者 1 / 4

【補助基準額】 1施設あたり 100千円

3. こども未来戦略等

(幼児教育・保育の質の向上／全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充)

(1) 職員配置基準の改善

「こども未来戦略」

～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～（令和5年12月22日 閣議決定）（抄）

Ⅲ. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(2) 幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

- 待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。
- このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公定価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理(2021年12月)を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。
- 具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準については、
 - ① 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う(経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。)
 - ② 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。
- また、保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。
- くわえて、費用の使途の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県知事に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等を法定化する。

「こども未来戦略」を踏まえた職員配置基準の改善について

令和6年度の対応

【公定価格上の加算措置】 ※告示を改正

- 新たに「4・5歳児配置改善加算」を措置する。
- 30：1の配置に要する経費と、25：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

※ チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25：1以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

※ チーム保育推進加算は、主に3～5歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和5年度には、先んじて4・5歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（1人⇒2人）を行っている。



【最低基準等の改正】 ※内閣府令等を改正

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する。
- 人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないように、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30：1	25：1

※ 3歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している。（令和4年度の加算取得率：約90%）

※ 3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正（20：1⇒15：1）を行う。

令和7年度以降の対応

- 1歳児については、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に、6対1から5対1への改善を進める。

(2) 保育士等の処遇改善

趣旨・目的

- 保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を行う。

事業の内容

- 公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。
- 給与法の改正後に、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容を補正予算により予算に反映した上で、国家公務員給与の改定に準じて令和5年4月まで遡って公定価格の引上げ等を行うとともに、引き続き令和6年度予算案においても反映を行う。

(参考) 令和5年人事院勧告の内容

- ① 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる
- ② ボーナスを0.1月分引き上げる(4.4月→4.5月)

※上記の①②を反映した場合の公定価格上の人件費の改定率：+5.2%

実施主体等

【対象】 私立保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員

【実施主体】 市町村

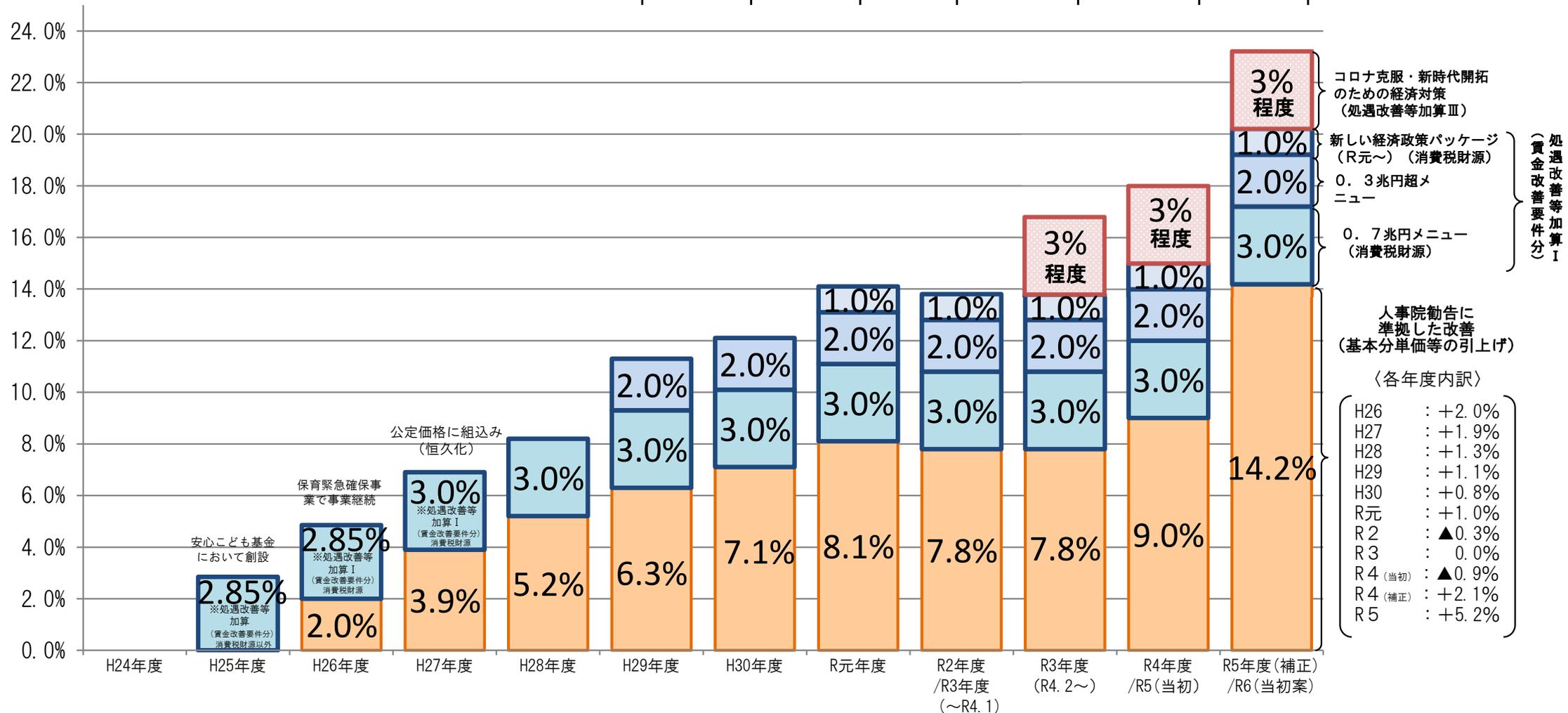
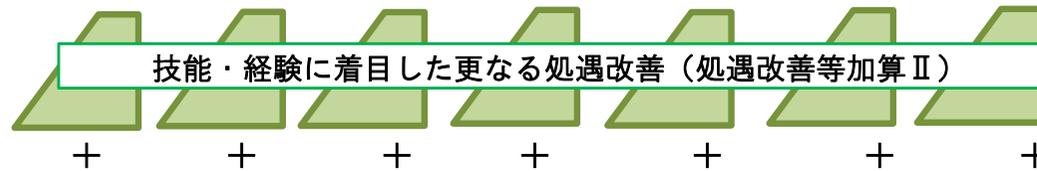
【補助率】 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

※事業主拠出金充当後の負担割合

保育士等の処遇改善の推移

計 +約3% (月額約0.9万円)	計 +約5% (月額約1.5万円)	計 +約7% (月額約2.1万円)	計 +約8% (月額約2.6万円)	計 +約11% +最大4万円 (月額約3.5万円 +最大4万円)	計 +約12% +最大4万円 (月額約3.8万円 +最大4万円)	計 +約14% +最大4万円 (月額約4.5万円 +最大4万円)	計 +約14% +最大4万円 (月額約4.4万円 +最大4万円)	計 +約17% +最大4万円 (月額約5.3万円 +最大4万円)	計 +約18% +最大4万円 (月額約5.7万円 +最大4万円)	計 +約23% +最大4万円 (月額約7.5万円 +最大4万円)
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---	---	---	---	---	---	---

(改善率)



※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。
 ※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2~9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和4年10月以降は公定価格により実施(恒久化)

「こども未来戦略」

～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～（令和5年12月22日 閣議決定）（抄）

Ⅲ. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(2) 幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

- 待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。
- このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公定価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理(2021年12月)を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。
- 具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準については、
 - ① 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う(経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。)
 - ② 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。
- また、保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。
- くわえて、費用の使途の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県知事に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等を法定化する。

保育所等における継続的な経営情報の見える化について

<経緯>

- 令和4年12月の公的価格評価検討委員会において、「処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、**現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要**。しかしながら、見える化に関する取組状況は分野ごとに様々であり、**継続的な見える化に向けて必要な取組を、各分野において順次進めていく必要がある**。」などの基本的な考え方が示された。
- 令和5年1月より、**子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議**を開催し、**令和5年8月28日に報告書を取りまとめ**。
- **医療・介護分野においては**、施設・事業所等の経営情報等に係る届出の義務化、国による集計・分析のためのデータベース整備、届出義務が履行されない場合の対応等の規定について整備し、**第211回通常国会で改正法が成立**。（医療分野：医療法・令和5年8月1日施行、介護分野：介護保険法・令和6年4月1日施行）

<現行制度>

- 子ども・子育て支援法第58条第1項に基づき、幼稚園・保育所・認定こども園等の設置者（以下、「特定教育・保育提供者」という。）に、**教育・保育情報を都道府県知事に報告**することを求めている。
 - ・運営する法人に関する事項 ・施設等に関する事項
 - ・従業者に関する事項 ・教育・保育等の内容に関する事項
 - ・利用料等に関する事項 ・その他都道府県知事が必要と認める事項 等
- 同条第2項に基づき、都道府県知事には、特定教育・保育提供者から報告された**教育・保育情報を公表**することを求めている。
- 子ども・子育て支援情報公表システム「**ここdeサーチ**」を整備して、**利用者の施設等の選択に資する情報をインターネット上で検索・閲覧できる環境を構築**してきたところ。

<継続的な見える化の意義>

- **更なる処遇改善等を進める上で、費用の使途の見える化を進めることが重要**である。
- 保護者が**適切かつ円滑に教育・保育等を子どもに受けさせる機会を確保**するためには、**施設・事業所ごとの職員の処遇等に関する情報が公表されることが重要**である。

<制度改正のイメージ（案）>

- 特定教育・保育提供者に、**教育・保育施設の経営情報を都道府県知事に報告**することを求める。
 - ・**施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象**とする。
 - ・**毎事業年度の経営情報**（収支計算書、職員給与の状況等）について報告・届出を求める。
- 都道府県知事には、特定教育・保育提供者から報告された**経営情報を公表**することを求める。
 - ・**職員の処遇等に関する情報であって、保護者の施設・事業者の選択等に必要な情報を個別施設・事業者単位で公表**。（モデル賃金や人件費比率等を想定。）
 - ※個別の施設・事業者単位での収支計算書等の公表は行わない。
 - ・**経営情報の集計・分析とその結果の公表に努める**。（施設・事業者の類型、経営主体の類型、地域区分の設定、定員規模などに応じて集計した、人件費や人件費比率の平均値や分布状況等を想定。）
- 「ここdeサーチ」において、施設・事業者からの報告・届出、都道府県における確認・公表等の事務が簡便かつ効率的に実施できるよう、システム改修を実施。

子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の在り方について

(令和5年8月28日 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議報告書・概要)

目的

- 幼稚園・保育所・認定こども園等の**施設・事業者の経営情報の公表やデータベース化等の継続的な見える化の仕組みの構築**を進め、**処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた公定価格の改善**を図ることを主たる目的とする。
- 加えて、行政機関においては、幼児教育・保育が置かれている現状・実態に対する**国民の正確な理解の促進**、社会情勢や経営環境の変化を踏まえた**的確な支援策の検討**、経営情報の分析を踏まえた**幼児教育・保育政策の企画・立案**等の実現を目的とする。
- また、**情報公表の充実を図ることにより、行政機関のみならず**、保護者や子育て家庭、保育士等の求職者の意思決定の支援や、施設・事業者の経営分析・改善の促進、また、研究者による学術研究や政策提言の活性化等、**幅広い関係者の利益への波及的な効果も期待**できる。

継続的な見える化の対象とする施設・事業者

- 原則、子ども・子育て支援法に基づく、**施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象**とする。
※ただし、小規模な施設・事業者に対しては、公表すべき内容・項目を限定する等の一定の配慮を行う方向で検討。

報告・届出を求める情報

- **全ての施設・事業者を単位**として、**毎事業年度の経営情報（収益・費用）**について報告・届出を求める。
- このうち、**人件費等についてはその内訳を、職員配置の状況や職員給与の状況等**については、**その詳細を把握できる情報も含む**。
- 報告・届出を求める経営情報等の具体的な項目については、「**経営実態調査**」における**調査項目を基礎**としつつ、「**政策検討への活用性の向上**」と「**施設・事業者への業務負担**」の双方に配慮し決定する。
- それぞれの**経営主体で採用されている会計基準に応じた様式**を設け、また、それぞれの**会計年度に応じた報告・届出期間を設定**する。

公表の方法

- **詳細な経営情報**については、**個別の施設・事業者単位での公表は行わない**。施設・事業者の種類、経営主体の種類、地域区分の設定、定員規模などの**属性に応じたグルーピングによって集計・分析した結果を公表**する。
- 保護者や保育士等の情報利用者にとってニーズの高い、**施設・事業者の人件費比率やモデル賃金等の情報**については、解釈において誤解が生じないようにすることや施設・事業者の権利利益が損なわれない範囲とすること等を前提に、**個別の施設・事業者単位で公表**する。

(3) こども誰でも通園制度 (仮称)

こども未来戦略

～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～（抄）

Ⅲ 「加速化プラン」 ～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ-1 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

- 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。
- 具体的には、2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度（仮称）」を実施できるよう、所要の法案を次期通常国会に提出する。
- 2025年度からの制度化に向けて、2023年度から本格実施を見据えた試行的事業の開始を可能とすることとし、2024年度も含めた試行的事業の実施状況を踏まえつつ、制度実施の在り方について検討を深める。
- 病児保育の安定的な運営を図る観点から、病児保育に係る保育士等の職務の特殊性等を踏まえた基本分単価の引上げ等を、2024年度から行う。

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

令和5年12月11日
第8回こども未来戦略会議
参考資料1

検討の方向性

- 現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。
- **2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体においてこども誰でも通園制度（仮称）を実施できるよう、所要の法案を次期通常国会に提出する。**

制度の意義

- **こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会**
- 孤立感や不安感を抱える**保護者の負担感の軽減**
- 保育者からこどもの良いところや成長等を伝えられることで、**こどもと保護者の関係性にも良い効果**
- 給付制度とすることで**制度利用のアクセスが向上**
- **利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握**などにつながる

【本格実施に向けたスケジュール】

令和5年度～

- **制度の本格実施を見据えた試行的事業**（※）
 - ・ 150自治体程度を想定
 - ・ 補助基準上一人当たり「月10時間」を上限

（※）補正予算で前倒しし、今年度中の開始も可能となるよう支援

令和7年度

- **法律上制度化し、実施自治体数を拡充**
 - ・ 法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ

令和8年度

- **法律に基づく新たな給付制度**
 - ・ 全自治体で実施（※）
 - ・ 国が定める月一定時間までの利用枠

（※）人材確保などの課題があり、令和8年度から国が定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、**国が定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置**を設ける。
（令和8・9年度の2年間の経過措置）

【子ども・子育て支援法等の改正イメージ（次期通常国会に提出予定）】

- 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「〇〇給付」を創設する。
- 利用対象者は、満3歳未満で保育所等に通っていないこども（※）とし、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能。
（※）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
- 本制度を行う事業所について、市町村による指定（認可・確認）の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする。

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会における中間取りまとめ（第4回検討会（12月25日）資料）

（検討会の概要）

- こども誰でも通園制度について、令和5年度にモデル事業を実施しており、令和6年度からは制度の本格実施を見据えた形での試行的事業を実施する。（参考）「こども誰でも通園制度」（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う（令和5年度総合経済対策）
- こども誰でも通園制度の試行的事業実施に向け、学識経験者、保育所等関係事業者、自治体からなる検討会を9月に立ち上げ、事業実施の在り方について検討し、12月の第4回検討会において、試行的事業の実施方針の中間取りまとめを行う。

I 制度の意義

- **こどもを中心に**、こどもの成長の観点から、**「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的**。
 - ・ 在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会が得られる
 - ・ 保育者からこどもの良いところ等を伝えられることで、こどもの新たな気づきを得たり、保護者とこどもの関係性に関わる
- 現行制度と比較し、**就労要件を問わないこと、給付制度として全国で実施することで制度利用のアクセスを向上させること、利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握などにつなげていく**ことに意義がある。
- 孤立感や不安感を抱えながら子育てを行っている保護者の負担感の軽減にもつながる。
- 今後の人口減少社会における保育所等の在り方として、こども誰でも通園制度は保育所等の多機能化の大きな柱となる。

II 試行的事業実施の留意事項

- **試行的事業においては、下記の考え方を踏まえ、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行う**。
 - ・ 試行的事業の補助基準上の上限であるものの、本格実施を見据えると、都市部を含め全国で提供体制を確保する必要がある
 - ・ 家族以外の人と関わる機会や、年齢の近いこども同士が触れ合う機会が得られ、こどもの心身の健やかな成長・発達に資する
 - ・ 一時預かりの整備状況は月1～2時間程度に相当し、試行的事業は、一時預かりよりも相当程度多く利用できることとなる
- こどもの安全確保が大前提であり、慣れるのに時間がかかるこどもへの対応として、**「親子通園」も可能とする**。
- 定期利用（利用する曜日等を固定し定期的に利用）、自由利用（固定せず柔軟に利用）は、こどもや地域の状況を踏まえ、**いずれかを原則とするのではなく、いずれかを選択したり、組み合わせるなど柔軟な利用方法が可能となる仕組み**が必要。

制度の本格実施に向けてさらに検討が必要な事項（例）

- ・ 利用者の利用可能枠
「利用時間を長く設定すべき」、「自治体によって利用時間を増やせるようにすべき」といった意見があった。全ての未就園児が利用できることを目的とする中でどのような対応が可能か、全国的な制度の中で地域差が生じることをどう考えるかといった論点を本格実施に向けて更に検討。
- ・ 人員配置基準
保育人材の確保が課題となっているところ、試行的事業においては一時預かり事業の配置基準と同様とすることとしているが、配置基準について更に検討を行うとともに、保育人材の確保及び育成に対する支援の充実・強化を検討。
- ・ 一時預かり事業との関係
一時預かり事業は①家庭における保育が困難な乳幼児、②子育てに係る保護者の負担軽減のため一時的に預かる乳幼児を対象に、一時的に預かり、必要な保護を行うもの。本制度との組み合わせも可能とするが、具体的方法、両者の関係は、本格実施に向けて引き続き整理。

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業

成育局 保育政策課

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度補正予算：91億円

1. 施策の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設を見据え、試行的事業を実施する。

2. 施策の内容

- 自治体における提供体制の整備を促すため、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形で実施する。
- 事業は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点など様々な施設・事業（以下、「実施事業所」という。）において行い、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として実施する。
- 「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」での議論の整理などを踏まえて事業を行う。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託等可。）

※実施自治体は、実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児

【補助単価】①預かりに必要な経費 1自治体当たり年額

※150自治体程度での実施を想定し、以下の自治体ごとの補助総額の上限を予定。

- A. 人口100万人以上の自治体 : 132,152千円
- B. 人口50万人以上100万人未満の自治体 : 119,047千円
- C. 人口10万人以上50万人未満の自治体 : 114,932千円
- D. 人口5万人以上10万人未満の自治体 : 32,589千円
- E. 人口5万人未満の自治体 : 17,002千円

※委託料等は、こども一人1時間当たり850円を基本とし、保護者負担額は1時間当たり300円程度を標準とする。

②指導監督員の雇上げに必要な経費 1自治体当たり年額

- A. 41,066千円 B. 18,252千円 C. 9,126千円 D. E. 4,563千円

③賃借料補助（令和5年度以降に賃借により開設した事業所に限る） 1事業所当たり年額 3,066千円

【補助割合】国：3/4 市町村：1/4

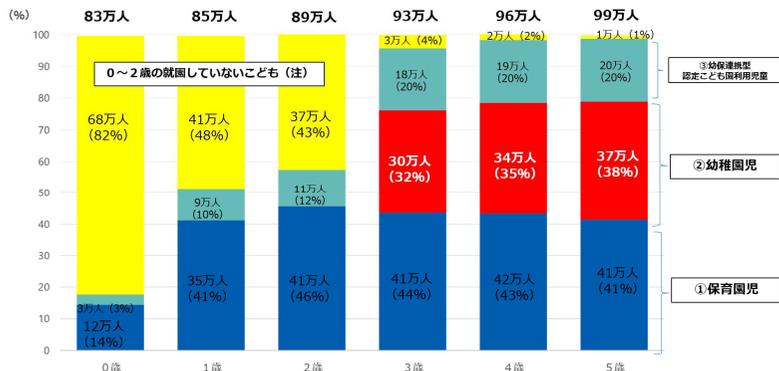
※試行的事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な整備費及び改修費等については、就学前教育・保育施設整備交付金及び保育所等改修費等支援事業により措置。

※こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築に係る経費については、別途措置し、こども家庭庁において執行する。

<制度の現状、背景>

- 就園していないこどもは0～2歳児の約6割を占める。現行の保育所等の制度では、就労等の保育の必要性がある者を対象としており、専業主婦家庭等を含めた就園していないこどもへの支援を強化していく必要。

【年齢別の就園していないこどもの割合（令和3年度）】



- こうした中、こども未来戦略方針（令和5年6月閣議決定）において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設することとしている。
- （※）「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う。」としており、これに対応した予算を補正予算案に計上。
- 本制度について、2024年度は制度の本格実施を見据えた形で試行的事業を実施することとしており、本年9月から、試行的事業実施の在り方に関する検討会（秋田喜代美座長）において、制度の意義、具体的な事業実施上の留意点等を議論し、本年12月に中間取りまとめを行う。
- こども誰でも通園制度の意義は、こどもにとって、
 - ・ 在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られること
 - ・ こどもの専門的な理解を持つ人からこどもの良いところ等を伝えられるなどにより、保護者はこどもについて新たな気づきを得たりするなど、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも関わっていくこと
 など、就園していないこどもの育ちを支えるためのもの。
- また、制度改正事項ではないものの、本制度はこどもの安全確保が大前提であり、慣れるのに時間がかかるこどもへの対応として、「親子通園」も可能とすることで検討会において議論している。

<改正のイメージ（案）>

- 左記を踏まえ、以下のような改正を行うこととするか。
- 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、**新たに「〇〇給付」を創設**する。
（参考）市町村から事業の運営に要する費用に係る給付費を支給することとする。利用者負担は事業者が徴収。
- **利用対象者**について、**満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象**とし、**居住する市町村による認定の仕組み**を設けることとする。
（※）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのかということに十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
- 利用者は、**月一定時間までの利用可能枠の中で利用**が可能。
- **本制度を行う事業所**について、**市町村による指定（認可・確認）の仕組み**を設けることとする。
 - ① 本制度を指す事業として「〇〇事業」を新たに設け、設備運営基準への適合等を審査した上で、市町村が認可
 - ② 「〇〇給付」の支給に係る事業者として、市町村が確認
- **市町村による指導監査、勧告等**を設けることとする。
 - ① 認可基準を満たしているかどうかの指導監査、勧告、命令等
 - ② 「〇〇給付」の支給に係る事業所への指定監査、勧告、命令等
- 市町村は子ども・子育て支援事業計画において、こども誰でも通園制度に関する必要定員総数や量の見込み等を定めることとする。
- 市町村による調整を行うのではなく、利用者と事業者との直接契約で行うこととする。
- その他、円滑な利用や運用の効率化を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を持つシステムを構築する。

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた 試行的事業実施の在り方に関する検討会

1. 趣旨

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設することとしている。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施することとしている。
- このため、本格実施を見据えた形での試行的事業の実施に向けて、成育局長が、学識経験者や、保育所・認定こども園・幼稚園などの関係事業者、自治体に参集を求め、試行的事業実施の在り方について検討し、2024年度の試行的事業の実施方針をとりまとめることとする。
- なお、検討会については原則公開とする。

2. 主な検討項目

- (1) 「こども誰でも通園制度」（仮称）の意義
- (2) 「こども誰でも通園制度」（仮称）の事業実施上の留意点
- (3) 施設・事業類型毎の事業実施のイメージ

3. スケジュール

9月21日	第1回検討会
10月16日	第2回検討会
11月8日	第3回検討会
12月	中間とりまとめ
（3月頃）	とりまとめ

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた 試行的事業実施の在り方に関する検討会

4. 構成員

秋田 喜代美	学習院大学文学部教授 東京大学名誉教授
内野 光裕	全日本私立幼稚園連合会副会長 学校法人内野学園清瀬ゆりかご幼稚園理事長
王寺 直子	NPO法人全国認定こども園協会代表理事 社会福祉法人浄元福社会理事長
大川 秀子	栃木市長
尾木 まり	有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長 認定NPO法人びーのびーの理事長
小野 敏伸	福岡市こども未来局子育て支援部運営支援課長（保育機能強化推進担当）
菊地 加奈子	社会保険労務士法人ワーク・イノベーション代表 特定社会保険労務士
北川 聡子	社会福祉法人麦の子会理事長
倉石 哲也	武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授
駒崎 弘樹	NPO法人全国小規模保育協議会理事 認定NPO法人フローレンス会長
志賀口 大輔	社会福祉法人日本保育協会前青年部長 社会福祉法人和光会なごみこども園園長
竹原 健二	国立成育医療研究センター研究所政策科学研究部・部長 成育こどもシンクタンク戦略支援室・副室長
原田 樹	七尾市健康福祉部子育て支援課長
堀 科	東京家政大学准教授
万井 勝徳	高槻市子ども未来部長
水嶋 昌子	NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長 みずしま保育室施設長
山内 将	松戸市子ども部参事監兼保育課長

※計18名。オブザーバー：文部科学省

(4) 病児保育

子ども・子育て支援交付金 令和6年度予算案 2,073億円の内数 (1,847億円の内数)

1. 施策の目的

こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

2. 施策の内容

(1) 病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

(2) 体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

(3) 非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【令和6年度補助単価（案）（病児対応型1か所当たり年額）】

基本分単価：8,443,000円【拡充】

加算分単価：1,000,000円 ～ 38,000,000円

当日キャンセル対応加算：247,900円～1,005,000円（※）

（※）「当日キャンセル対応加算」（令和6年度より本格実施）

2.（1）病児対応型・病後児対応型について、前日までの利用申し込みの状況を踏まえて受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算。

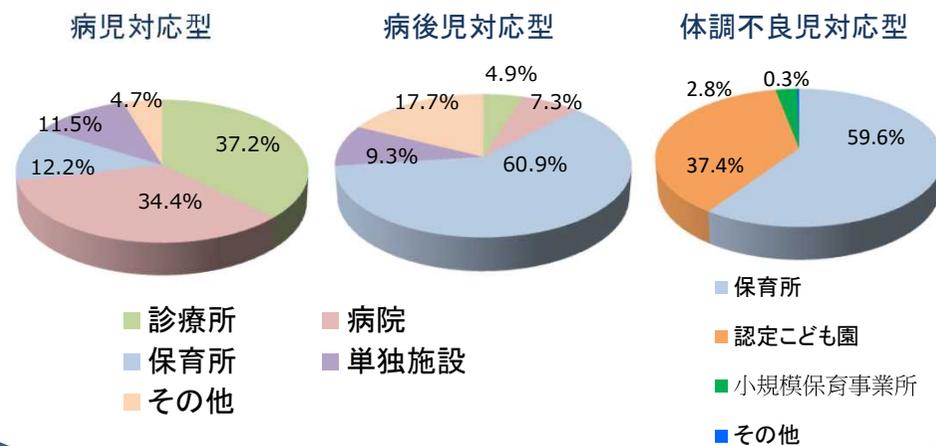
年間キャンセル回数	基準額（1か所当たり年額）
（1）25回以上50回未満	247,900円
（2）50回以上100回未満	502,500円
（3）100回以上150回未満	670,000円
（4）150回以上	1,005,000円

【実施か所数及び延べ利用児童数】



※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計
 ※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計
 ※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。
 (前年同月の延べ利用児童数を上限)

【実施場所】



(5) 延長保育

子ども・子育て支援交付金 令和6年度予算(案) 2,073億円の内数(1,847億円の内数)

1. 施策の目的

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。

2. 施策の内容

(1) 一般型

標準時間認定：11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業

短時間認定：各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施する事業

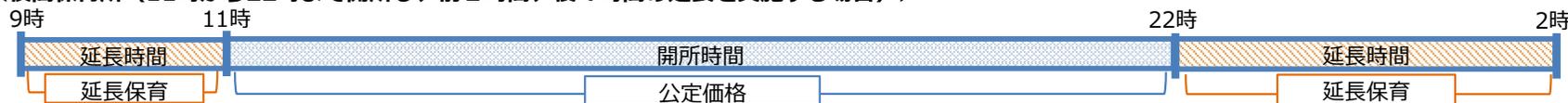
(2) 訪問型(平成27年度創設)

居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超えて保育を実施する事業

<一般的な保育所等(7時から18時まで開所し、後4時間の延長を実施する場合)【標準時間】>



<夜間保育所(11時から22時まで開所し、前2時間、後4時間の延長を実施する場合)>



《見直し》

- 保育標準時間認定の1時間の延長保育を実施する場合の平均対象児童数を、利用実績を踏まえて、現行の6人から3人に引き下げる。
- 30分の延長保育を実施する場合について、他の保育標準時間認定の補助基準額との均衡を図るため、現行の年額30万円から年額60万円まで補助基準額を引き上げる。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村(特別区含む。)

【補助率】国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

【令和5年度補助基準額】

※括弧は夜間保育所(夜間延長分に限る)の補助基準額

① 保育短時間認定(保育所：在籍児童1人当たり年額)

1時間延長：20,200円

2時間延長：40,400円

3時間延長：60,600円

② 保育標準時間認定(保育所：1事業所当たり年額)

30分延長：600,000円

1時間延長：1,760,000円(1,988,000円)

2~3時間延長：2,761,000円(2,989,000円)

4~5時間延長：5,673,000円(5,787,000円)

6時間以上延長：6,704,000円

【実績】

<実施か所数>

令和元年度：29,463か所(公立7,194か所、私立22,269か所)

令和2年度：28,425か所(公立6,690か所、私立21,735か所)

令和3年度：29,277か所(公立6,575か所、私立22,702か所)

<年間実利用児童数>

令和元年度：1,064,179人(公立255,279人、私立808,900人)

令和2年度：897,348人(公立210,426人、私立686,922人)

令和3年度：893,990人(公立201,262人、私立692,728人)

※ 公立施設については、平成17年度に一般財源化 ※ 厚生労働省子ども家庭局保育課調べ

4. 保育所等における負担軽減

(1) 処遇改善加算の関係書類の見直し

処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの事務手続きの簡素化について

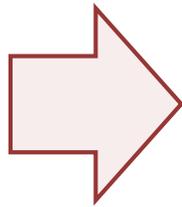
概要

- 公定価格の処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲについては、事務手続きが複雑で事務負担が重いという指摘を踏まえ、以下の通り、令和6年度より、事務手続きの簡素化を行い、事務負担の軽減を図る。

【改善点】 計画書の提出を原則廃止（令和6年度より実施）

（改善前の事務）

- 計画書と報告書で同様の情報（賃金額等）を記載して、それぞれ賃金改善（見込み）の確認を行う。



（改善後の事務）

- 計画書の提出は原則廃止する。その代わりに、賃金改善を行う旨の誓約書を提出する。
※新規で加算を取得する場合などは計画書の提出も求める。

注：賃金改善とは、加算当年度の職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が同等の条件の下で、基準年度に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げていることをいう。

※その他、処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの事務手続きの簡素化について、別途調整中。

※令和7年度に向けて、加算の一本化についても検討を行う。

(2) 保育補助者の配置

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和6年度予算案 509億円の内数<うち推進枠70億円> (457億円) ※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（保育補助者）を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図るとともに、保育補助者の保育士資格取得までの好循環を作ることなどにより、保育人材の確保を行うことを目的とする。
- 潜在保育士の再就職支援として、保育士資格を有する者を保育補助者として一定期間雇上げ、ブランクの長い保育士が再び現場に復帰できるよう必要な支援を行う。

2. 施策の内容

- 保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることや潜在保育士の再就職支援を目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【概要】

- ・ 保育士資格を有しない保育補助者（従来型）
保育士の補助を行い、保育士の業務負担を軽減する。
※事業者は保育補助者に対して、資格取得支援事業などの活用による保育士資格の取得（保育士試験又は保育士養成施設卒業）を促す。
- ・ 保育士資格を有する保育補助者（拡充）
現に保育士として就業していない保育士資格を有する者（潜在保育士）が、一定期間保育補助者として従事することで、段階的に保育士として復帰する際の足掛かりとする。
※補助対象となるのは1年間を限度

3. 実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】

定員121人未満の施設：年額 2,338千円 又は 年額 3,117千円（※）

定員121人以上の施設：年額 4,676千円 又は 年額 6,234千円（※）

（※）保育士確保が困難な地域

【保育補助者の要件】 現に保育士として就業していない保育士資格を有する者、保育所等での実習等を修了した者等

【補助割合】

国：3／4、都道府県：1／8・市区町村（指定都市・中核市除く）：1／8

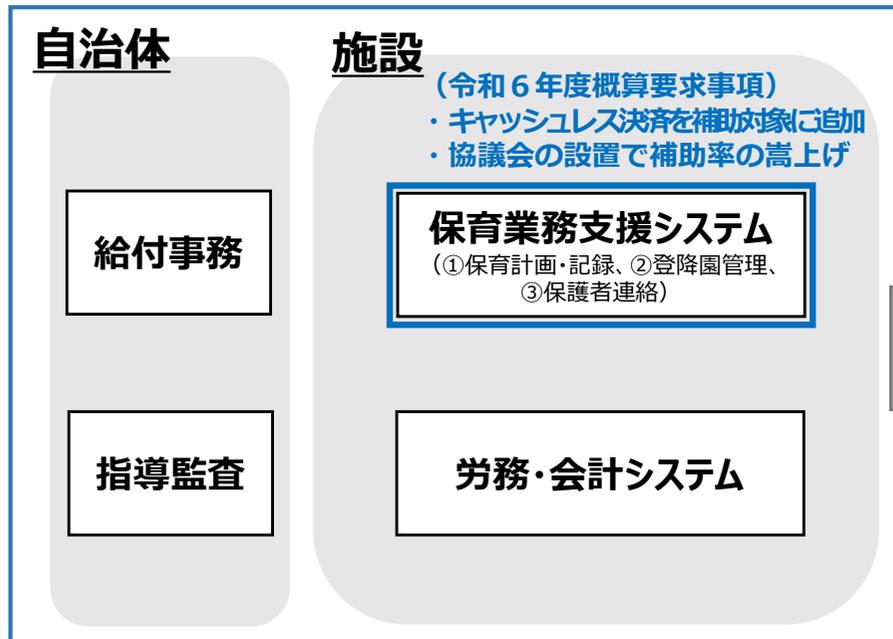
国：3／4、市区町村：1／4

(3) DX・ICT化関係

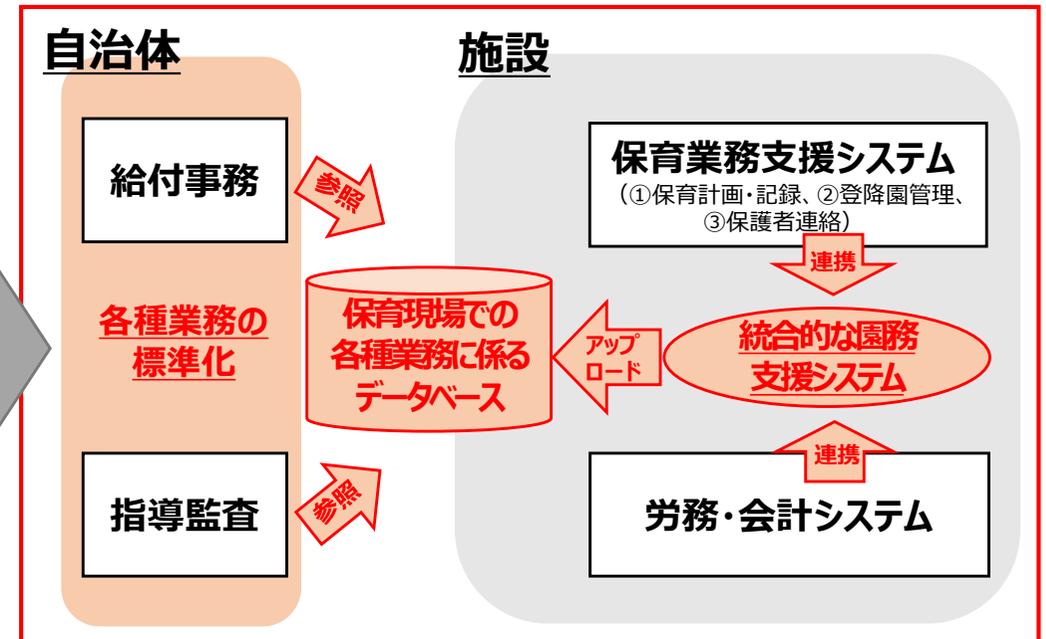
保育現場でのDXの推進について

- 当面は、【フェイズ1】としてICT化推進等事業を拡充し、保育業務にICTを導入する施設を増やす。
- その上で、【フェイズ2】として保育現場でのDXの推進を位置付けて、自治体・ICT関連事業者・保育事業者等の関係者と、こうした将来像を共有しつつ、連携して検討を進めていく。
- こうした取組により、デジタル技術を保育現場に活用することで、保育現場の業務負担を軽減し、こどもに向き合う時間を増やし、保育の質の向上を図る。

【フェイズ1】ICT化推進等事業の拡充



【フェイズ2】保育現場でのDXの推進



- ✓ 数ある業務の中でも、給付に係る請求書や指導監査に係る確認書類について、職員配置状況や賃金支給状況等を参照しつつ必要な情報を取りまとめることの負担が特に大きいと指摘されている。
- ✓ 各種業務の標準化を進めつつ、施設と自治体との間での給付事務や指導監査を含めた各種業務がデジタルで完結する環境を構築することを目指す。
- ✓ 園務支援システムによるデータ連携やオンライン手続を可能とすることにより、書類作成や紙媒体でのやり取り等による事務負担を省力化する。

1 事業の概要・スキーム

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務、**実費徴収等のキャッシュレス決済**）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士資格の登録申請の届出等について、自治体等の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。
- (6) 児童館において、入退館や子どもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。
- (7) **医療的ケア児を受入れる保育所について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。**
- (8) **今後の施策の検討に向けた基礎的なデータを把握するため、保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業を行う。**

2 実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村、**民間団体**

【補助基準額】(1) (7)業務のICT化等を行うためのシステム導入

- 1 機能の場合・・・1施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）
- 2 機能の場合・・・1施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合：90万円）
- 3 機能の場合・・・1施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：**110万円**）
- 4 機能の場合・・・1施設当たり 80万円（併せて端末購入等を行う場合：130万円）**

※1施設1回限り対象。ただし、新たにキャッシュレス決済システムを導入する場合には、過去に本補助金を活用して登降園管理等の他のシステムを導入している場合でも対象。

(イ) 翻訳機等の購入 1施設当たり：150千円

- (2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり：200千円
- (3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入
(7) 1自治体当たり：5,000千円 (イ) 1施設当たり：1,000千円
- (4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり：4,000千円
- (5) 保育士資格取得に係るシステム改修 総額99,640千円のうち令和3年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて設定
- (6) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 500千円
- (7) 医療的ケア児を受入れる保育所におけるICT機器導入 1施設当たり 200千円**

【補助割合】

- (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4 **(*) 国：2/3、市区町村：1/12、事業者：1/4**
- (2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4 **(*) 国：2/3、都道府県・市区町村：1/12、事業者：1/4**
- (3) (7)国：1/2、市区町村：1/2 (イ)国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
※(7)について、管内の病児保育施設の70%に予約システムを導入した自治体 国：2/3、市区町村：1/3
- (4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2 (5) 国：1/2、都道府県：1/2 (6) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2
(7) 国：1/2、市区町村：1/2
- (8) 国：定額**

※(1)～(3)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2 **(*) 国：2/3、自治体：1/3**
((1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。)

(*) 自治体（都道府県・市区町村）において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合、補助率を嵩上げ

こども政策DXの実現に向けた実証事業

長官官房 総務課 (※2③のみ成育局 保育政策課)

令和5年度補正予算：10億円

1 事業の目的

- 地方自治体や子育て関連事業者等が行政手続や事務処理等のデジタル化・ICT化や生成AIの利用等を効果的に進められるよう、こども政策DXに係るモデル事業等を短期集中で実施し、効果や課題、留意点等をまとめた報告書やガイドライン等を作成し、横展開を図る。また、特に手続負担や業務負担が大きいとされる保育現場でのDXについて、デジタル行財政改革の積極的な推進の観点から、取組の具体化に向けた調査研究を実施する。これらによりこどもや子育て中の方々の利便性向上と子育て関連事業者・地方自治体等の事務負担軽減を図り、「こどもまんなか社会」の実現を目指す。

2 事業の概要・スキーム

【事業内容】

①こども政策DXモデル事業の実施

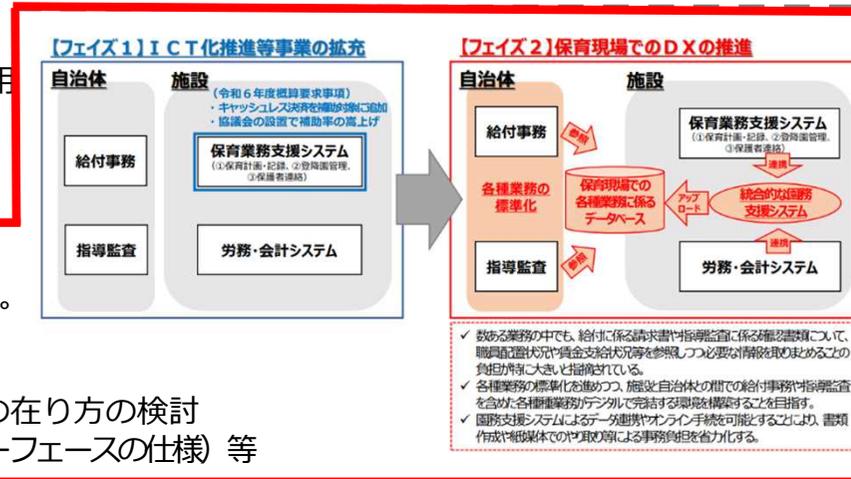
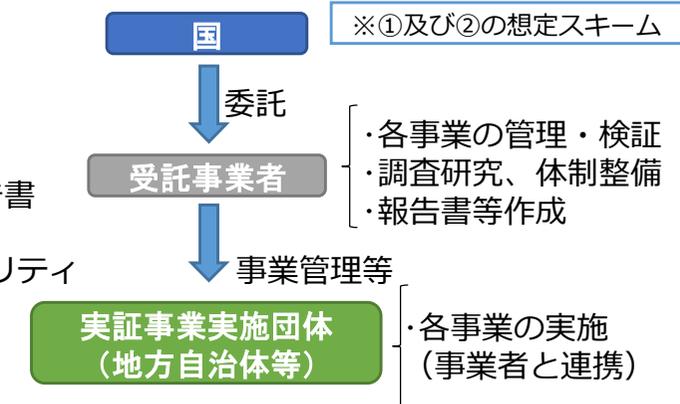
- ・地方自治体や保育施設等において、行政手続や事務処理等のDXの取組を実証的に行う。
- ・出生窓口、保育実務、母子保健等の幅広い領域で実施。
- ・有識者検討会を開催しながら各事業の効果や課題、留意点等を整理・検証し、これらをまとめた報告書等を作成し、横展開することで全国の地方自治体等のこども政策DXの取組を推進。
- ・実証事業等を踏まえ国で行うべきシステム開発等に係るDX戦略・人材育成、仕様書等検討、セキュリティ対策等もあわせて行う。

②こども・子育て分野における生成AI利用に係る調査研究

- ・地方自治体や保育施設等において、生成AIを利用した取組を実証的に行う。
 - ・保育、母子保健、安全対策、伴走型相談支援等の幅広い業務で実施。
 - ・有識者検討会を開催しながら各事業の効果や課題、留意点等を整理・検証し、生成AI利用のガイドライン等を作成することで全国の地方自治体等の適切な生成AI利用を進める。
- ※[生成AI利用の想定場面例] 住民からの子育て相談や問合せ対応、広報文等作成・マニュアル等改定
保育時における画像生成AI等利用、保育施設等における研修資料作成、園周辺の安全対策案の策定等

③保育現場でのDXの推進に向けた調査研究事業

- ・有識者や関係者（地方自治体、保育施設、ベンダー等）の参画を得て、以下の調査研究を行う。
- (1)地方自治体において行う給付事務・監査事務の実態把握
- (2)保育施設等において行う保育業務・管理運営業務の実態把握
- (3) (1) (2)の事務の標準化・デジタル化の検討及びそのために必要な共通データベースの在り方の検討
(データベースの構築主体、各種ICTツールとのデータ連携を可能とする標準規格、ユーザーインターフェースの仕様) 等



3 実施主体等

国（民間事業者等へ委託）

4. 保育業務のワンズオンリー実現に向けた基盤整備

令和5年12月20日
第3回デジタル行財政改革会議
加藤大臣 提出資料

課題

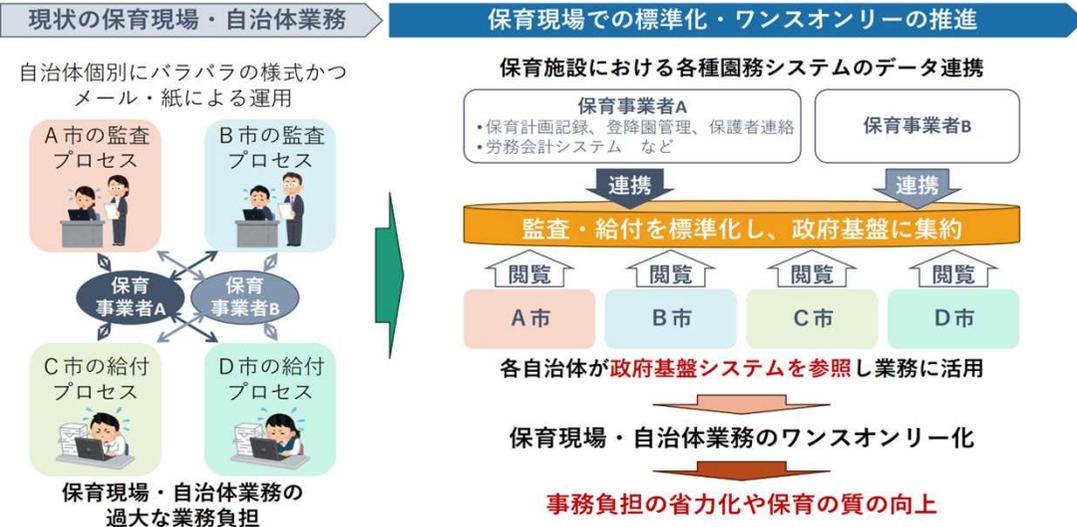
- 保育施設においては、ICT導入は限定的で、**手書きやアナログの業務が存続**。給付、監査等の場面で、多くの書類作成が必要であり、**保育士等の事務負担が大きい**。
※自治体によって様式が異なるため、複数の自治体に施設を持つ事業者にとって大きな負担となっている。
- 自治体においても、**多くの書類の管理や煩雑な審査が必要**であり、**担当者の事務負担が大きい**。
※給付担当、監査担当等の自治体内の複数部署で類似の書類を収集しており、共通化が図られていない。

対策

保育業務のワンズオンリー実現に向けた基盤整備

- ◆ 保育所等のICT導入や業務支援アプリの活用を推進。
※令和5年度補正予算においても、ICT化推進等補助金の補助率を向上させるなど一部拡充。
- ◆ 保育業務のワンズオンリー実現に向けて、給付・監査等の業務の標準化を進めるとともに、保育施設や自治体の業務システムと連携した**全国共同データベースを整備**。
※国がガバメントクラウド上で稼働する共通システムを整備し、各自治体はそれを利用することを想定。
- ◆ 保育施設の業務支援アプリから全国共同データベースに**オンライン提出された情報を、自治体の業務システムに自動的に取り込み**機械的に処理することで、**業務を効率化**。
※自治体の業務システムについては、認定・利用調整と給付の2業務について標準化を推進中。
- ◆ デジ田交付金TYPE Sを活用して**保育業務のワンズオンリーを試行**。

保育現場でのワンズオンリーの実現



効果

- 保育業務の効率化により、保育士等の事務負担を軽減し、**こどもと向き合う時間を確保**。保育施設における**人材確保や働き続けやすい職場づくりを支援**。
- 自治体担当者の事務負担を軽減し、**保育の質の向上に関わる業務に注力**。
- 保育ICTの危険を知らせる機能により、**保育の安全性を向上**。

プロジェクト	マイルストーン			
	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～
保育業務のワンズオンリー実現に向けた基盤整備	給付・監査等の各種業務の実態把握	業務フローやデータセットの標準化の検討	給付・監査等に係る様式・通知等の見直し	保育現場DXによる給付・監査等の運用開始
	給付・監査等に係る全国共同データベース検討	全国共同データベースの仕様の検討、予算要求	全国共同データベースの整備、試行運用	

4. 保育業務のワンズオンリー実現に向けた基盤整備

～現状と将来的に目指すイメージ～

保育施設

申請

自治体

現状

◆ 給付に係る請求書類や監査に係る確認書類の作成作業

- ✓ 給付・監査をはじめ自治体提出のために多くの書類作成が必要。
- ✓ 書類作成に当たり、施設内の様々な帳簿から情報を集める必要がある。業務支援アプリを導入していても、転記作業が必要。
- ✓ 自治体により書類様式が異なり、複数自治体で事業を行っている事業者にとっては大きな負担。

◆ 書類等の申請作業

- ✓ 作成した書類等のデータをメールに添付して送付。
- ✓ 書類等を紙に印刷した上で、郵送や届出を求められる場合もある。
- ✓ 申請内容に誤りや記入漏れがあった場合には、修正して再度提出することが必要。



◆ 自治体の業務システムにおける処理作業

- ✓ 施設から提出された書類等から必要な情報を抜き出し、自治体の業務システムに転記。
- ✓ 手作業で入力する場合もあり、入力やチェック作業に多くの時間を要する。
- ✓ 誤りや記入漏れがあった場合の施設とのやり取りにも多くの時間を要する。
- ✓ 各部署に提出された大量の書類等の保管場所確保が困難。



保育現場・自治体業務のワンズオンリー化

- ✓ 全国共同DBにアップロードすることで、書類等の申請作業が不要に。
- ✓ システム上のエラーチェックにより、申請誤り・記入漏れの減少。

全国共同データベース

- ✓ 自治体の給付担当、監査担当等の複数部署が全国共同DB上の必要な情報を参照し、自治体の業務システムにデータを取り込み。

保育施設

- ✓ 保育施設の業務支援アプリに蓄積されている職員配置状況、登園状況等を集計して、給付・監査等に必要情報を出力することにより、保育施設での書類作成作業が不要に。

自治体

- ✓ 業務システムへの転記・入力業務の削減。
- ✓ 申請誤り・記入漏れについてのやり取り負担の軽減。
- ✓ 大量の書類の管理や保管場所確保が不要に。

こどもと向き合う時間の確保

保育の質の向上に関わる業務に注力

将来 (イメージ)

5. 保活ワンストップシステムの全国展開

令和5年12月20日
第3回デジタル行財政改革会議
加藤大臣 提出資料

課題

- 保育入所申請にあたり、必要な情報収集や施設見学予約、窓口申請等の一連の保活に係る保護者の負担が大きい。
- 入所決定通知までに多くの時間を要し、こどもの入所や保護者の復職に向けた準備への支障となる場合もある。
※新年度入所に向けた手続は、前年10月頃に始まり、決定通知は2月頃となる。空き枠が無く再調整が必要な場合には、更に時間を要する。
- 自治体においても、保育認定、点数計算、施設割振等に係る担当者の事務負担が大きい。
※保育認定の基準や点数計算の考慮要素は、自治体によって様々であり、システム化が進まない原因となっている他、保護者にとっても分かりにくい。

対策

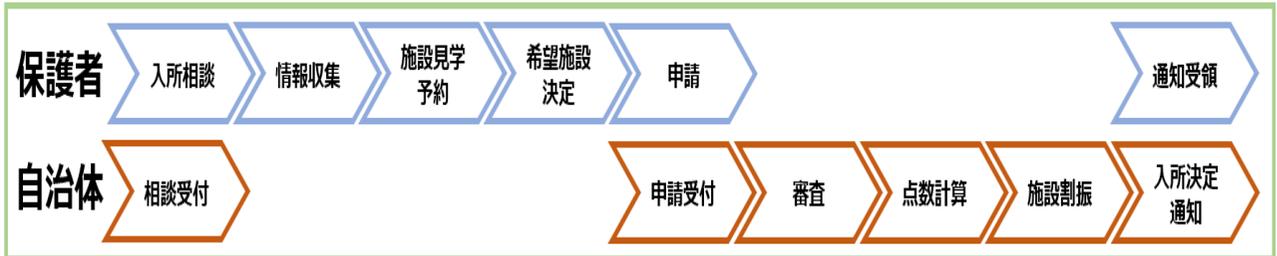
保活ワンストップシステムの全国展開

- ◆ 必要な情報収集や施設見学予約、窓口申請等の一連の保活がワンストップで完結できるよう、保活に関わる様々な情報を整理し、システムや行政手続の連携を確保。
- ◆ 保育入所申請のオンライン化・ワンズオンリーの実現に向けて、申請事務や届出情報の標準化を進めるとともに、再調整や引越しの際の申請手続を簡素化。
※就労証明書については、令和5年度に標準様式を示しており、原則これを使用することとするための規則改正を実施済。
- ◆ オンライン申請の情報を、自治体の業務システムに自動的に取り込みAIマッチング等を活用することで、業務を効率化。
- ◆ デジ田交付金TYPE Sを活用して保活ワンストップを試行。

効果

- 保護者の保活に係る負担を軽減し、子育てと仕事・家事との両立に向けた不安感やストレスを軽減。
- 自治体担当者の事務負担を軽減するとともに、入所決定通知までの期間を短縮。
- マッチング精度の向上と自治体事務の迅速化により、入所希望とのミスマッチ等による待機児童の発生を抑制するとともに、保護者の入所施設への利用満足度を向上。

保活ワンストップの実現



プロジェクト	マイルストーン			
	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～
保活ワンストップシステムの全国展開	<ul style="list-style-type: none"> 保活に係る保護者の負担感の実感把握 自治体の入所手続等の方法・内容等の実感把握 	<ul style="list-style-type: none"> 保活に関わるシステムや行政手続の連携の検討 入所申請や届出情報のデータセットの標準化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> システム・行政手続間のデータ連携確保 入所申請や届出情報に係る様式・通知等の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度入所に向けた保活や入所手続から運用改善の開始

(4) 虐待等未然防止

静岡県裾野市における保育所の事案について

1. 事案の概要

- 裾野市の私立さくら保育園（設置者：社会福祉法人桜愛会）において、不適切な保育が実施されていたことが判明。関与していた3人の保育士は、令和4年12月4日に、静岡県警により暴行の疑いで逮捕。
- 市は令和4年8月に通報を受け、園を指導していたものの、県に報告したのは同年11月下旬。

（不適切な保育の内容）

- ロッカーに入って泣いている園児の顔を携帯電話（個人所有）で撮影
- 園児の頭をバインダーでたたき泣かせる
- 棚に入った園児の足をつかんで引っ張り出し、足をつかみ宙づりにする 等

2. 国における対応

- 厚生労働省としては、令和4年12月7日に事務連絡を発出し、以下の内容について周知・徹底を通知。
 - ①保育所等における虐待の発生防止を改めて徹底すること
 - ②虐待が疑われる事案が発生した場合の行政への速やかな情報提供・相談等
 - ③行政における迅速な事実確認の実施
 - ④保育士の資格の取消についても十分な事実確認の上で適切に対応すること
- ※ ①～③は、令和3年3月にも、「不適切な保育の未然防止や発生時の対応に関する手引き」を作成し、周知・徹底を依頼
- また、今後の対応に活かすため、保育施設における虐待等の不適切な保育の実態や、通報等があった場合の市町村等における対応や体制についての全国的な実態調査を令和4年12月27日から令和5年2月3日にかけて実施。

昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について

- 昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について、次の2点を基本的な考え方として、進めていくこととする。
 - ① こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるようにすること
 - ② 保育所等、保育士等の皆様が日々の保育実践において安心して保育を担っていただくこと
- 具体的には、下記3点の対応を行う(5/12付でこども家庭庁・文部科学省連名の通知を発出)。

① 虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインの策定

今まで必ずしも明確ではなかった「不適切な保育」の考え方を明確化するとともに、保育所等、自治体等に求められることを整理したガイドラインを策定。

② 児童福祉法の改正による制度的対応の検討

保育所等における虐待等への対応として児童福祉法の改正による制度的対応を検討。

③ 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化

保育現場の負担軽減に資するよう、運用上で見直し・工夫が考えられる事項について周知。併せて、巡回支援事業の更なる活用等について周知。

① 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要）

調査の結果、
 ・「不適切な保育」の捉え方や
 ・保育所、自治体における取組・対応に
 ばらつきが見られた。



調査結果を踏まえ、
 ・「不適切な保育」の考え方を明確化
 ・保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関して、保育所等、
 各自治体に求められる事項等を整理

「不適切な保育」や「虐待等」の考え方

〔「不適切な保育」や「虐待等」の考え方のイメージ図〕

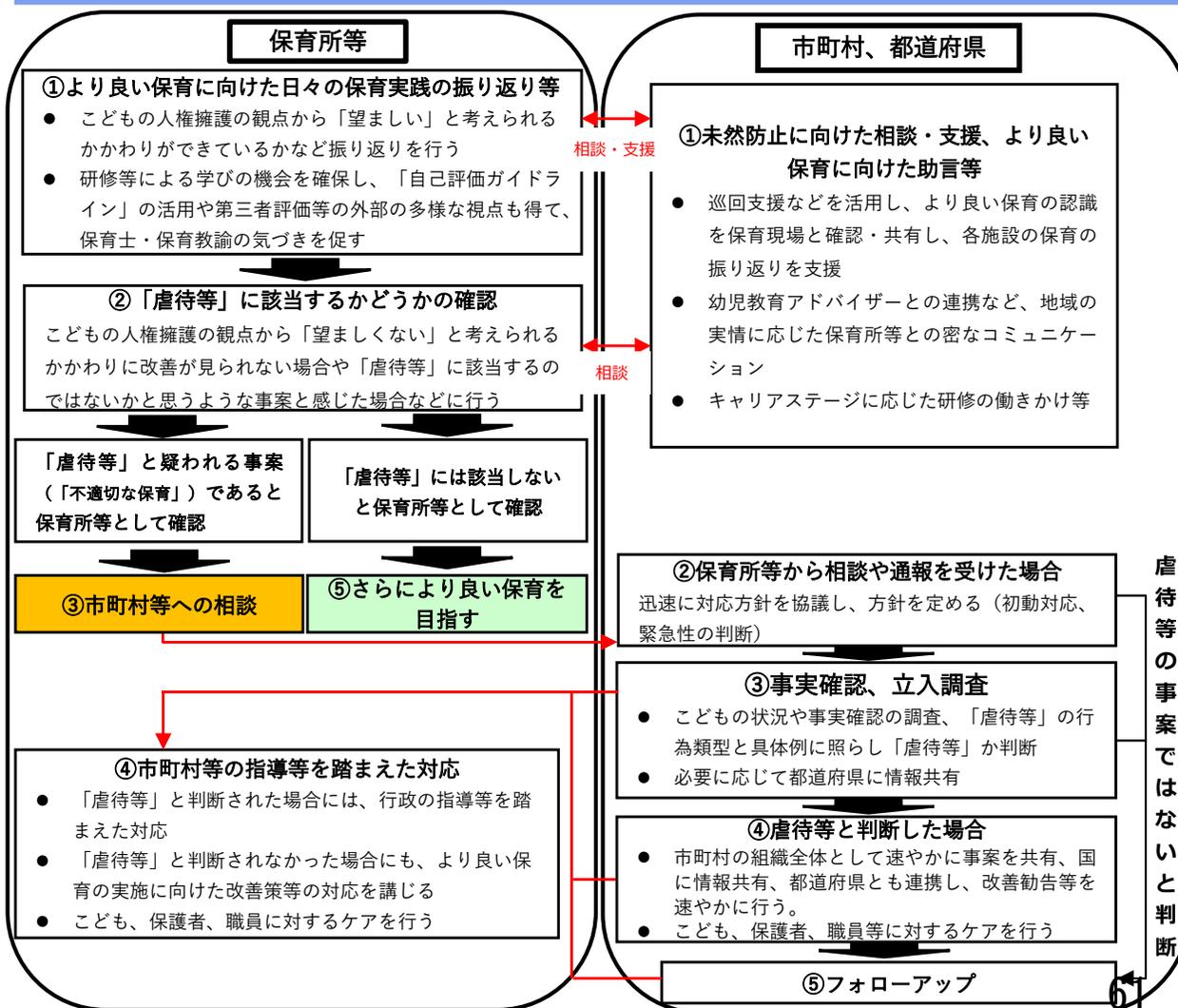
こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)

- 虐待等**
- 身体的虐待
 - 性的虐待
 - ネグレクト
 - 心理的虐待
- 「その他、こどもの心身に有害な影響を与える行為」

虐待	「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」に該当する行為
虐待等	「虐待」に加えて「こどもの心身に有害な影響を与える行為」を含んだ行為 <small>※児童福祉施設設備運営基準第9条の2で禁止される「法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為」と同義。</small>
不適切な保育	「虐待等」と疑われる事案※
「望ましくない」と考えられるかかわり	こどもの人権擁護の観点から「望ましくない」と考えられるかかわり

保育所等、市町村及び都道府県における対応のフローチャート



(※) これまで「不適切な保育」と全国保育士会の「保育所・認定子ども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」の5つのカテゴリー（①子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり、②物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉かけ、③罰を与える・乱暴なかかわり、④一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり、⑤差別的なかかわり）を同じものと解していたが、同カテゴリーの中には「不適切な保育」とは言えないものも含まれており、「不適切な保育」の位置づけを見直した。

② 施設職員による虐待に関する通報義務等について

- 児童養護施設等職員、障害者施設職員、高齢者施設職員による虐待に対する制度上の仕組みと比較し、保育所等の職員による虐待に対する制度上の仕組みは限定的。

	通報義務	通報を受けた際の適切な権限行使	都道府県による事案の公表	国による調査・研究	国によるガイドライン等の有無
児童養護施設等職員による虐待	○ (児童福祉法33条の12) ※都道府県等へ	○ (児童福祉法33条の14)	○ (児童福祉法33条の16)	○ (児童福祉法33条の17)	○
障害者施設職員による虐待	○ (障害者虐待防止法16条) ※市町村へ	○ (障害者虐待防止法19条)	○ (障害者虐待防止法20条)	○ (障害者虐待防止法42条)	○
高齢者施設職員による虐待	○ (高齢者虐待防止法21条) ※市町村へ	○ (高齢者虐待防止法24条)	○ (高齢者虐待防止法25条)	○ (高齢者虐待防止法26条)	○
保育所等職員による虐待	×	○ (※1)	×	×	○ (※2)

(※1) 通報を受けた際の対応に関する規定は無いが、児童福祉法に基づく一般的な規定として、虐待等の事案に対して、都道府県等による指導監査等を通じて把握し、適切に対処していくこととなる。

(※2) 令和2年度の調査研究事業により委託事業者が作成した「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」を周知している。さらに、今般、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を作成。

<制度の現状、背景>

- 昨年来、保育所等における虐待等の不適切事案が相次いだことを踏まえ実態調査（※）した結果、市町村が不適切保育の事実を確認したのは914件、虐待と確認したのは90件であった。
（※）調査対象期間：令和4年4月～12月
- こうしたことを踏まえ、こども家庭庁・文部科学省連名で「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」（令和5年5月12日）を取りまとめ、
 - ・ こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるようにすること
 - ・ 保育所等、保育士等が日々の保育実践において安心して保育を担っていただくことを基本的な考えとして進めていくこととした。
- 具体的には、下記3点の対応を行うとした。
 - ① 虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインの策定（「不適切な保育」の考え方の明確化、相談窓口の設置等の自治体における対応、保育の振り返りの実践等の保育所等における対応などを整理）
 - ② 児童福祉法の改正による制度的対応の検討
 - ③ 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化
- このうち②については、児童養護施設や障害児者施設、高齢者施設と同様に、保育所等の職員による虐待等の発見時の通報義務の創設を含め、保育所等における虐待等への対応として児童福祉法の改正による制度的対応を検討するとした。
- また、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和5年7月26日性被害・性暴力対策強化のための関係府省会議、こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議）においても、児童養護施設等における虐待行為に限定されている発見者の通報義務等に関し、保育所等における虐待行為についても同様の仕組みを設けることについて児童福祉法の改正による制度的対応を検討するとした。



<改正のイメージ（案）>

- 左記を踏まえ、以下のような改正を行うこととし、令和7年度から施行することとしてはどうか。
- **保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等、障害児者施設、高齢者施設の職員による虐待と同様の規定を設ける。**
 - ・ 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通告義務
 - ・ 都道府県等（※）による立入検査や業務改善命令等
 - ・ 都道府県等が行った措置等に対する児童福祉審議会による意見等
 - ・ 都道府県による虐待事案等の公表
 - ・ 国による調査研究
- （※）保育所の場合、児童福祉法に基づき都道府県又は指定都市・中核市が立入検査や業務改善命令等を行うとともに、子ども・子育て支援法に基づき市町村が立入検査や勧告・命令等を行うこととしており、都道府県と市町村が連携して対応することも想定。
- 対象となる施設・事業は、保育所の他、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、こども誰でも通園制度（仮称）を行う事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、児童館等とする。
- （※）対象施設・事業の考え方
もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う施設・事業を対象とする。
- （※）保育所や幼保連携型認定こども園と同様、幼稚園及び特別支援学校幼稚部についても措置を講じる方向で文部科学省において検討中

③ 保育士等の負担軽減策（運用上で見直し・工夫が考えられる事項の周知）

- **保育士等の負担軽減の観点から、運用上で見直し・工夫が考えられる以下のような事項について周知を図る。**

項目	周知内容
指導計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・指導計画については、保育所保育指針解説等に則り、こどもの実態等を踏まえて、長期・短期の2種類の計画をそれぞれの園の実情に応じ、創意工夫を図りながら作成いただきたいこと。例えば、年単位、期単位、月単位、週単位、日単位の計画を個別に作成する必要があるものではない。 ・自治体においても、保育所等への指導等を行うに際し、こうした点を了知いただきたいこと。 <p>※保育所保育指針解説においては、①年・数ヶ月単位の期・月など長期的な見通しを示す指導計画と、②それを基に更にこどもの生活に即した週・日などの短期的な予測を示す指導計画の2種類の計画を作成するよう示している。</p>
児童の記録に関する書類等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・種類が異なる複数の資料に重複する内容が多く含まれている場合があることから、記載内容が重複している項目を洗い出し、可能なものは同一の様式とするなど、それぞれの園の実情に応じた見直しを行っていただきたいこと。 <p>※「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）においては、最低限記載することが望ましい項目を整理し、児童票等の参考様式を示している。</p>
働き方の見直し、業務内容の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・保育する上で本当に必要な業務を精選し、会議を短時間で効果的なものとする工夫や業務の配分の「ムラ」の改善など、働き方の見直しに取り組んでいただきたいこと。 ・行事については、こどもの日常生活に変化と潤いがもてるよう、日々の保育の流れに配慮した上で、ねらいと内容を考えることが重要。恒常的に企画や準備のための残業や持ち帰り作業等が生じている場合等には、それぞれの園の実情やねらいに照らし、準備等の業務の改善に取り組んでいただきたいこと。 <p>※「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）においては、保育士等の業務内容のタイムマネジメントや、業務の配分の偏りなどの「ムラ」のリストアップといったアプローチの方法を例示している。</p>

- **あわせて、保育所等における日々の保育実践の改善を図るため、巡回支援事業の活用とともに、「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」により配置されている幼児教育アドバイザーとの積極的な連携を図るよう周知を図る。**

- ※「巡回支援事業」：若手保育士への巡回支援、勤務環境の改善に関する助言等を行うための保育事業者支援コンサルタントによる巡回支援、自己評価等の充実による保育の質の確保・向上を図るための保育実践充実コーディネーターによる巡回支援等
- ※「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」：一定の要件を満たす都道府県又は市区町村が、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援等の事業を行う場合、その経費の一部を補助し、もって幼児教育の質の向上を図ることを目的とする事業。
- ※「幼児教育アドバイザー」：幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者を指す。

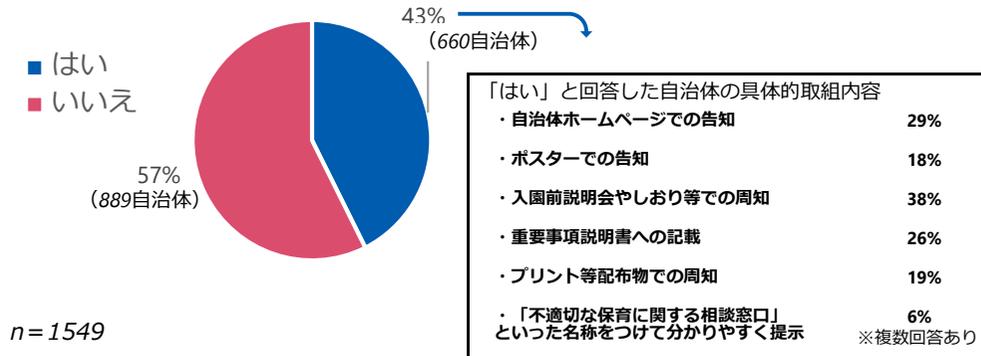
(参考) 「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」 (令和4年12月～2月実施)の結果について(概要)

- 自治体等に対して、令和4年4月～12月の「不適切な保育」(子ども一人一人の人格を尊重しない関わりなど5つの類型に該当する行為(※))を調査したところ、保育所(22,720施設)については、市町村が当該行為が疑われるとして事実確認を行ったのは1,492件。このうち、市町村が当該行為の事実を確認したのは914件(事実確認後、都道府県に対して情報提供を行った割合は9.5%)。このうち、市町村が「虐待」と確認したのは90件(事実確認後、都道府県に対して情報提供を行った割合は27.8%)。

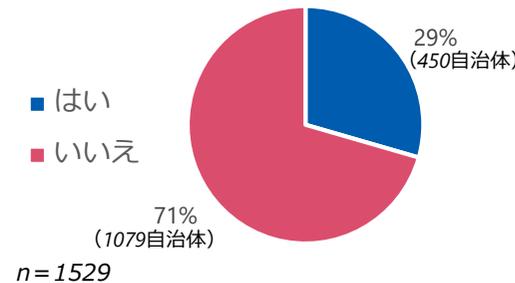
(※) ①子ども一人一人の人格を尊重しない関わり、②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ、③罰を与える・乱暴な関わり、④子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり、⑤差別的な関わり

- また、自治体等の体制等や未然防止の取組は下記のとおり。

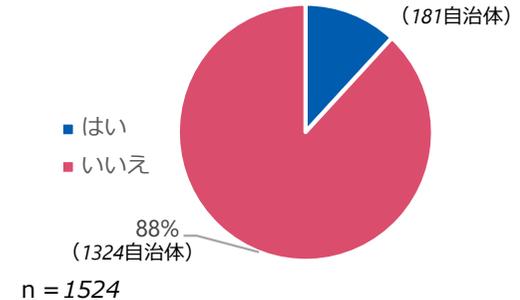
相談窓口やコールセンターの設置の有無



施設から自治体への報告基準や手続を各施設に周知しているか



緊急性等の判断プロセス及び判断基準を明確に定めているか



(注1) 自治体等に対する調査について、保育所の回収率は88.2% (47/47(都道府県)、1530自治体/1741(市町村+特別区))

(注2) 同様の調査を、地域型保育事業、認可外保育施設、認定こども園(全類型)、幼稚園・特別支援学校幼稚部(※)に対しても実施しており、調査結果はHP掲載

(※) 幼稚園・特別支援学校幼稚部に係る個別事案の件数は、別調査(体罰の実態把握について)より把握

(注3) 保育所の数は、令和3年社会福祉施設等調査より(令和3年10月1日時点)

- 施設に対して、令和4年4月～12の月「不適切な保育」の件数を尋ねたところ、保育所については、0件と回答した施設が73%(15,757施設)、1～5件まで合わせると90%(19,369施設)となった一方で、31件以上の件数を回答した施設(82施設(全体の0.4%))から、全体の約4割の件数の回答があり、「不適切な保育」の捉え方にばらつきが見られた。

(注1) 施設に対する調査について、保育所の回収率は95.3% (21,649施設/22,720施設(令和3年社会福祉施設等調査より(令和3年10月1日時点)))

(注2) 同様の調査を、地域型保育事業、認可外保育施設、認定こども園(全類型)に対しても実施しており、調査結果はHP掲載

5. 公定価格の改善

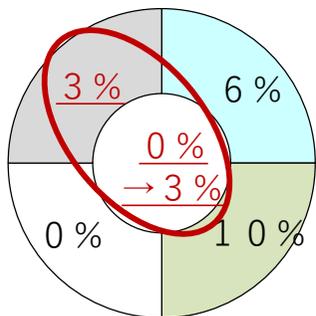
(1) 地域区分の見直し

令和6年度公定価格における地域区分の見直し

○ 令和3年度介護報酬改定の地域区分の見直し内容を踏まえ、現在の補正ルール適用後の地域区分を前提に、隣接する地域の状況に基づく補正ルールを新たに追加する。

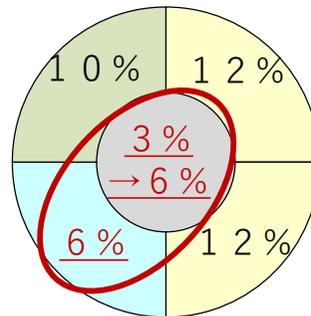
現在の公定価格における補正ルール（公務員の地域手当の地域区分をベースに補正）

【補正ルール①（平成27年度～）】



- ・公務員の地域手当の設定が**ない**地域
 - ・地域手当の設定がある地域に囲まれている又は複数隣接する場合
- 地域手当の設定がある地域のうち最も近い区分まで引き上げ

【補正ルール②（令和2年度～）】

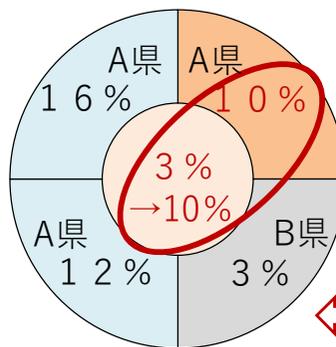


- ・公務員の地域手当の設定が**ある**地域
 - ・当該地域の地域区分よりも地域手当の支給割合の高い地域に囲まれている場合
- 囲まれている地域のうち最も近い区分まで引き上げ

＋ 新しい補正ルールの追加

新たな補正ルール（補正ルール①②を反映後の地域区分をベースに補正）

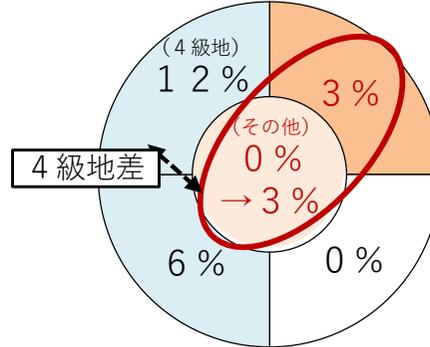
【新たな補正ルール③】（対象市町村：24市町村）



- ・公務員の地域手当の設定の有無にかかわらず
 - ・同一都道府県内で高い地域区分の地域に全て囲まれている場合
- 同一都道府県内の囲まれている地域のうち最も近い区分まで引き上げ

※左の事例では、B県の地域を除いて、高い地域に囲まれているかを判断

【新たな補正ルール④】（対象市町村：5市町）



- ・公務員の地域手当の設定が**ない**地域
 - ・現在の補正ルール適用後の地域区分を前提に、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合
- 当該地域よりも高い隣接地域のうち、最も近い区分まで引き上げ

対象市町村一覧

【新たな補正ルール③】

- ・栃木県足利市：0%→3%
- ・群馬県昭和村：0%→3%
- ・千葉県栄町：6%→15%
- ・千葉県神埼町：0%→6%
- ・東京都東久留米市：12%→15%
- ・東京都奥多摩町：6%→10%
- ・山梨県韮崎市：0%→3%
- ・山梨県富士川町：0%→3%
- ・長野県青木村：0%→3%
- ・長野県山形村：0%→3%
- ・岐阜県山県市：0%→3%
- ・岐阜県富加町：0%→3%

- ・愛知県一宮市：3%→6%
- ・滋賀県近江八幡市：0%→3%
- ・京都府井出町：3%→6%
- ・京都府南山城村：3%→6%
- ・大阪府四條畷市：6%→10%
- ・岡山県瀬戸内市：0%→3%
- ・広島県大竹市：0%→3%
- ・広島県北広島町：0%→3%
- ・山口県和木町：0%→3%
- ・香川県東かがわ市：0%→3%
- ・福岡県糸島市：6%→10%
- ・佐賀県基山町：0%→3%

【新たな補正ルール④】

- ・千葉県神崎町：0%→6%
- ・千葉県多古町：0%→3%
- ・岐阜県瑞浪市：0%→3%
- ・岐阜県恵那市：0%→3%
- ・愛知県設楽町：0%→3%

**(2) 主任保育士専任加算・
主幹教諭等専任加算の
要件見直し**

(令和6年度) 主任保育士専任加算等の要件の見直し

1. 概要

○ 保育所の主任保育士が保育計画の立案や地域の子育て支援の業務に専任できるよう、代替保育士等を配置するための加算等を設けており、加算の要件として、代替保育士等を配置することと、以下の事業等を複数実施することを求めている。

- i 延長保育事業 ii 一時預かり事業（一般型） iii 病児保育事業 iv 乳児が3人以上利用している施設 v 障害児（軽度障害児を含む。）が1人以上利用している施設

※認定こども園（保育認定）については、これらの要件を満たさぬ場合に、主幹保育教諭等の専任化による子育て支援の取組みを実施していないものとして、減算調整が行われる。

※令和5年度に限り、0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持している場合には、前年度に要件を満たしていた月は、引き続き、要件を満たすものとして取り扱う（特例）。

○ 乳児保育の申込が減少している一方で、人口減少社会の中で地域における保育所等の機能強化が求められている。

2. 措置内容

○ 乳児3人以上の利用に係る要件に加えて、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月（令和5年度に特例の適用があった月を含む）については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。

(具体例)

	令和5年度									令和6年度								
	4月	5~8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5~8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(例1) 乳児利用人数	0人	0人	1人	1人	1人	2人	2人	2人	2人	0人	0人	1人	1人	1人	2人	2人	2人	2人
	要件×									要件×(①~③に関わらず、適用無し)								
(例2) 乳児利用人数	0人	1人	2人	2人	3人	2人	2人	3人	3人	0人	0人	1人	1人	1人	2人	2人	2人	2人
	要件×				要件○※					要件×(①~③に関わらず、適用無し)					要件○(①~③を条件に適用)			

※令和5年度の特例の適用により要件を満たした場合も含む。

主幹教諭等専任加算等の要件の見直し

1. 概要

- 幼稚園における主幹教諭等が指導計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任できるよう、代替教員等を配置するための加算等を設けており、加算の要件として、代替教員等を加配することと、以下の事業等を複数実施することを求めている。
 - i 一時預かり事業（幼稚園型） ii 一時預かり事業（一般型） iii 満3歳児に対する教育・保育の提供 iv 障害児に対する教育・保育の提供
 - v 継続的な小学校との連携・接続に係る取組
- ※認定こども園（教育認定）については、これらの要件を満たさない場合に、主幹保育教諭等の専任化による子育て支援の取組を実施していないものとして減算調整が行われる。
- 中教審答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」（令和3年1月26日）では、幼児教育の質の向上には幼児教育を担う人材の資質・専門性の向上が必要であり、園内研修・園外研修を含めて各種研修の機能・位置付けを構造化して効果的な研修を行うことが重要としている。
- 主幹教諭等のリーダーシップの下で、教育委員会や幼児教育センター、幼児教育アドバイザー等の専門的知見を持つ者と連携して、園の実態を踏まえた効果的な園内研修を実施できるようにすることで、幼児教育・保育の質の向上を図る。

2. 措置内容

- 加算の要件を弾力化し、複数実施すべき事業等について「vi 幼児教育センター等と連携した園内研修の実施」によっても加算を取得できることとする。
- あわせて、「ii 一時預かり事業（一般型）」の要件について、当該事業以外に非在籍園児を預かる場合によっても加算を取得できることを明確化する。

※なお、同加算の取得が要件となっている療育支援加算・子育て支援活動費加算についても取得可能となる。

(3) 小学校接続加算の見直し

小学校接続加算の見直し

1. 概要

- 本加算では、こどもの発達や学びの連続性を確保して小学校への円滑な接続を図るため、交流活動等を通じて小学校との連携・接続に係る取組を行う施設に対して事務費を措置している。
- 中教審「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～（審議まとめ）」（令和5年2月27日）においては、全てのこどもが格差なく質の高い学びへと接続できるよう幼児期及び架け橋期の教育の質を保障するために、幼保小が協働して架け橋期のカリキュラムを作成することが重要であることが提言された。
- これまで幼児教育施設が行ってきた小学校との連携・接続の取組が継続されるよう支援するとともに、中教審の提言も踏まえて更に架け橋期の教育を充実させるために必要な費用を措置する。

2. 措置内容

- 加算を取得するために施設が満たすべき要件を二段階立てとして、下記要件のうち i～ii を満たした場合を一段階目、下記要件 i～iii を満たした場合を二段階目とするとともに、加算額の見直しを行う。

(※) 加算の要件

- i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。
- ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校とのこども及び教職員の交流活動を実施していること。
- iii 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の架け橋期のカリキュラムを編成・実施していること。

6. 保育人材の確保

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 「新子育て安心プラン」に基づく約14万人分の保育の受け皿整備に必要となる保育人材(新たに約2.5万人)の確保を含め、処遇改善のほか、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

- 保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）
 - ・学費5万円(月額)など。卒業後、5年間の実務従事により返還を免除、過疎地域に適用されている返還免除の特例（実務従事5年→3年）について、離島その他の地域にも適用を拡大【R5 予算】
- 保育士の資格取得を支援
 - ・保育所等で働きながら養成校卒業による資格取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援
- 保育士試験の年2回実施の推進（27年度：4府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）
- 保育士・保育の現場の**魅力発信**（情報発信のプラットフォームの構築など、様々な対象者に対して魅力発信を実施）【R3 予算～】

就業継続支援

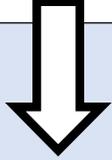
- 保育所等におけるICT化の推進**
 - ・①保育に関する計画・記録、②保護者との連絡、③子どもの登降園管理等の業務のICT化に係る**システムの導入費用や翻訳機等を支援**
 - ・上記①～③の3つの機能のうち必要な機能のみを選択して導入する場合も補助対象となるよう補助要件を見直し【R4 補正予算】
- 保育補助者の雇い上げの促進**（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
 - ・補助要件（勤務時間週30時間以下の要件）の撤廃&保育士確保が困難な地域の補助基準額の引き上げ【R3 予算～】
- 保育体制強化事業の促進**（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
 - ・保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、**登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助【R5 予算】**
 - ・園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の**補助対象に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等を追加【R5 予算】**
- 保育士**宿舍借り上げ支援**（補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定（月額8.2万円を上限）、支給期間：採用から5年以内※）
 - ※直近2カ年のいずれかで保育士の有効求人倍率が2以上の場合は採用から7年以内【R5 予算】
 - ※前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は前年度の年数を適用
- 保育士の働き方改革への支援**
 - ・労務管理の専門家による巡回支援や魅力ある職場づくりの啓発セミナーの実施【R3 予算～】
 - ・保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置【R3 予算～】

離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの機能強化**（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
 - ・**マッチングシステムを導入する費用を支援**し、業務の効率化・きめ細かなマッチングを実施（補助額700万円）
 - ・保育補助者等のマッチングや現職保育士に対する支援、管内の保育所等への巡回等によるマッチング機能の向上【R3 予算～】
- 就職準備金貸付事業**（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け（40万円）、2年間勤務した場合、返還を免除）

保育人材の確保に向けた総合的な対策

処遇改善のほか、働きやすい職場環境づくり、新規の資格取得、就業支援、保育の現場・職業の魅力向上の発信などにより各層へのアプローチを行い、総合的に取り組む。

	働きやすい 職場環境づくり	新規資格取得支援	就業支援	魅力発信 拡
保育所等に 就業している 保育士	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所等におけるICT化の推進 拡 ○保育DXによる現場の負担軽減 (保育業務のワンスオンリー実現に向けた基盤整備、保育現場でのDXの推進に向けた調査研究事業 (R5補正予算)) 拡 ○保育補助者・保育支援者との役割分担による負担軽減 ○保育士宿舍借り上げ支援 ○巡回による働き方改革支援 ○ノンコンタクトタイムスペース確保のための改修費支援 ○安全対策のための支援 (送迎バスの安全装置の設置 (R4二次補正)、午睡中の事故防止、ICTを活用したこどもの見守り) ○ガイドラインの発出 (保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン、業務改善実践に向けた事例集、ICTハンドブック等) ○業務負担軽減に向け、運用上で見直し・工夫が考えられる事項の周知 (令和5年5月12日) (指導計画の作成、行事の実施等に係る業務内容の改善等) 			<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度中に、保育に関する情報発信サイト「ハローミライの保育士」を改修。 令和6年度以降、随時更新。 (HPコンテンツ例) ・保育所等や保育士の現場での取組の実践事例集 ・通知やガイドライン等
中高生	 <p>働きやすい 職場環境づくり を通した 保育の魅力発信</p>	○保育士修学資金貸付 (養成施設入学準備等、個人向け)		
保育士養成 施設等の学生		○保育士修学資金貸付 (個人向け) ○保育補助者として就業 (事業者へ雇上費の貸付又は支援)	○保育士・保育所支援センター による相談支援 (養成施設における就職相談会の実施等) 拡	
保育士資格を 目指す者 (リスクリング等)		○保育士試験の年2回実施 ○保育補助者として就業 (事業者へ雇上費の貸付又は支援) ○保育士修学資金貸付 (個人向け)	○保育士・保育所支援センター による相談支援 (マッチング支援) 拡	
潜在保育士			○保育士・保育所支援センター による相談支援 (マッチング支援) 拡 ○就職準備金貸付 (個人向け) ○保育補助者として就業 拡	

7. 基準を満たさない認可外保育施設 における無償化経過措置の見直し

経過措置の内容

- 令和元年10月から実施している幼児教育・保育の無償化では、**認可施設に通うこどもと、都道府県等に届出を行い国が定める基準を満たした認可外保育施設等に通うこども**（※）が、**無償化の対象**。（※）保育の必要性の認定を受けたこども
- ただし、**経過措置として5年間（令和6年9月末まで）の間は**、猶予期間として、**認可外保育施設指導監督基準を満たさない認可外施設**に通うこどもについても、**施設が都道府県に届出をしていれば、無償化の対象としている**。（子ども・子育て支援法改正法附則第4条）

基準適合の状況

- ・すべての基準を満たしている施設は全体の約75%（約1万施設）⇒ 令和6年10月以降も引き続き無償化対象となる。
- ・何らか満たしていない基準がある施設は全体の約25%（約3500施設）
ただし、そのうち多くは「**施設及びサービスに関する内容の掲示**（約11%）」、「**安全確保（安全計画の策定、訓練等）**（約10%）」、「**消防計画、防火管理者の選任・届出**（約9%）」、「**サービス利用者に対する契約内容の書面交付**（約7%）」など容易に満たし得る基準を満たしていないもの（①）。
「**保育室の面積**（約0.3%）」、「**非常口設置**（約1.3%）」など満たすために相当の期間を要するものは極わずか（②）。

※（）内の%は、令和3年度認可外保育施設の現況とりまとめの数値

令和6年9月までの対応方針

- ①の満たしていない施設に対しては、**保育の質の確保の観点から、経過措置期間中に基準を満たすよう指導監督等を徹底**。
- ②の経過措置期間中に**基準を満たす見込みがない施設**については、**当該施設を利用する無償化対象児童の転園の希望に応えるための対応を行う**。

令和6年10月以降の対応方針

上記の対応を行ってもなお、対応が困難な個別事例への対応は必要であることから、**現行の経過措置に代えて、外国人児童の多い施設や夜間保育所などについて、一定の期間（令和11年度末まで）、無償化対象とする新たな経過措置**を設ける。

- 全ての自治体に調査を行ったところ、**外国人児童の多い施設（8自治体）、夜間保育所（5自治体）**について対応が困難な事例として回答があった。

（具体例）

- ・ブラジル人児童が多い施設で、ポルトガル語など言語の問題から保育士確保が困難で保育従事者の有資格者の基準を満たせないが、母国語しか話せない児童は転園が困難。
- ・ベビーホテルで、夜間帯の保育士確保が困難で保育従事者の有資格者の基準を満たせない、あるいは、設備基準を満たせないが、夜間預けられる施設が近隣になく転園が困難。



一定の期間（令和11年度末まで）、無償化対象とする新たな経過措置を設ける。

- ・対象施設の考え方として、下記のいずれも満たしていることを要件とする。
 - ① 児童福祉法に基づき、認可外保育施設として届出がされていること
 - ② 基準を満たしていない外国人児童が多い施設や夜間保育所などで、基準を満たすためには相当の期間を要し、かつ、認可保育所等に転園することが困難であること。

（※ 都道府県知事が個別に施設を指定する）

※国家戦略特別区域内の施設について、保育する乳幼児がおおむね半数以上が外国人である場合の保育士の配置基準を1名以上とできる特例措置がある。
今後、特区指定区域内での本特例措置の活用実績があれば、検証の上、全国展開を行う方針。

(参考) 幼児教育・保育の無償化の概要

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、令和元年5月10日子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立。同年10月1日から実施。
- 趣旨：幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
 - ※ 開始年齢…原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

(3) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定…2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

※ 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)について

経緯・概要・今後の方向性

- ◆ こども家庭庁は、政府におけるこども政策の司令塔として、幼児期までのこどもの健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する基本的な施策を企画・立案し、一元的に推進しています。
- ◆ こども家庭庁の新設等を示した「**こども政策の新たな推進体制に関する基本方針**」(令和3年12月閣議決定)において、**新たに創設されるこども家庭庁の役割**として、
 - ✓ 就学前のこどもの健やかな成長のための環境確保及びこどものある家庭における子育て支援に関する事務を所掌し、幼稚園に通うこどもや、いずれの施設にも通っていない乳幼児を含む、**就学前の全てのこどもの育ちの保障**を担うことや、
 - ✓ **幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含めた、政府内の取組を主導する(就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)を新たに閣議決定し、これに基づき強力で推進する)**ことなどが示されました。これを踏まえて、こども家庭庁の設置後、速やかに指針の策定を進めるため、**内閣官房こども家庭庁設立準備室において有識者懇談会を開催し、令和5年3月に論点整理**がなされました。
- ◆ 令和5年4月のこども家庭庁発足後は、上記の論点整理も踏まえながら、**こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会**において議論を進め、全てのこどもの誕生前から幼児期までの育ちを保障するため、大切な理念として目指したい姿や共有したい考え方などを検討し、**12月1日に答申**を取りまとめました。この答申を踏まえ、**12月22日に「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」**を閣議決定しました。
- ◆ 今後は、本ビジョンを踏まえて、幼児期までの全てのこどもの育ちを保障するため、社会全体への普及啓発に取り組むとともに、政府全体の取組を主導していきます。



こどもまんなか

こども家庭庁

▶ 「はじめの100か月の育ちビジョン」HP



幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要

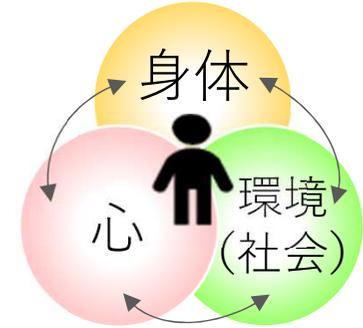
✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳／就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される

✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

全てのこどもの生涯にわたる
身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）
な観点での包括的な幸福



⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの
「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント（愛着）」＜安心＞
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、
安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の
土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞
多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近
なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた
「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3 「こどもの誕生前」から 切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、
次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイング と成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前
- ✓全ての保護者・養育者とつながること
- ✓性別にかかわらず保護者・養育者が
共育ち

5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの
育ちを支える工夫が必要

- ✓「こどもまんなかチャート」の視点
(様々な立場の人がこどもの育ちを応援)
- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネーター
の役割も重要



【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の
妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）まで
がおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が
司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

「はじめの100か月」とは？



誕生前



0歳

1歳



2歳

3歳



年少

4歳



年中

5歳

年長

6歳



小1

7歳

※幼保小接続の重要な時期

〔 10か月 〕〔 12か月 〕

10か月

+

84か月

+

12か月

- ✓ お母さんがこどもを妊娠してから、小学校1年生の途中くらいまでが、だいたい100か月（※）。
- ✓ 長い人生において、人格の基盤を築く、はじめの重要な時期というメッセージが込められています。

※誕生月によって変動あり。94～106か月⇒概ね100か月。

令和5年度補正予算：1.2億円

1 事業の目的

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン（仮称）」（以下『育ちのヴィジョン』）の閣議決定を見据え、その認知拡大に加え、すべての人の具体的な取組を推進する必要がある。そのため、国民運動「こどもまんなかアクション」と連携し、「国民一人一人の具体的な行動促進」「地域等の特色を活かし具体的活動を推進する人材養成」「科学的知見の充実・普及」を一体的に推進。これらを3年間で集中的に実施し、各地域における自律的な取組につなげていくことですべての人の具体的な行動の促進を通じて社会の認識を共有し、すべてのこどもの「はじめの100か月」の育ち（※）を支え、生涯にわたる身体的・精神的・社会的ウェルビーイングの向上を実現する。

※「はじめの100か月」の育ち：『育ちのヴィジョン』のキーワードとして、母親の妊娠期から、幼保小接続期（5歳児～小1）が概ね94か月～106か月であることに着目した概念。

2 事業の概要・スキーム

推進対象：こどもの誕生前から幼児期までの育ちに係る質充実に資する取組

① 国民一人一人の具体的な行動促進（具体的な行動に活かせるコンテンツ作成等）

✓保護者・養育者

⇒こどもの育ちを見る視点や乳幼児との関わり方についての専門知も参考に「こどもの育ち」を学習できるハンドブック・動画等作成

✓関心層（「こどもまんなか応援サポーター宣言」をする層含む）

⇒こどもの育ちに関する基礎知識と、具体的な行動のヒントになるガイドブック・動画等作成（→国民運動における「#こどもまんなかアクション」の充実）

それぞれの立場での
具体的な行動を促進

② 地域等の特色を活かし具体的活動を推進する人材養成

地域等の特色を活かして、こどもの育ちに関する具体的活動を推進する人材（コーディネーター人材）を全国的に養成。そのため、

- ・期待される活動例や、実施に求められるスキルなどをまとめたハンドブックや動画教材等の研修コンテンツを開発するとともに、
- ・複数の実証地域等（※）を指定し、具体的活動を推進する先進事例を創出。

※実証地域等は「こどもまんなか応援サポーター宣言」実施を想定。地域を越えて効果的にその特色を活かして活動を推進できる場合は民間団体等も可。

③ 科学的知見の充実・普及（調査研究）

『育ちのヴィジョン』を踏まえ、日常生活や経験における幼児期までのこどもの育ちに係る質向上を促進する、科学的知見の充実及び普及を目的とする調査研究を実施。（テーマ例：外遊び、絵本、音楽・造形、スマホ・デジタル機器に係る推奨環境や留意点など）

国民運動「こどもまんなかアクション」と連携

3 実施主体等

【実施主体】民間企業・団体等

【委託】①民間企業等 ②全体統括事業者 及び自治体・民間団体等10か所程度（475万円/1件あたり） ③学術機関、民間企業等（計3件程度）

保育士特定登録取消者管理システムの運用開始に向けて

- ・児童福祉法の令和4年6月改正により、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報をデータベース化。（データベース関係の規定の施行日は**令和6年4月1日**）
- ・施設・事業者等における採用権者に対し、**保育士を任命・雇用しようとするときは同データベースを活用することを義務付け**。※在職中の保育士は活用の対象外
- ・**施行に向けての今後のスケジュール**
 - ～1月22日：特定登録取消者情報のデータ登録（都道府県（保育士登録事務担当）に依頼）
 - 1月中旬～2月中旬：データベースを利用する対象施設情報の登録（都道府県等（所轄庁）経由で対象施設に依頼）
 - 2月中旬～3月末：対象施設に対し、ID、PWを順次付与、初期登録（DB管理者から対象施設に直接依頼）
 - 4月1日～：データベースの運用開始

対象となる職	保育士 （保育士登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者） ※保育士登録を受けていても「保育士」として勤務しない者は対象外
対象施設・事業者	保育士を任命又は雇用する者 *法律上、特に対象施設・事業を限定していない。 ただし、利用手続き上、指導監督権限等の違いに応じて以下のとおり区分 A：保育士の配置や指導監督が法令で規定されているもの（保育所等） （#詳細につき調整中） B：保育士の配置や指導監督が法令で規定されていないもの（上記以外） （#詳細につき調整中）
データベースに掲載・表示される情報	児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等の以下の情報 氏名、生年月日、登録番号、取消年月日、取消事由、児童生徒性暴力等の類型（性暴力等防止法第2条第3項第○号）等
確認後の対応	各事業者で適切に判断。 *法律上、何等かの対応・措置をとる義務はない なお、通知で以下のとおり示している。「データベースから得た情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。」
データベースの利用方法	A：対象事業者自身が直接データベースを検索して利用 B：対象事業者が「保育士」を任用・雇用する場合にその都度申請し、こども家庭庁（運用管理者）から検索結果の回答を受ける形で利用を想定 （#詳細につき調整中）
取消情報の掲載期間	少なくとも40年間 *教員DBと同様（「保育士」が登録資格となった平成15年11月まで遡って掲載）
情報管理	罰則を含め、個人情報保護法に基づいて担保

保育士資格等に係る制度改革の方針について

【令和5年11月27日 こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会保育士資格等に関する専門委員会とりまとめ】

※具体的な制度改革のスケジュールなどは追って情報提供予定

1. 地域限定保育士制度の全国展開

【現行】

- 資格取得し、登録後3年間は当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士(正式名称:国家戦略特別区域限定保育士)」となるための試験制度。

【改正の方向性】

- 特定の都道府県又は指定都市の区域においてのみ通用する資格として児童福祉法上に位置付ける。ただし、地域限定保育士の登録後3年を経過した者のうち、地域限定保育士として1年間以上の勤務経験がある者は、申請によって、通常の保育士の登録ができる。
- 地域限定保育士試験は、保育士試験に加えて、その管轄する区域における保育士の確保のために特に必要があると認める場合に限り、都道府県知事又は政令指定都市の長の判断で行う。
- 地域限定保育士試験の科目、方法等は、国の定める基準等に従い、実施する都道府県又は指定都市で定め、実施後に結果を国に報告。
- 地域限定保育士試験は、保育士試験と同様、筆記試験と実技試験により実施するが、国が定める要件を満たして都道府県又は指定都市が実施する実技講習会を修了することにより、実技試験を免除できる。
- 一般社団法人や一般財団法人に限らず、法人一般を指定試験機関として指定できる。

2. 保育教諭等の特例措置の期限到来を受けた対応

【現行】

- 幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要。
- 特例措置として①幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格要件の緩和②幼稚園教諭免許状・保育士資格の取得要件の緩和を令和6年度末まで実施。

【改正の方向性】

- 令和6年度末までとされている保育教諭等の資格の特例等について、5年間延長し、令和11年度末までとする。
- ただし、いずれか一方の免許状・資格のみで主幹保育教諭・指導保育教諭となることができる特例の延長は2年間(令和8年度末まで)とする。

3. 指定保育士養成施設の指定要件の見直し

【現行】

- 「指定保育士養成施設」については、児童福祉法施行規則において、① 入所資格は、高等学校卒業相当の者とされているほか、② 都道府県知事は、満18歳以上の者であって児童福祉施設において二年以上児童の保護に従事した者に入所資格を与える学校その他の施設についても指定保育士養成施設の指定をすることができる」とされている。
- 「保育士試験」の受験資格は、児童福祉法施行規則において、① 大学に2年以上在学して62単位以上修得した者等とされているほか、② 児童福祉施設において5年以上従事した者に加え、③ 児童福祉施設に加え、認定こども園や幼稚園、家庭的保育事業等の施設や事業における従事経験者についても知事認定により認めることとしている。

【改正の方向性】

- 新たに上記の「指定保育士養成施設」の②の対象施設に、「保育士試験」の③の対象施設・事業を追加する。

こどもの居場所に関する背景と理念、考え方等について

背景

居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠。

地域コミュニティの変化

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっている。

複雑かつ複合化した喫緊の課題

児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している。

価値観の多様化

価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている。

こうした背景によって、様々な地域で居場所づくりが実践されており、国としても考え方を示す必要がある。

理念

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。

こどもの居場所とは

- こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。
- その場や対象を居場所と感ずるかどうかは、こども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こども・若者の主体性を大切にすることが求められる。
- 居場所の特徴として、多くのこどもにとって、学校が居場所になっていること、個人的なもので変わりやすく、地域性や目的、人との関係性などに影響を受けるものである。

こどもの居場所づくりとは

- 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりは第三者が中心となっていくものであるため、両者には隔たりが生じ得る。
- こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進める必要がある。
- 目的や対象者へのアプローチ方法などは多様であるが、重要なことは、様々なニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができることである。

対象となる居場所の範囲

こどもの居場所となることを目的としてつくられた場や活動はもちろん、結果としてこども・若者の居場所になっているもの（例：学校や塾、習い事など）も、内容が当てはまる部分について、本指針を十分に踏まえることが期待される。

対象となるこども・若者の年齢の範囲

こどもであっても若者であっても、居場所を必要とすることについては同様であるが、その必要性の強弱や提供される機能の違いを踏まえ、本指針では心身の発達の過程にある「こども」を対象とする居場所づくりを中心とする。

こどもの居場所づくりに関する指針の概要②

こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

各視点に共通する事項

① こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所

— こども・若者の声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」というこども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所づくりを進めることが重要

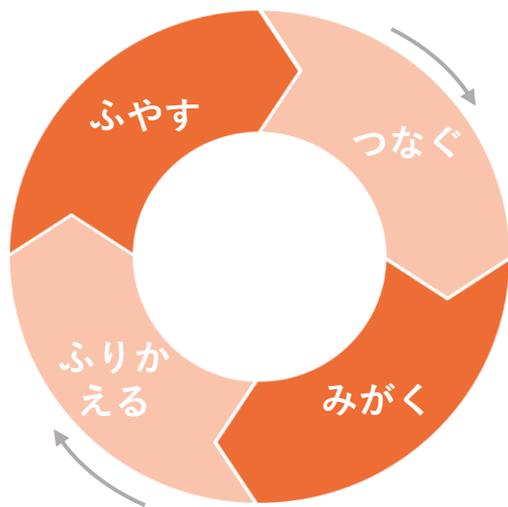
② こどもの権利の擁護

— こども基本法等を踏まえ、こどもの権利について理解し守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要

③ 官民の連携・協働

— 居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

こどもの居場所づくりにおける 4つの基本的な視点



これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

ふやす

～多様なこどもの居場所がつくられる～

- ・地域の既に居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持っているか等実態を把握する。
- ・学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
- ・新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
- ・持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・災害時においてこども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

つなぐ

～こどもが居場所につながる～

- ・居場所に関する情報をまとめ、可視化し、こども・若者自身が見つけられ、選びやすくする。
- ・こども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、こども・若者が利用しやすい工夫を施す。
- ・自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

みかく

～こどもにとって、より良い居場所となる～

- ・こども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
- ・こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに居場所づくりを進める。
- ・どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- ・居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

ふりかえる

～こどもの居場所づくりを検証する～

- ・居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。こどもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割と推進体制等

こどもの居場所づくりに関係する全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。

民間団体・機関や地域の役割

居場所づくりの担い手である**民間団体・機関**は、本指針の理念等を踏まえ、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施する。**地域住民**は、こうした取組への関心と理解を深め、自ら参加するとともに、こどもの見守りなど積極的な役割が期待される。

学校や企業の役割

学校は、教育機関としての役割のみならず、居場所としての役割も担っており、その認識の下、学校・家庭・地域が連携・協働し、居場所づくりを推進する。**企業**は、社会的責任を果たす観点から、食材や活動プログラムの提供、運営ノウハウや技術支援など積極的な役割を担うことが期待される。

地方公共団体や国の役割

市町村は、量・質両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進する。**都道府県**は、市町村の取組を支える。**国**は、これらの取組を支えるとともに、評価指標の策定等を通じた全国レベルでの進捗把握や、居場所づくりの好事例の発信など普及促進を行う。

国における推進体制

- ・本指針に基づきこどもの居場所づくり施策を総合的に推進するため、こども家庭庁が政府の取組を中心的に担い、**こども家庭庁のリーダーシップの下、関係府省庁が連携・協力しつつ、政府一体となってこどもの居場所づくりを強力に推進する。**
- ・国が策定するこども大綱に本指針の内容を盛り込み、関連する他のこども施策とあわせ具体的施策を推進する。

地方公共団体における推進体制

- ・こども政策担当部署がリーダーシップを取る方法や、教育委員会がリーダーシップを取る方法など、**地域の実情に応じて関係者が連携・協力できる体制を構築することが期待される。**とりわけ、**福祉部門と教育部門との連携が重要**である。関係者による協議会などの会議体を置くことも考えられる。
- ・こども基本法において、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。**こどもの居場所づくりについても都道府県や市町村のこども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められる。**

施策の実施状況等の検証・評価、指針の見直しについて

- ・こども家庭審議会において、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努めることが重要。**国においてこどもの居場所づくりの検証の方法を十分に検討した上で、評価指標等を設定し、その進捗を定期的にフォローアップする。**また、調査研究や事例収集等を通じて、地域のこどもの居場所づくりの取組状況等を適切に把握・分析し、政策的対応に向けた検討を行う。**その際、こども・若者の参画を得るとともに、こどもの居場所づくりに関係する者の意見を聴きながら丁寧に進めることが重要。**
- ・施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、こども大綱とも十分に連携を図る観点から、**おおむね5年後を目途に見直しを行う。**

1 事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要「居場所づくりコーディネーター（仮称）」の配置等の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- また、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」に基づく取組を集中的に推進するため、地方自治体が行うこどものニーズ把握等の居場所づくりの前提となる実態調査や、居場所づくりに係る様々な広報啓発の取組に対して、3年間で集中して支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

＜広報啓発の取組例＞

- ・ こどもと居場所等を繋ぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・ 居場所マップの作製・配布
- ・ 相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- ・ 人材の発掘に向けたシンポジウムなどイベントの実施 等



(3) こどもの居場所づくりコーディネーター（仮称）の配置等支援

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所運営において必要となる運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。また、コーディネーターを通じて始める居場所に対して、その立ち上げ資金を補助する。

(4) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

＜想定されるテーマ例＞

- ・ 同年代のスタッフが運営するピアカフェの実施
- ・ 高校の空き教室等を活用したカフェの開設によるアウトリーチ支援
- ・ 障害のある子もいない子も遊び、交流し育ち合う場の実施
- ・ 居場所がない若者が自らの意思で気軽に利用・相談できる場の提供
- ・ 朝食の提供等を行う早朝の居場所の開設
- ・ がんや難病等のこどもを支える「こどもホスピス」の支援 等

3 実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】 1 指定都市あたり 5,458千円
 1 特別区・中核市あたり 3,434千円
 1 市町村あたり 1,948千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】 1 指定都市あたり 4,133千円
 1 特別区・中核市あたり 3,885千円
 1 市町村あたり 2,130千円

(3) こどもの居場所づくりコーディネーター（仮称）の配置等支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】

i) コーディネーター配置

1 市区町村あたり 15,200千円（3名以上配置の場合）
 10,259千円（2名配置の場合）
 5,318千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援 1か所あたり 50千円

(4) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）

【負担割合】国10/10

【補助基準額案】1団体当たり 5,000千円（上限） ※同一団体の同一事業は採択しない。

- 「新・放課後子ども総合プラン」最終年度にあたり、受け皿確保（152万人分）や待機児童対策に集中的に取り組んできたが、目標の達成は困難な状況。
- 放課後児童対策の一層の強化を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、とりまとめた。
- 「こども未来戦略」における加速化プラン期間中、早期の受け皿整備の達成に向け、本パッケージは令和5～6年度に取り組む内容をまとめたものである。

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

放課後児童クラブの実施状況 (R5.5.1) 登録児童 145.7万人 待機児童 1.6万人
(R5.10.1) 登録児童 139.9万人 待機児童 0.8万人

(1) 放課後児童クラブの受け皿整備等の推進

放課後児童クラブを開設する場の確保

- ① 放課後児童クラブ施設整備の補助率の高上げ【R5補正】
- ② 学校（校舎、敷地）内における放課後児童クラブの整備推進
- ③ 学校外における放課後児童クラブの整備推進（補助引き上げ）【R5から実施】
- ④ 賃貸物件等を活用した放課後児童クラブの受け皿整備の推進（補助引き上げ）【R6拡充】
- ⑤ 学校施設や保育所等の積極的な活用

放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善【R6拡充】
- ② 放課後児童クラブに従事する職員に対する処遇改善
- ③ ICT化の推進による職員の業務負担軽減【R5補正】
- ④ 育成支援の周辺業務を行う職員の配置による業務負担軽減

適切な利用調整（マッチング）

- ① 正確な待機児童数把握の推進
- ② 放課後児童クラブ利用調整支援事業や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等（補助引き上げ）【R6拡充】

その他

- ① 待機児童が多数発生している自治体へ両省庁から助言
- ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進
- ③ 更なる待機児童対策（夏季休業の支援等）に係る調査・検討

(2) 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

放課後児童対策に従事する職員やコーディネーターの人材の確保

- ① 放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善（再掲）
- ② 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

多様な居場所づくりの推進

- ① 放課後児童クラブと放課後子供教室の「校内交流型」「連携型」の推進
- ② こどもの居場所づくりの推進（モデル事業、コーディネーター配置）【R5補正】
- ③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進（一部再掲）
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応
- ⑤ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知等）

質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組
- ③ 事故防止への取組
- ④ 幼児期から学童期に渡っての切れ目のない育ちの支援

2. 放課後児童対策の推進体制について

(1) 市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

(2) 国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

3. その他留意事項について

(1) 放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備<152万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

(2) 子ども・子育て支援事業計画との連動について

(3) 子ども・子育て当事者の意見反映について

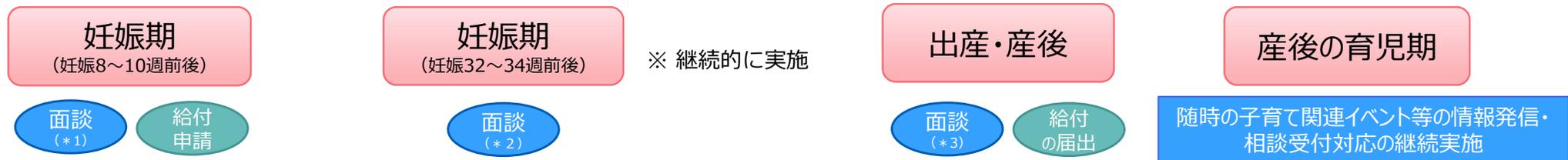
出産・子育て応援交付金の制度化について

検討・見直しの方向性

- 令和4年度第二次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金」について、次期通常国会に提出する子ども・子育て支援法等の一部改正案の中で以下の措置を講じ、令和7年度から施行予定。
 - ・ 経済的支援（10万円）は、**子ども・子育て支援法の新たな個人給付**（妊婦のための支援給付（仮称）（5万円+妊娠したこどもの人数×5万円の給付金の支給））を創設する。
 - ・ 「伴走型相談支援」は、**児童福祉法の新たな相談支援事業を創設**する。
- その上で、市町村は、妊婦のための支援給付（仮称）と伴走型相談支援等の支援を**効果的に組み合わせる**ことを子ども・子育て支援法に規定。

制度化後のイメージ

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と妊婦のための支援給付（仮称）の一体的実施



【実施主体】子ども家庭センター（市町村）
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託可)

伴走型相談支援

(*1)子育てガイドと一緒に確認。
出産までの見通しを寄り添って立てる 等

(*2)夫の育休取得の推奨、両親学級等の紹介。
産後サービス利用と一緒に検討・提案 等

身近で相談に応じ、
必要な支援メニューにつなぐ

(*3)子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる仲間作りの場の紹介。産後ケア等サービス、育休給付や保育園入園手続きの紹介 等

- ・ 妊娠届出時（5万円給付）
- ・ 出生届出時（妊娠したこどもの人数×5万円給付）
- ・ ニーズに応じた支援（両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等）

※ 給付金の支払方法については、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、現金など支給金額を外形的に担保できる方法とすることを検討。

この場合においても、**給付金を確実に妊娠・出産・子ども・子育て支援に充てていただけるよう、市町村において、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能。**国としても、**好事例の周知や事務費の支援などにより引き続き後押し**

出産・子育て応援給付金及び妊産婦等に対する伴走型相談支援の制度化について

【参考】妊婦のための支援給付（仮称）の支給方法について

- 妊婦のための支援給付（仮称）は、子ども・子育て支援法の新たな個人給付として創設するため、市町村は法律で定められた金額を着実に支給する必要がある。
- そのため、給付金の支払方法を「**現金その他確実な支払の方法として内閣府令に定めるものにより支給する**」と規定することとしているが、「内閣府令に定めるもの」については、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、**支給金額を外形的に担保できる方法**（現金のほか、口座への資金移動が一円単位ででき、かつ、現金自動支払機を利用する方法その他の方法により、一円単位で口座から通貨による受取ができる方法）として、以下を規定することを検討。
 - ①指定金融機関への口座振込
 - ②窓口支払や送金
 - ③資金移動業者の口座への資金移動（※）
 （※）賃金のデジタル払いを参考に、詳細については今後検討
- この場合においても、給付金を確実に妊娠・出産・こども・子育て支援に充てていただけるよう、**市町村において、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能**であり、こうした方法は給付金の趣旨に沿った形での利用を促進する観点から望ましいと考えられることから、**国としても、好事例の周知や事務費の支援などにより引き続き後押ししていく。**
- クーポン支給の運用イメージは以下のとおり。

○運用イメージ

- ①市町村は、妊婦のための支援給付（仮称）の申請書に、支給された給付金をクーポンで受け取ることを希望しますかと記載。
- ②クーポンで受け取ることを希望する方に、クーポンによる支給を実施。

1 事業の目的等

<児童手当等交付金> 令和6年度予算案 1兆5,246億円 (1兆2,199億円) ※()内は前年度当初予算額

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
 - 「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間の延長、③多子加算について第3子以降3万円(※)、とする抜本的拡充を行う。これら、抜本的拡充のための所要の法案を次期通常国会に提出し、令和6年10月分から実施する。その際、支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする。
- ※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

2 事業の概要・スキーム

	拡充前 (令和6年9月分まで)	拡充後 (令和6年10月分以降) ※法案(検討中)の内容																																																																
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)	高校生年代までの国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)																																																																
所得制限	所得限度額：960万円未満(年収ベース、夫婦と子ども2人) ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	所得制限なし																																																																
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 一律：15,000円 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 中学生 一律：10,000円 所得制限以上 一律：5,000円(当分の間の特例給付) 	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円 																																																																
受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> 監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等 	同左																																																																
実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施	同左																																																																
支払期月	3回(2月, 6月, 10月)(各前月までの4カ月分を支払)	6回(偶数月)(各前月までの2カ月分を支払)																																																																
費用負担	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>事業主</th> <th>国</th> <th>国</th> <th>地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満 児童手当 特例給付 (所得制限 以上)</td> <td>7/15</td> <td>16/45</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>地方 8/45</td> <td>地方 1/3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3歳以降 児童手当 特例給付 (所得制限 以上)</td> <td></td> <td>2/3</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>地方 1/3</td> <td>地方 1/3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		被用者		非被用者		公務員	事業主	国	国	地方	3歳未満 児童手当 特例給付 (所得制限 以上)	7/15	16/45	2/3	1/3	所属庁 10/10			地方 8/45	地方 1/3		3歳以降 児童手当 特例給付 (所得制限 以上)		2/3	2/3	1/3	所属庁 10/10			地方 1/3	地方 1/3		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>支援納付金(※)</th> <th>事業主</th> <th>支援納付金</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td>3/5</td> <td>2/5</td> <td>3/5</td> <td>4/15</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地方 2/15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3歳以降</td> <td>1/3</td> <td></td> <td>1/3</td> <td>4/9</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>地方 2/9</td> <td>地方 2/9</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※こども・子育て支援金制度(仮称)の創設等に関する法案を次期通常国会に提出予定。支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとしてこども・子育て支援特例公債を発行。</p>		被用者		非被用者		公務員	支援納付金(※)	事業主	支援納付金	国	3歳未満	3/5	2/5	3/5	4/15	所属庁 10/10				地方 2/15		3歳以降	1/3		1/3	4/9	所属庁 10/10			地方 2/9	地方 2/9	
	被用者		非被用者		公務員																																																													
	事業主	国	国	地方																																																														
3歳未満 児童手当 特例給付 (所得制限 以上)	7/15	16/45	2/3	1/3	所属庁 10/10																																																													
		地方 8/45	地方 1/3																																																															
3歳以降 児童手当 特例給付 (所得制限 以上)		2/3	2/3	1/3	所属庁 10/10																																																													
		地方 1/3	地方 1/3																																																															
	被用者		非被用者		公務員																																																													
	支援納付金(※)	事業主	支援納付金	国																																																														
3歳未満	3/5	2/5	3/5	4/15	所属庁 10/10																																																													
			地方 2/15																																																															
3歳以降	1/3		1/3	4/9	所属庁 10/10																																																													
		地方 2/9	地方 2/9																																																															

※上記のほか、児童手当の抜本的拡充の円滑な実施に向けて、地方公共団体が行うシステム改修等に対する奨励的な補助経費を令和5年度補正予算で計上。(232億円、補助率10/10)

1 事業の概要及び内容

○ 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）に基づく、令和6年度の児童手当制度の見直しの円滑な実施に向けて、地方自治体が業務システムの改修等を行う場合に、当該取組みに要する臨時的な経費について奨励的な助成を行う。

- 「こども未来戦略方針」で掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」において、児童手当については、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化するため、
 - ・ 所得制限を撤廃し、全員を本則給付とするとともに、支給期間について高校生年代まで延長する。
 - ・ 児童手当の多子加算については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降3万円とする。との方針が示され、実施主体である地方自治体の事務負担も踏まえつつ、2024年度中（令和6年度中）に実施できるよう検討することとされている。
- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「2024年10月の施行を予定している児童手当の抜本的拡充について、手当の支払月を年3回から隔月の年6回とする法改正を併せて行い、拡充後の初回支給を2025年2月から2024年12月に前倒す。」こととされている。

2 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

【負担割合】 定額（国10/10相当）

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

（児童手当部分のみ抜粋（一部改編））

Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

（1）児童手当の抜本的拡充 ～全てのこどもの育ちを支える制度へ～

- 児童手当については、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する。このため、所得制限を撤廃し、全員を本則給付¹とするとともに、支給期間について高校生年代²まで延長する³。

児童手当の多子加算については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降3万円とする⁴。

これら、児童手当の抜本的拡充のための所要の法案を次期通常国会に提出し、2024年10月から実施する。その際、児童手当の支払月を年3回から、隔月（偶数月）の年6回とする児童手当法（昭和46年法律第73号）の改正を併せて行い、拡充後の初回の支給を2024年12月とする。

1 現在は、主たる生計者の年収960万円以上、年収1,200万円未満の場合、月額5,000円の支給となり、年収1,200万円以上の場合、支給対象外となっている（※）が、これらを改め、主たる生計者の年収960万円以上の場合についても、第1子・第2子について、0歳から3歳未満については月額15,000円とし、3歳から高校生については月額10,000円とする。また、第3子以降について、0歳から高校生まで全て月額3万円とする。

（※）こども2人と年収103万円以下の配偶者の場合。

2 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。

3 中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえた高校生の扶養控除との関係の整理については、「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）による。

4 多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とし、自治体の事務負担に配慮した簡素な方法で確認することとする。

(案)

こ成環第 ※ 号
令和※年※月※日

都 道 府 県 知 事
各 殿
市町村長(特別区の区長を含む。)

こども家庭庁長官
(公印省略)

子ども・子育て支援事業費補助金（児童手当制度改正実施円滑化事業分）
（令和5年度補正予算分）の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「子ども・子育て支援事業費補助金（児童手当制度改正準備事業分）（令和5年度補正予算分）交付要綱」により行うこととし、令和5年11月29日から適用することとしたので通知する。

(案)

別 紙

子ども・子育て支援事業費補助金（児童手当制度改正実施円滑化事業分）
（令和5年度補正予算分）交付要綱

（通則）

- 1 子ども・子育て支援事業費補助金（児童手当制度改正実施円滑化事業分）（令和5年度補正予算分）（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づく、児童手当制度の抜本的な拡充の円滑な実施に向けて、地方公共団体が業務システムの改修等を行う場合に必要となる臨時的な経費について奨励的に助成を行うことを目的とする。

（交付の対象）

- 3 こども家庭庁長官（以下「長官」という。）は、令和※年※月※日こ成環第※号「児童手当制度改正実施円滑化事業の実施について」の別紙「児童手当制度改正実施円滑化事業実施要綱」に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が児童手当制度改正実施円滑化事業を実施するための経費のうち、補助金交付の対象として長官が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（交付額の算定方法）

- 4 補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1）都道府県分

次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(案)

1 区分	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
業務システム改修費	こども家庭庁長官が認めた額	超過勤務手当（業務システム改修に関するものに限る。）、需用費（消耗品費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費及び手数料等）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金（共同開発によるものに限る。）、その他こども家庭庁長官が認めた経費	定額
制度改正準備事務費	次の1及び2により算出された額の合算額 1 基礎額 300万円 2 特別の事情を勘案し、こども家庭庁長官が認めた額	超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、給料及び超過勤務以外の諸手当（会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。）、共済費（会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。）、報酬、報償費、職員旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金（共同開発によるものに限る。）、その他こども家庭庁長官が認めた経費	定額

(2) 市町村分

次の表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。

- ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(案)

1 区分	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
業務システム改修費	こども家庭庁長官が認めた額	超過勤務手当（業務システム改修に関するものに限る。）、需用費（消耗品費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費及び手数料等）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金（共同開発によるものに限る。）、その他こども家庭庁長官が認めた経費	定額
制度改正準備事務費	次の1、2及び3により算出された額の合算額 1 基礎額 100万円 2 加算額 令和6年3月31日時点における18歳以下の住民数（見込）に200円を乗じて得た額 3 特別の事情を勘案し、こども家庭庁長官が認めた額	超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、給料及び超過勤務以外の諸手当（会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。）、共済費（会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。）、報酬、報償費、職員旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金（共同開発によるものに限る。）、その他こども家庭庁長官が認めた経費	定額

（申請手続）

5 補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

（1）都道府県分

都道府県知事は、別紙様式第2による交付申請書に關係書類を添えて、別に定める日までに長官に提出するものとする。

（2）市町村分

市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、別紙様式第3による交付

(案)

申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式第2による交付申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに長官に提出するものとする。

(変更申請手続)

6 都道府県知事及び市町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、次により行うものとする。

(1) 都道府県分

都道府県知事は、別紙様式第4による変更交付申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに長官に提出するものとする。

(2) 市町村分

市町村長は、別紙様式第5による変更交付申請書を都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は、変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式第4による変更交付申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに長官に提出するものとする。

(交付決定)

7 補助金の交付決定は、次により行うものとする。

(1) 長官は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して、原則として1月以内に交付の決定又は決定の変更を行い、別紙様式第6又は別紙様式第7による交付決定通知書を都道府県知事へ送付するものとする。

(2) 都道府県知事は、別紙様式第8により長官から交付の決定の依頼があったときは別紙様式第9により、別紙様式第10により変更決定の依頼があったときは別紙様式第11により、市町村に対し、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。

(事業の中止又は廃止)

8 都道府県知事等は、事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに長官の承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

9 都道府県知事等は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに長官に報告して、その指示を受けなければならない。

(申請の取下げ)

(案)

- 10 都道府県知事等は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を長官に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

- 11 長官は、補助金について必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

(実績報告)

- 12 補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県分

都道府県知事は、別紙様式第 12 による事業実績報告書に関係書類を添えて、別に定める日までに長官に提出するものとする。

(2) 市町村分

市町村長は、別紙様式第 13 による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は、事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは取りまとめの上、別紙様式第 12 に関係書類を添えて、別に定める日までに長官に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

- 13 補助金の額の確定は、次により行うものとする。

(1) 長官は、事業実績報告書が到達した日から起算して、原則として 1 月以内に補助金の額の確定を行い、別紙様式第 14 による交付額確定通知書を都道府県知事へ送付するものとする。

(2) 都道府県知事は、市町村に係る補助金について、別紙様式第 15 により長官から交付額の確定通知依頼があったときは、市町村に対し、別紙様式第 16 により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

- 14 長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(事業実績報告の訂正)

- 15 長官が額の確定を終了した後において、当該確定の基礎となった実績報告を訂正する事由が生じた場合の取り扱いは、次により行うものとする。

(1) 都道府県分

都道府県知事は、実績報告を訂正する事由が生じたときは、別紙様式第 17 による報告書を速やかに長官に提出するものとする。

(2) 市町村分

(案)

市町村長は、実績報告を訂正する事由が生じたときは、別紙様式第 18 による報告書を速やかに都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は、市町村から報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式第 17 と併せて速やかに大臣に提出するものとする。

- (3) 実績報告の訂正に伴うその他の手続等については、12 に定めるところに準じて行うものとする。

(財産の管理等)

- 16 都道府県知事等は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

- 17 都道府県知事等は、事業により取得し、又は効用の増加した単価 50 万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により長官が別に定める期間を経過するまで、長官の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

都道府県知事等は、長官が別に定める期間を経過する期間中において、処分を制限された財産を処分するときは、あらかじめ長官の承認を受けなければならない。

長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(補助金の経理)

- 18 都道府県知事等は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額)

- 19 都道府県知事等は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第 19 により速やかに長官に報告しなければならない。

長官に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(案)

(その他)

20 特別の事情により、4、5、6、12及び15に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(案)

こ 成 環 第 ※ 号
令 和 5 年 ※ 月 ※ 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

児童手当制度改正実施円滑化事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「児童手当制度改正実施円滑化事業実施要綱」を定め、令和5年11月29日から適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、十分御了知の上、貴管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

別紙

児童手当制度改正実施円滑化事業実施要綱

第1 目的

本事業は、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）等に基づく、令和6年度の児童手当制度の見直しの円滑な実施に向けて、地方自治体が業務システムの改修等を行う場合に、当該取組みに要する臨時的な経費について奨励的に助成を行うことを目的とする。

第2 実施主体

都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）

第3 事業内容

「こども未来戦略」等で示された児童手当の拡充方針（下記①～④）に基づき、地方公共団体において、令和6年12月支給分（令和6年10・11月分）から対応できるよう、児童手当業務システムの改修その他必要な準備を行う。

①所得制限を撤廃し、全員を本則給付とする

②支給期間を高校生年代まで延長する

③第3子以降の支給額を月3万円とするとともに、カウント方法について、現在の高校生年代までの扱いを見直し、月3万円受給できる第3子以降の範囲を広げる

④支払月を隔月（偶数月）の年6回とする

※ 詳細については別添（「児童手当の拡充に伴う実務面の対応方針について（案）」）を参照

※ 上記拡充方針については、令和6年通常国会において、所要の法案を提出予定

第4 経費の補助

国は、市町村が本事業のために支出した費用について、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助するものとする。

「1か月児」及び「5歳児」健康診査 及び 新生児マススクリーニング検査について

1. 「1か月児」及び「5歳児」健康診査について

2. 新生児マススクリーニング検査について

妊婦健診、乳幼児健診等の現状について

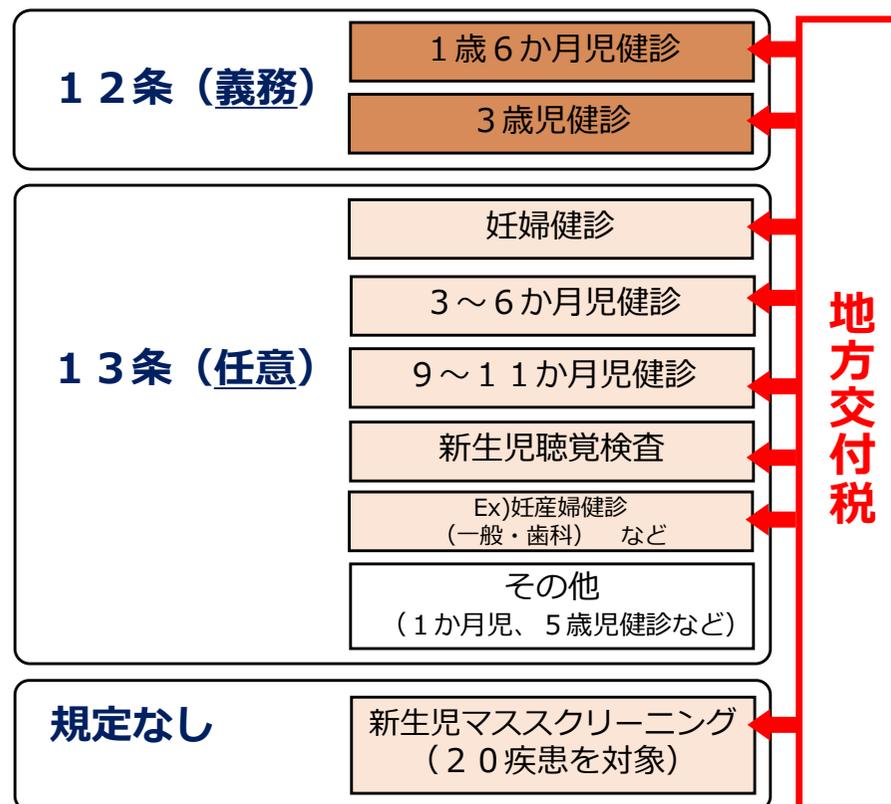
母子保健法上の取り扱いおよび地方交付税措置の状況について

(母子保健法上の各種健診の規定)

- 母子保健法では、健康診査について**12条(義務)**と**13条(任意)**に規定している。
- 12条(義務)**では、市町村は「**1歳6か月健診**」「**3歳児健診**」を実施しなければならないとしている。

(地方交付税措置の状況)

- 12条(義務)**の「**1歳6か月健診**」「**3歳児健診**」については、地方交付税措置されている。
- 13条(任意)**の「**妊婦健診**」「**3～6か月健診**」「**9～11か月健診**」「**新生児聴覚検査**」などについては、地方交付税措置されている。
- また、母子保健法に規定がない**マススクリーニング検査(20疾患)**についても、地方交付税措置されている。



母子保健法(抄)

(健康診査)

第十二条 市町村は、次に掲げる者に対し、内閣府令の定めるところにより、**健康診査を行わなければならない。**

- 一 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児
- 二 満三歳を超え満四歳に達しない幼児

2 前項の内閣府令は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第九条第一項に規定する健康診査等指針(第十六条第四項において単に「健康診査等指針」という。)と調和が保たれたものでなければならない。

第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、**必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。**

2 内閣総理大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

乳幼児健康診査(1歳6か月児健診・3歳児健診)について

※平成17年度に一般財源化(地方交付税措置)

○ 市町村は、1歳6か月児及び3歳児に対して、健康診査を行う義務があるが、その他の乳幼児に対しても、必要に応じ、健康診査を実施し、また、健康診査を受けるよう勧奨しなければならない。

○ 根拠(母子保健法)

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 1 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- 2 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

1歳6か月児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病及び異常の有無

○ 受診人数(受診率) 838,719人(95.2%)

3歳児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 眼の疾病及び異常の有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ⑫ 育児上問題となる事項
- ⑬ その他の疾病及び異常の有無

○ 受診人数(受診率) 899,006人(94.6%)



健診内容は、厚生労働省令(母子保健法施行規則)で示す検査項目。
受診人数・受診率:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(令和3年度)による。

令和3年度 乳幼児健康診査の実施状況

(R3年度)

	健康診査	実施あり		一般健康診査					歯科健康診査				
		市区町村数	実施率	実施ありの場合実施方法					実施あり		実施ありの場合の実施方法		
				集団		個別	一部個別	その他 (無回答を含む)	市区町村数	実施率	集団	個別	一部個別
				市区町村数	実施率	市区町村数	市区町村数	市区町村数					
(4)	2週間 児健診	50	2.9%	0	0.0%	50	0	0	1	0.1%	0	1	0
	1～2 か月児 健診	571	32.8%	29	5.1% ※(29/571)	535	6	1	4	0.2%	2	2	0
	3～5 か月児 健診	1,732	99.5%	1,278	73.8% ※(1,278/1,732)	403	49	2	59	3.4%	54	4	1
	6～8 か月児 健診	831	47.7%	464	55.8% ※(464/831)	346	20	1	60	3.4%	49	7	2
	9～12 か月児 健診	1,410	81.0%	711	50.4% ※(711/1,410)	662	35	2	208	11.9%	175	25	2
	1歳6 か月児 健診	法定健診		1,531	88.0% ※(1,531/1,739)	53	39	116	1,642	94.3%	1,494	95	13
	3歳児 健診	法定健診		1,566	90.1% ※(1,566/1,739)	27	29	117	1,640	94.2%	1,509	78	16
	4～6 歳児健 診	261	15.0%	239	91.6% ※(239/261)	11	11	0	164	9.4%	120	31	2
小学校就学までの期間に市区町村が公費負担をして実施する乳幼児健康診査の回数 (法定の1歳6か月児健診及び3歳児健診を含む平均回数)									6. 7回				

福島県の被災地2自治体の実施をしていないため、1歳6か月児及び3歳児健診の実施市区町村数は1,739自治体となっている。

○こども未来戦略方針

～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～

(令和5年6月13日閣議決定) (抄)

Ⅲ. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ－1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充

～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る産後ケア事業については、利用者負担の軽減措置を本年度から全ての世帯を対象を拡大して実施するとともに、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めるなど、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から実施体制の強化等を行う。また、乳幼児健診等を推進する

1 事業の目的

- 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。
- ※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援を行うことより、全国の自治体での「1か月児」及び「5歳児」の健康診査の実施を目指す。

2 事業の概要

◆ 対象者

- ① 1か月頃の乳児 及び ② 5歳頃の幼児

◆ 内容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

① 1か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、こどもの健康状態や育児の相談等

② 5歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：発達障害など心身の異常の早期発見（精神発達の状況、言語発達の遅れ等）、育児上問題となる事項、必要に応じ、専門相談等

◆ 留意事項

- (1) ①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげること。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。
- (2) ②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2

4 補助単価案

- ◆ 補助単価案：① 4,000円/人（原則として個別健診）
② 3,000円/人（原則として集団健診）

令和5年12月28日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 母子保健主管部（局）長 殿

こども家庭庁成育局母子保健課

1 か月児及び5歳児健康診査支援事業について

平素から、母子保健行政の推進に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、「母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）の実施について」（令和5年12月28日付こ成母発第375号こども家庭庁成育局長通知）により実施要項をお示ししたところですが、その実施に必要な健康診査問診票等について、下記のとおり定めましたので、関係団体等に対する周知を徹底し、本事務連絡の内容を参考にし、本事業の適正かつ円滑な実施を図られるよう、御配慮をお願いします。

なお、5歳児健康診査の実施に当たり参考としていただくため、今後、5歳児健康診査のマニュアルをお示しする予定であることを申し添えます。

記

- 1 か月児健康診査問診票および健康診査票については、別添1のとおり
- 2 5歳児健康診査問診票および健康診査票については、別添2のとおり

5歳児健診のフォローアップ体制のイメージ(案)

概要

- 多くの市町村では、3歳児健診(法定健診)以降、就学時健診まで健診がない。乳幼児への切れ目のない母子保健の提供のため、社会性発達の評価、発達障害等のスクリーニング、健康増進を目的とした、**5歳児健診の標準化・体制整備が必要**。(4~6歳児健診について、公費負担を実施している自治体は15%(令和3年度母子保健課調べ))
- 特別な配慮が必要な児に対して**早期介入を実施**することで、**保護者の課題への気づきや生活への適応が向上**する可能性が指摘されており、**5歳児健診により学童期の不登校発生数が減少**したという研究結果もある。
- 5歳児健診において所見が認められた場合に、**必要な支援につなげる地域のフォローアップ体制が重要**。

5歳児健診

今年度、研究班で健康診査票・問診票を作成し、関係団体に意見照会中。今後、成育医療等分科会で議論。

問診・診察・評価

- ・ 情報集約(過去の健診結果、家庭環境、保育所情報等)
- ・ 発達等の評価
- ・ 困り感の把握
- ・ 保護者への説明 等

【健診に関わる職種の例】

- 小児科医師、保健師、心理職、保育士、教育職、作業療法士・運動指導士 等

専門相談

保護者との共有

- ・ 健診後の不安の傾聴
- ・ **保護者の気づきを促す**
- ・ 多職種による助言

健診後カンファレンス

多職種による評価、支援の必要性の検討

地域のフォローアップ体制

地域のリソースを使った支援体制(受け皿)を構築



地域のフォローアップ体制に係る課題

- **医療のキャパシティ強化** ⇒ 発達障害の診察ができる医師の養成、医療機関の体制強化。診療報酬についても別途検討
- **福祉との連携強化** ⇒ 児童発達支援センターと母子保健の連携強化、福祉の支援体制強化(障害報酬を含む)
- **教育との連携強化** ⇒ 保育園、幼稚園、学校等、教育委員会等との情報共有、保健・医療・福祉と連携した個別の支援・配慮

1. 「1か月児」及び「5歳児」健康診査について
2. **新生児マススクリーニング検査について**

先天性代謝異常等検査（新生児マススクリーニング）の実施

目的	フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常、先天性副腎過形成症及び先天性甲状腺機能低下症は、放置すると知的障害などの症状を来すので、新生児について血液によるマススクリーニング検査を行い、 異常を早期に発見し、その後の治療・生活指導等に繋げる ことにより生涯にわたって知的障害などの発生を予防することを目的とする。
実施主体	都道府県及び指定都市
検査機関	各都道府県又は指定都市の地方衛生研究所等の機関又は検査を適切に実施できる機関に委託する。
検査対象者	全ての新生児（出生後28日を経過しない乳児）
沿革等	昭和52年度～ 都道府県指定都市を実施主体として国庫補助事業始（5疾患を対象） 平成13年度～ 検査費用を一般財源化（地方交付税措置） 平成23年度～ タンデムマス法導入及び対象疾患拡充に伴う所要財源を追加（19疾患を対象） 平成26年度 全実施主体でタンデムマス法を導入 平成29年度 CPT-2欠損症を対象疾患に追加（20疾患を対象） 事業の適正な実施を図るため、技術的な助言を通知
実施主体による検査の実施等	実施主体は、 <ul style="list-style-type: none"> ・異常又は異常の疑いのある事例について、当該新生児の保護者に対し、医療機関を紹介する等、精密検査を受けるよう勧奨するとともに、診断結果の把握を行う。 ・患者台帳を作成する等により、継続的な治療が行われるよう、予後の把握に努める。 ・異常又は異常の疑いが認められた場合は、直ちに採血した医療機関等を通じ、専門医療機関の紹介等適切な措置をとり、中核市等の保健所へ連絡する等、事後指導に万全を期すよう配意する。 ・精度管理を実施し、検査機関に対し、必要な指導を行う。 ・検査の意義等が妊産婦に十分理解されるよう、周知徹底を図る。
検査対象疾患（20疾患）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 内分泌疾患（先天性甲状腺機能低下症 先天性副腎過形成症） ■ アミノ酸代謝異常症（フェニルケトン尿症、メープルシロップ尿症（楓糖尿症）、ホモシスチン尿症） ■ 糖代謝異常症（ガラクトース血症） ■ 脂肪代謝異常（MCAD欠損症、VLCAD欠損症、等） ■ 有機酸代謝異常（メチルマロン酸血症、プロピオン酸血症、等）

1 事業の目的

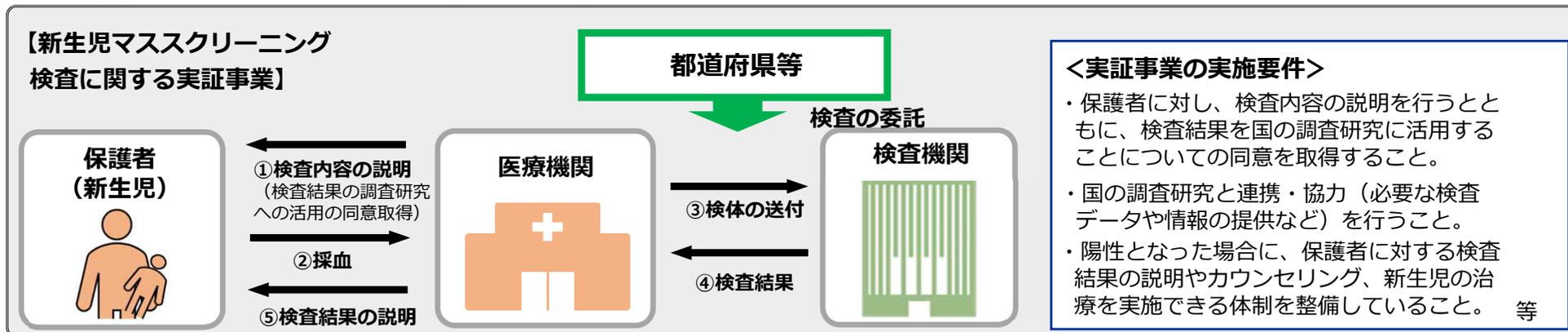
- 新生児マススクリーニング検査（先天性代謝異常等検査）については、現在、都道府県・指定都市において20疾患を対象にマススクリーニング検査が実施されているところであるが、近年、治療薬の開発等により、対象疾患の追加の必要性が指摘されていることから、令和5年度より国において調査研究（こども家庭科学研究）を実施し、対象疾患を追加する場合の検査・診療体制や遺伝子カウンセリングの課題に関する対応策を得ることとしている。こうした中で、都道府県・指定都市においてモデル的に2疾患（SCID、SMA（※））を対象とするマススクリーニング検査を実施し、国の調査研究と連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）を行うことで、マススクリーニング検査の対象疾患の拡充に向けた検討に資するデータを収集し、その結果を踏まえ、全国展開を目指す。

（※）SCID（重症複合免疫不全症）：免疫細胞の機能不全により免疫力が低下し、出生直後から重篤な感染症を繰り返す疾患。
SMA（脊髄性筋萎縮症）：脊髄の運動神経細胞の異常のため、筋力低下、歩行障害、呼吸障害をきたす遺伝子疾患。

2 事業の概要・スキーム

◆ 事業内容

都道府県、指定都市においてモデル的に2疾患（SCID、SMA）を対象とするマススクリーニング検査を実施し、国の調査研究（こども家庭科学研究）と連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）を行う。



↕ 連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）

【国の調査研究（こども家庭科学研究）】 令和5～7年度

- ・ 地域における検査・診療体制、精度管理、遺伝カウンセリング等の整備の状況の把握
- ・ 保護者向けの情報提供資料又は説明文書の作成 など

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県、指定都市1/2

4 補助単価案

- ◆ 補助単価案：こども家庭庁が必要と認める額
※検査に関する説明等を含む。

産後ケア事業の全国展開について

(目次)

●産後ケア事業の概要（令和6年度予算案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

・令和6年度予算案では、

支援の必要性の高い方（EPDS9点以上の方等）への加算、補助単価6か所上限の撤廃を計上

●産後ケア事業に関する自治体における課題等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

・市町村は都道府県による広域的な支援を求めている

→「母子保健対策強化事業」により、都道府県における産後ケアなどの母子保健事業の広域調整等を支援

・「精神科医療機関を含めた地域関係機関と連絡会等を定期的実施している」と回答した市町村は7.2%と低調

→「妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク事業」により、都道府県における精神科医療機関、市町村や産後ケア施設などのネットワーク体制の構築を支援

●「地域子ども・子育て支援事業」への位置づけについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

・地域子ども・子育て支援事業として位置づけることで、国、都道府県、市町村の役割分担を明確にし、計画的に提供体制の整備を進めていく。

●参考資料

産後ケア事業の概要（令和6年度予算案）

- 母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から「産後ケア事業」の実施が**市区町村の努力義務**となった。
- 令和4年度時点で**1,462（約84%）の市区町村で実施**されている。また、同事業の実施について、**国から市町村に対する財政支援**を行っている（国1/2、市町村1/2）。
- 令和6年度予算案では、**支援の必要性の高い産婦（EPDS9点以上の方など）を受け入れる施設への加算を創設**するとともに、**補助単価の6か所上限の撤廃を行う予定**としている。

産後ケア事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）【拡充】

令和6年度予算案：60.5億円（57.2億円）

【平成26年度創設】

目的

○退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市区町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市区町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

内容

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

◆ 実施方法・実施場所等

- (1)「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- (2)「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3)「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市区町村
 - ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
 - ◆ 補助単価案

(1) デイサービス・アウトリーチ型	1施設あたり月額 1,727,700円
(2) 宿泊型	1施設あたり月額 2,519,600円
(3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～）	1回あたり 5,000円
②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～）	1回あたり 2,500円
(4) 24時間365日受入体制整備加算	1施設あたり年額 2,806,900円
(5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算【拡充】	1人当たり日額 7,000円
- ※ (1)及び(2)の補助単価の6か所上限は撤廃する【運用改善】(R6～)

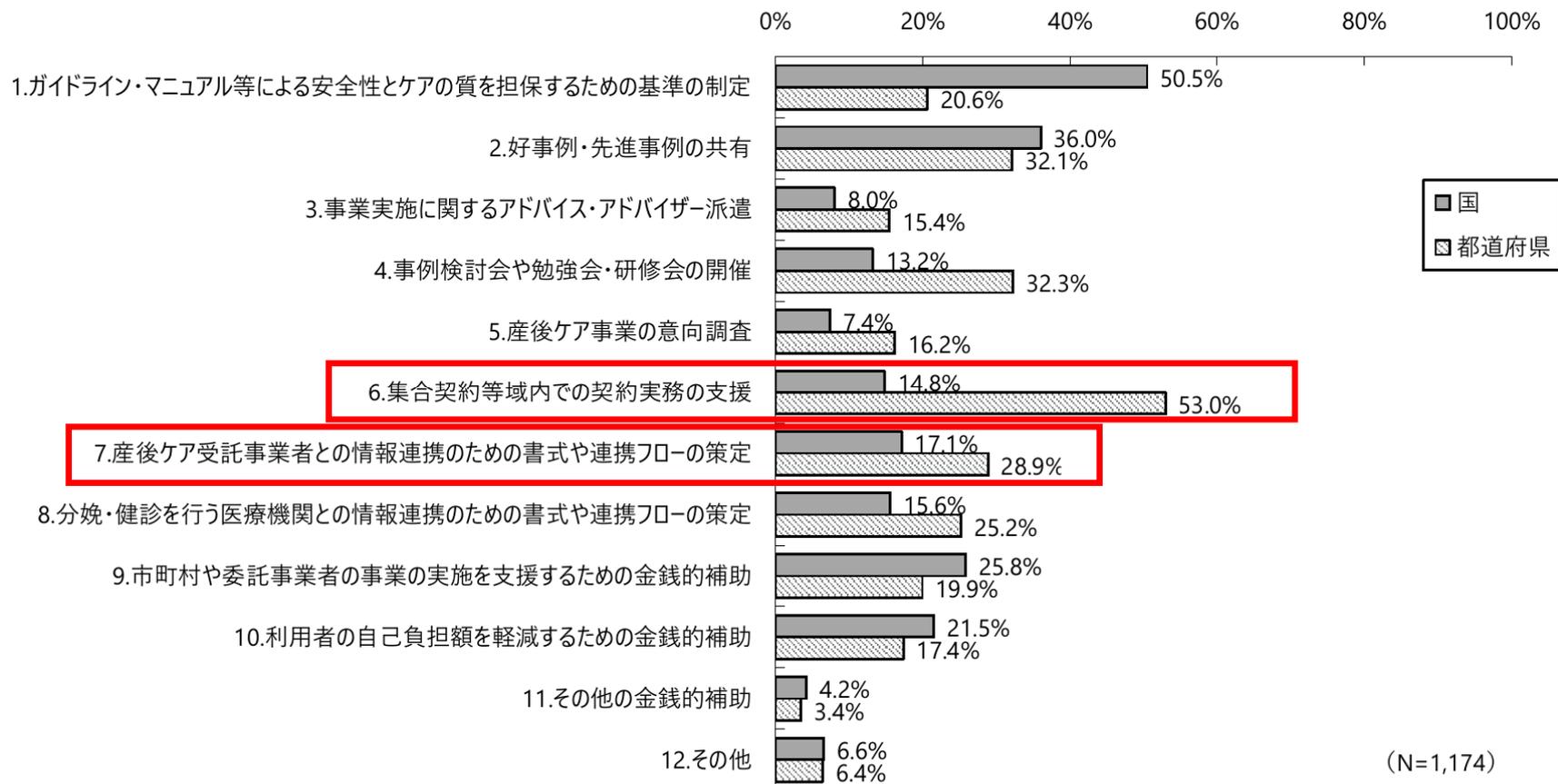
実施自治体



産後ケア事業に関する自治体における課題

- 産後ケア事業について、総務省において「子育て支援に関する行政評価・監視」が実施され、令和4年1月、その結果に基づき厚生労働省（当時）に対して「産後ケア事業等の委託先（病院・助産所）が地域によって偏在していることなどから、市町村単独での対応に苦慮している実態が見られた」ため、「都道府県が関与した広域的な対応など、都道府県の市町村に対する支援を促すこと」を求める勧告が行われた。
- 令和4年度に実施した調査研究事業によると、市町村の事業実施における課題として、61%の市町村が「委託先の確保」を挙げている。
- また、市町村が都道府県に求める支援について、「集合契約等域内での契約実務の支援（53.0%）」や「産後ケア事業者との情報連携のための書式や連携フローの策定（28.9%）」を挙げる市町村が多い（下記グラフ参照）。

産後ケア事業の実施に際して、国・都道府県に支援してほしいと感じる事柄はありますか。（当てはまるものすべてに○）



- 令和3年度時点で、「精神科医療機関を含めた地域関係機関と連絡会等を定期的実施している」と回答した市町村は7.2%にとどまっている。また、「産後1か月までのエジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）が9点以上」の褥婦の割合は9.7%となっている（下表参照）。
- 令和4年度に実施した産後ケアに係る調査研究事業によると、市町村の事業実施における課題として、43.6%の市町村が「精神疾患の場合への対応」を挙げている。

項目		市区町村数	%
EPDS等の実施状況	全ての褥婦を原則対象として実施	1,425	81.8%
	一部の褥婦を対象として実施	164	9.4%
	EPDS以外の連絡票や他の調査方法等を実施して把握	85	4.9%
	何も実施していない	67	3.8%

項目		市区町村数	%
産後1か月でEPDS9点以上を示した人等へのフォロー体制	母子保健担当部署内で対象者の情報を共有し、今後の対応を検討している	1,606	92.2%
	2週間以内に電話にて状況を確認している	1,086	62.4%
	1か月以内に家庭訪問をしている	1,227	70.5%
	精神科医療機関を含めた地域関係機関と連絡会やカンファレンスを定期的実施している	125	7.2%
	体制はない	35	2.0%

項目	市区町村数	%
EPDS実施人数及びEPDSが9点以上の褥婦の人数を把握している	1,275	73.2%

エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）9点以上の場合、産後うつのハイリスクとされており、産後1か月時点での割合は、**9.7%**となっている。

項目	人数
産後1か月までにEPDSを実施した褥婦の人数合計	427,991
項目	人数
産後1か月までのEPDSが9点以上の褥婦の人数合計	41,510

母子保健対策強化事業

令和6年度予算案：母子保健医療対策総合支援事業費補助金 6.7億円（6.7億円）
【令和4年度創設】

目的

両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録を電子化することで、妊産婦等の状態を適切に管理するなど、必要な支援が行われるよう体制強化を図る。また、都道府県による成育医療等に関する協議会の設置や、市町村が実施する各種健診の精度管理などの広域支援の推進等を実施する。

内容

市町村事業

①母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業

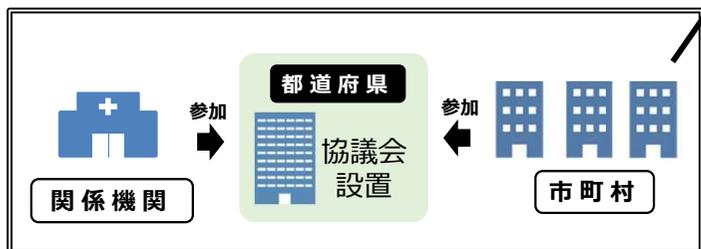
個々の家庭の状況に応じて、適切な支援を提供できるよう、地域の実情に応じた支援体制等の強化を図る。

- (1) 両親学級等のオンライン実施
- (2) SNSを活用したオンライン相談
- (3) 母子保健に関するデジタル化（記録の電子化等）
- (4) 各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備
- (5) その他母子保健対策強化に資する取り組み

都道府県事業

②母子保健に関する都道府県広域支援強化事業（R5～）

- (1) 成育医療等に関する計画の策定や協議会の設置、ニーズ把握や研修会の実施、普及啓発等の広域支援の実施。
- (2) 各市町村の健診等の精度管理などの支援



都道府県において、**成育医療等に関する協議会を設置**するとともに、協議会による検討・決定なども踏まえ、**母子保健（各種健診や産後ケア事業など）に関する広域支援を実施**

【協議会の検討内容（例）】

- ・都道府県、市町村の「成育医療等に関する計画」の策定に関する事
- ・母子保健事業に関する**実施体制の整備や委託先の確保**に関する事
- ・母子保健事業に関する**委託内容（契約金額など）の統一化**に関する事
- ・健診に係る人材確保や医療・福祉等の支援体制の広域的な調整に関する事

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県、市町村
- ◆ 補助率：①国1/2、市町村1/2 ②国1/2、都道府県1/2
- ◆ 補助単価案：①6,043千円
②(1)2,373千円 (2)10,000千円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：779自治体
※令和4年度変更交付決定ベース

1 事業の目的

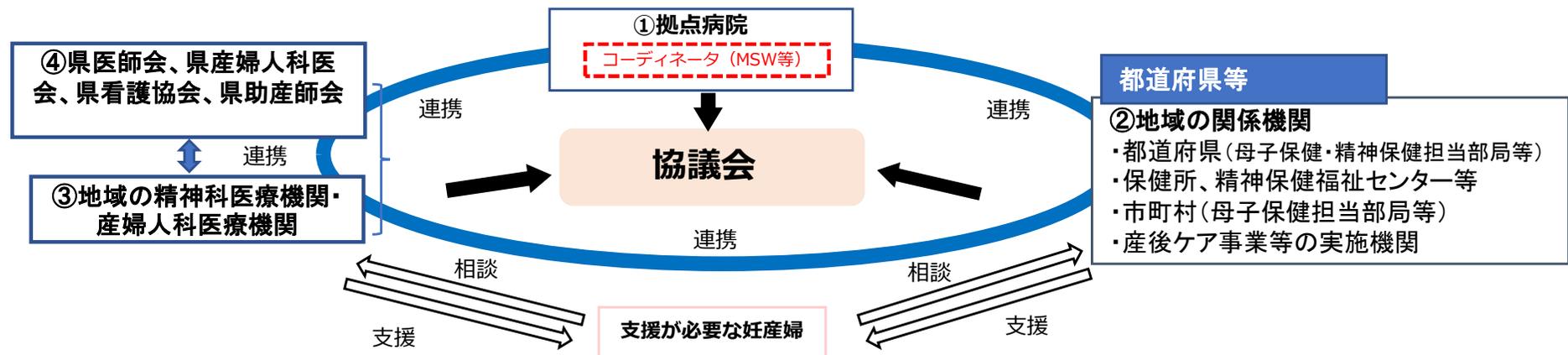
- 妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中核とし、地域の精神科医療機関等と、精神保健福祉センター、保健所、市町村（母子保健担当部局・こども家庭センターなど）、産婦健診・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る。

2 事業の概要・スキーム

◆ 事業内容

都道府県において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関（拠点病院）等に、妊産婦等のメンタルヘルス支援に関するコーディネータを配置し、各精神科医療機関や産婦人科医療機関、地域の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る（都道府県事業）。

- 1) 拠点病院(①)や都道府県、関係者・関係機関(②～④)による協議会を設置・開催し、情報の共有、地域における連携体制・役割分担の決定など、妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応する体制の整備
- 2) 妊産婦の診療に対応可能な地域の精神科医療機関(③)リストの作成、支援が必要な妊産婦を把握した場合のフォロー体制図や情報連携様式等の作成
- 3) 支援が必要な妊産婦を地域の精神科医療機関(③)での適切な受診や必要な支援につなげるために、拠点病院等に配置されたコーディネータによる相談対応や、関係者による症例検討の実施
- 4) ③において妊産婦のメンタルヘルスに関する医学的判断、対応に迷う事例があった場合の、拠点病院(①)への医学的な相談や診療の依頼
- 5) 必要に応じ、拠点病院(①)から、地域の精神科医療機関等(③)や地域の関係機関(②)への専門家の派遣 ※産科医療機関等から精神科医療機関への派遣を含む
- 6) 妊産婦のメンタルヘルスに関する研修や普及啓発、情報提供等



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

4 補助単価案

- ◆ 補助単価案：月額 1,317,000円

産後ケア事業の全国展開について

課題

- 母子保健法の一部を改正する法律(令和元年法律第69号)により、「産後ケア事業」が母子保健上に位置付けられ、市区町村はその実施に努めなければならないこととされた(母子保健法第17条の2第1項、令和3年4月1日施行)。令和4年度時点で1,462(約84%)の市区町村で実施されている。
- 産後ケア事業を全国展開し、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするためには、計画的に提供体制を整備していくことが重要であるが、受け皿拡大や妊産婦のメンタルヘルスの対応に当たっては、市区町村だけではなく都道府県の役割も重要であると考えられる。
 - ➔ 市区町村の管内では委託先が確保できない場合への対応として、市区町村域を超えた広域的な調整を都道府県が担う必要
 - ➔ 妊産婦のメンタルヘルスに対応するための関係機関(地域の精神科医療機関、市町村、産後ケア施設など)のネットワーク体制の構築にあたって、医療体制を担う都道府県との連携が重要
- このため、国、都道府県、市町村の役割分担を明確にし、計画的に提供体制の整備を進めることが求められる。

改正の方向性

市町村が実施する産後ケア事業を子ども・子育て支援法第59条に定める「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけることで、国、都道府県、市町村の役割分担を明確にし、提供体制の整備を図ることとする。

地域子ども・子育て支援事業に位置づけることにより想定される国・都道府県・市町村の役割

- 国 : 基本指針を定め、産後ケア事業の量の見込みの参酌標準や提供体制の確保の内容を示す。
- 市町村 : 基本指針に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成し、産後ケア事業の量の見込みと提供体制の確保の内容・実施時期を定める。
- 都道府県 : 「市町村子ども・子育て支援事業計画」の協議を受け確認する。また、基本指針に基づき、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」を作成し、市町村の区域を超えた広域的な調整について定めるよう努める。

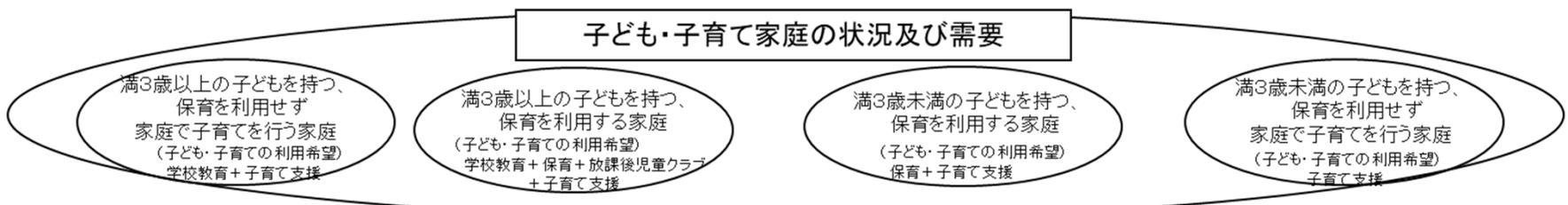
※ なお、子ども・子育て支援法においては、都道府県は地域子ども・子育て支援事業が円滑に行われるよう、市町村に対する適切な援助を行うこととされており、また、市町村が作成する計画の作成に当たっては都道府県への協議が必要であり、都道府県が同計画の確認を行っていることから、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の実施に要する費用について都道府県による財政支援が行われている。
(費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3(利用者支援事業については、国2/3、都道府県・市町村それぞれ1/6))

市町村子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援の実施について、**市町村、都道府県及び国の責務**を定めている。
 また、同法において、「**教育・保育（保育所、認定こども園、幼稚園など）**」及び「**地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、延長保育事業、放課後児童クラブなど）**」の**提供体制を整備**するため、**①国において基本指針**を定め、**②市町村及び都道府県において5年間の計画**を定めることとしている（市町村が計画を定める際は、都道府県に協議が必要）。

※ なお、**産後ケア事業**は母子保健法に定められているが、**子ども・子育て支援法には定められていない**。

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。（新制度の実施主体として、全市町村で作成。）

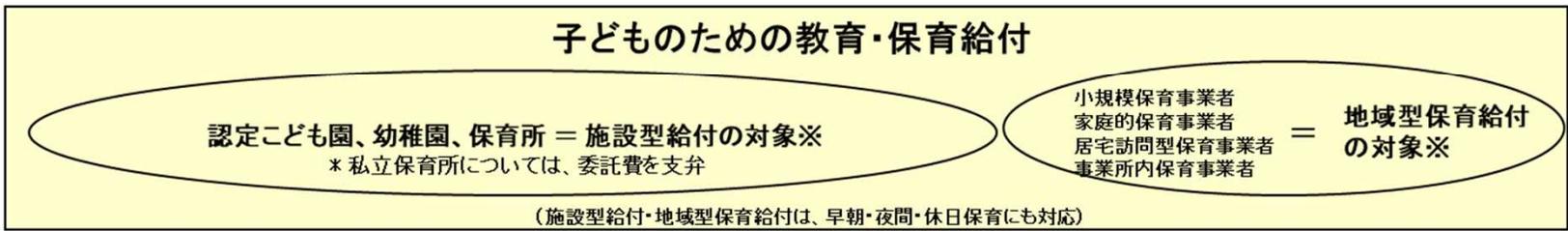


需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

参考資料

(抜粋)

- 都道府県においては、域内市町村における成育医療等の提供に関する施策に係る状況の把握、域内市町村の母子保健事業の均てん化や精度管理等の広域的な調整を行うことなどが期待される。その際には、**域内市町村や、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係団体との十分な連携**の下に進めることが望ましく、当該連携を行うため、例えば、これらの**関係者による協議の場を設ける**ことなどが考えられる。また、必要に応じ、都道府県を超えた広域連携も検討することが望ましい。国は、都道府県におけるこれらの取組を推進するため、適切な支援を行う。
- **各都道府県において、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者は、**妊娠・出産・産後のケアの連続性の担保、産後ケア事業や妊産婦健康診査の広域的な調整、流産・死産を経験した方や医療的ケア児等に対する支援等の実施を推進するため、周産期医療の関係者等と**連携を図る**ことが期待される。(小児医療、専門的医療、保健施策の項においても同様の記載)
- 市町村において、SNSを活用したオンライン相談等、母子保健事業におけるオンライン化・デジタル化等に関して、システム等の導入・運用に取り組むことが期待されるとともに、例えば、データを活用して、基本方針を踏まえた計画を策定することなども考えられる。**都道府県においては、**こうした取組について、**広域的な連携等を支援することが望ましい。**国は、都道府県による広域的な連携等の支援を推進する。

Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

(2) 出産等の経済的負担の軽減 ～妊娠期からの切れ目ない支援、出産費用の見える化と保険適用～

- 本年4月からの出産育児一時金の大幅な引上げ（42万円→50万円）及び低所得の妊婦に対する初回の産科受診料の費用助成を着実に実施するなど、妊婦の経済的負担の軽減を推進するとともに、出産費用の見える化について来年度からの実施に向けた具体化を進める。出産費用の見える化については、本年夏にかけて有識者による検討において公表項目等の整理を行ったところであり、今後、医療機関等の協力を得て、必要な情報の収集やウェブサイトの立ち上げを行う。その上でこれらの効果等の検証を行い、2026年度を目途に、出産費用（正常分娩）の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等の更なる強化について検討を進める。あわせて、無痛分娩について、麻酔を実施する医師の確保を進めるなど、妊婦が安全・安心に出産できる環境整備に向けた支援の在り方を検討する。

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る産後ケア事業については、利用者負担の軽減措置を本年度から全ての世帯を対象を拡大して実施している。更なる利用拡大に向け、**本事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業**として位置付け、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めるとともに、**支援の必要性の高い産婦などを受け入れる施設に対する支援の拡充**を行い、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から、実施体制の強化等を行う。

産後ケア事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）【拡充】

令和6年度予算案：60.5億円（57.2億円）

【平成26年度創設】

目的

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

内容

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- (2) 「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

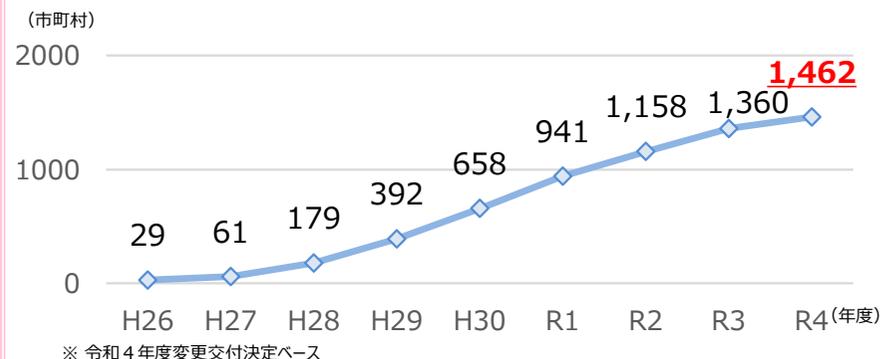
事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村
 - ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
 - ◆ 補助単価案

(1) デイサービス・アウトリーチ型	1施設あたり月額	1,727,700円
(2) 宿泊型	1施設あたり月額	2,519,600円
(3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～）	1回あたり	5,000円
②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～）	1回あたり	2,500円
(4) 24時間365日受入体制整備加算	1施設あたり年額	2,806,900円
(5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算【拡充】	1人あたり日額	7,000円
- ※（1）及び（2）の補助単価の6カ所上限は撤廃する【運用改善】（R6～）

実施自治体



こども家庭科学研究費補助金

研究課題名：「産後のケアの効果的な実施を推進するための研究」（令和5年度～7年度）

- 産後に必要な身体的・心理的ケアを効果的に実施するための科学的な根拠に基づく効果的な標準プログラム等を作成。
- 産後ケア事業において提供している産婦への支援について、文献レビューや市町村への実態調査等で明らかにする。
- 関係団体が作成している既存のガイドライン等も踏まえ、産後ケア事業のガイドライン見直しに資する提言を行う。

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業

研究課題名：「産後ケア事業の体制整備に関する調査研究事業」

- ガイドライン改定案の検討
- 産後ケア事業の事業実施者の実態調査（アンケート調査）
- ヒアリング調査（産後ケア事業の事業実施者、自治体）

成育医療等基本方針、指標

成育医療等基本方針（令和5年3月22日閣議決定）Ⅱ 2（2）妊産婦等への保健施策

・産後ケア事業の全国展開や更なる取組の推進等に向け、全都道府県・市町村への実態調査を踏まえ、都道府県による広域的な連携支援の下、市町村において事業の体制整備・周知を行うことが望ましい。国は、これらの動きを包括的に支援する。

指標：産後ケア事業の利用率（参考値 令和元年度：3.66% 令和3年度：6.03%）
精神科医療機関を含めた地域の関係機関との連携体制がある(今後調査予定)

調査研究事業によりエビデンスの収集や関係者のコンセンサス等を図り、
施策の実施状況等と合わせて成育医療等分科会で報告

上記の調査研究では、以下の点について現状の把握及び検討を行うこととしている。

1. 産後ケア事業においてケアの質を担保するための方策
2. 産後ケア事業実施に際しての、安全面について
3. 産後ケア事業実施事業者における事業の実施体制、経営状況等について



上記 1～3 を把握するために、産後ケア事業実施事業者への調査項目を検討

- ①産後ケア事業実施事業者へのアンケート調査
- ②上記 1～3 をさらに深掘りして実態を把握するため、アンケート調査結果を踏まえ、事業者及び事業者の委託元である自治体へのヒアリングを実施。



調査結果①、②を踏まえ、現行の産後ケア事業ガイドライン（※）の改定案の検討、産後ケア事業の体制整備の充実に向けた分析及び報告書案の検討を行う。

ガイドラインの改定にあたっては、「1. 産後ケア事業においてケアの質を担保するための方策」、「2. 産後ケア事業実施に際しての、安全面」を中心に検討を行う予定。

※「産後ケア事業ガイドライン」（平成29年8月作成、令和2年8月改定）

母子保健DXについて

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月22日閣議決定）

Ⅱ 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

2 成育過程にある者等に対する保健

（1）総論

- ・妊婦健康診査や乳幼児健康診査、予防接種情報等の母子保健情報については一部が電子化され、マイナポータルを通じて本人がスマートフォン等で閲覧可能なほか、転居時の引継ぎも可能となっている。「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」の議論を踏まえ、**母子保健情報のデジタル化と利活用を進め、健康管理の充実や母子保健事業の質の向上等を図る。**

4 記録の収集等に関する体制等

（1）予防接種、乳幼児健康診査、学校における健康診断に関する記録の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策

- ・個人の健康等情報を本人や家族が一元的に把握し、日常生活改善や必要に応じた受診、医療機関・学校等での正確なコミュニケーションに役立てるため、引き続き、PHR（Personal Health Record）を推進する。また、予防接種、電子処方箋、乳幼児健康診査、電子カルテ等の医療・保健情報について共有・交換できるよう、「**全国医療情報プラットフォーム**」の創設に向けた取組を**推進する**。そのため、**乳幼児期・学童期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化を推進する**。また、「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」の議論を踏まえ、母子保健情報のデジタル化と利活用を進め、健康管理の充実や母子保健事業の質の向上等を図る。（一部再掲）

医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）

Ⅲ 具体的な施策及び到達点

（2）全国医療情報プラットフォームの構築

② 自治体、介護事業所等とも、必要な情報を安全に共有できる仕組みの構築

- ・ 母子保健に関して、乳幼児健診や妊婦健診情報等の共有について、2023年度中に、希望する自治体において事業を開始し、これらの取組を踏まえたシステム改善を行いながら、順次、参加する自治体や医療機関を拡大し、自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえ、全国展開をしていく。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）

第1 安全・安心で便利な国民の生活や事業者の活動に向けた重点的な取組

5. 準公共サービスの拡充

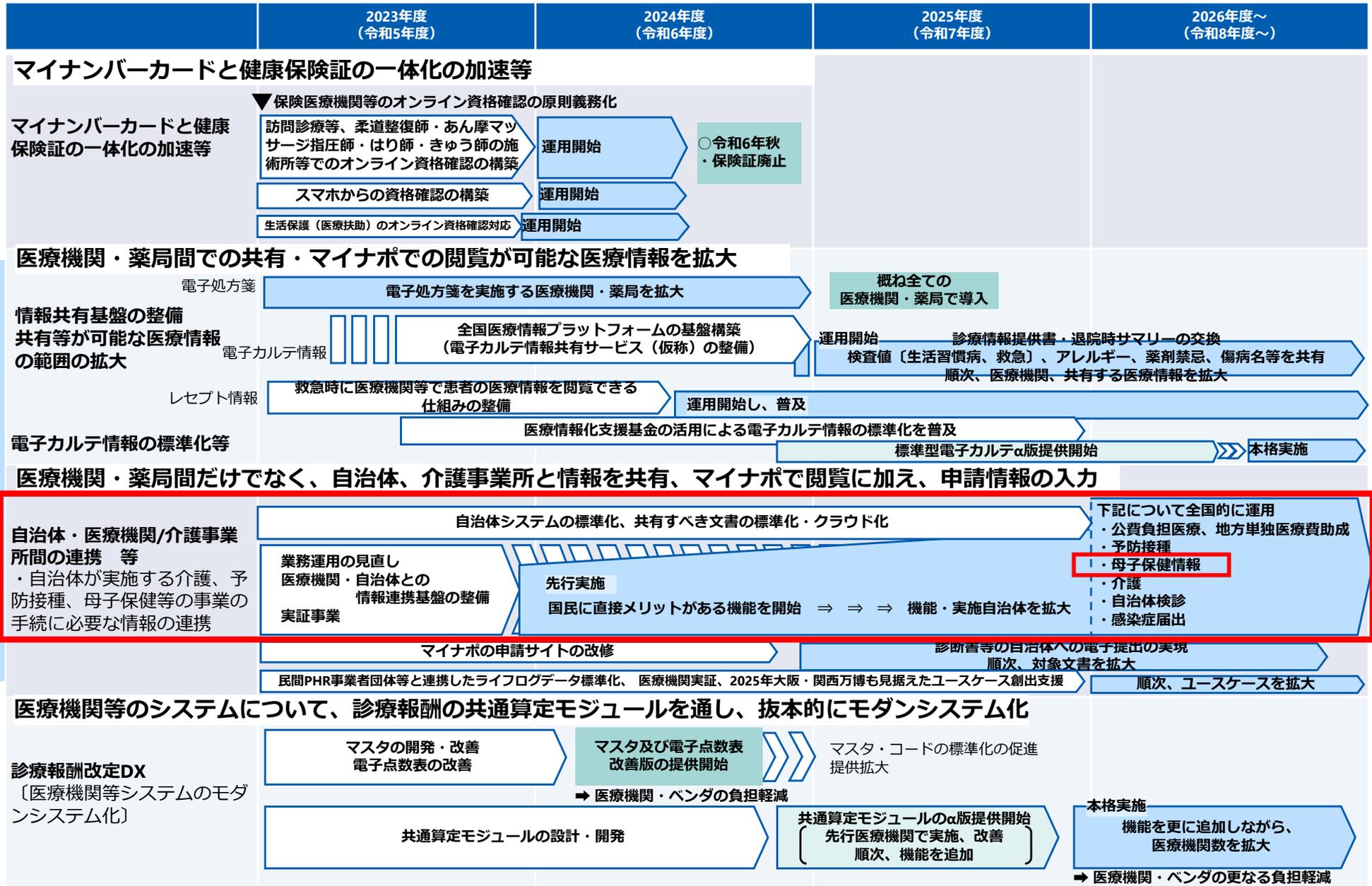
（1）健康・医療・介護分野

④ 母子手帳との連携の強化

- ・ 国や地方単独の医療費助成、予防接種、母子保健のマイナンバーカードを利用した情報連携について、希望する自治体や医療機関から運用を2023年度（令和5年度）中に開始する。母子保健分野については、マイナンバーカードを健診の受診券として利用することや、マイナポータル等を活用して問診票をスマートフォンで事前入力する事業を希望する自治体で先行的に実施する。

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕

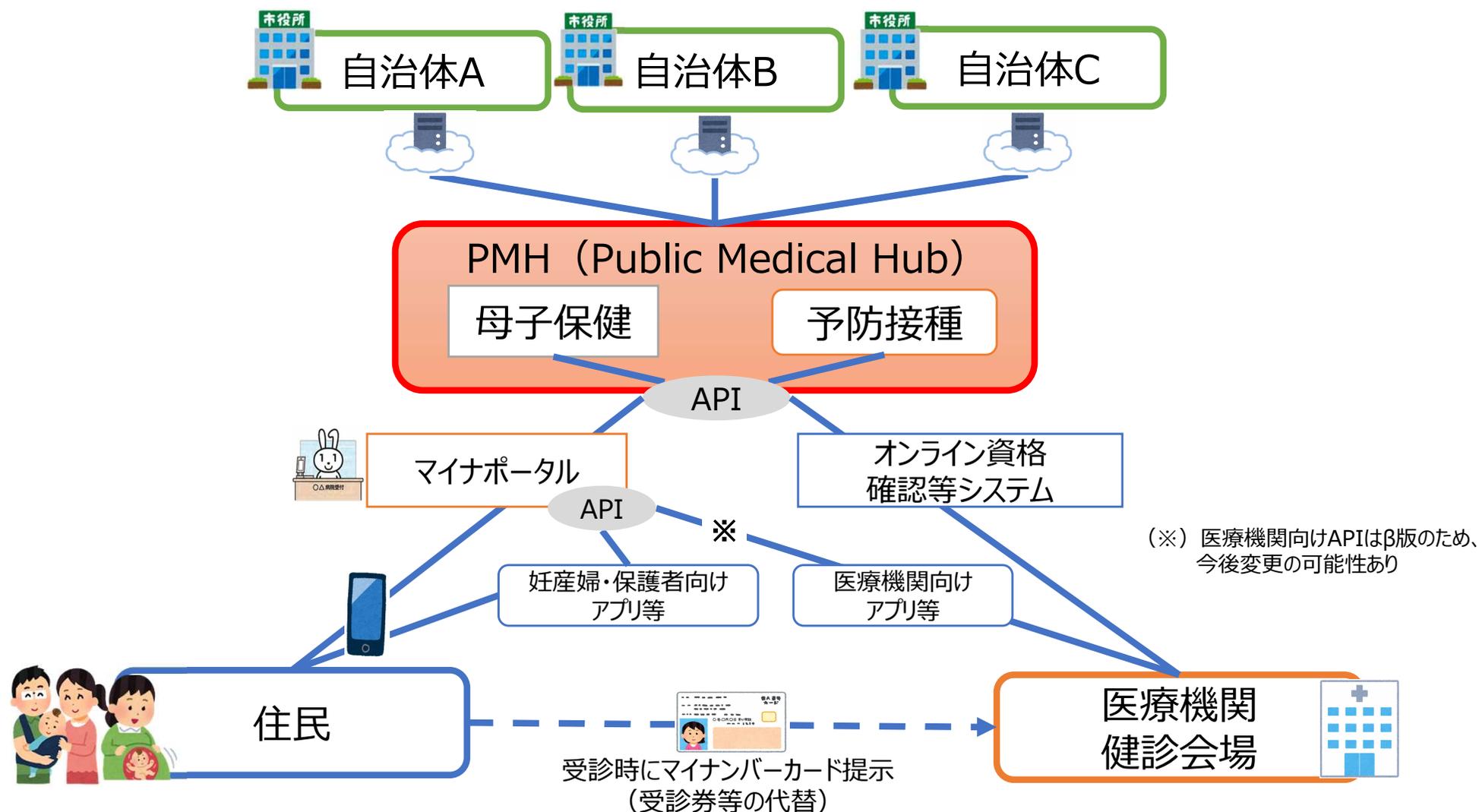
全国医療情報プラットフォームの構築



母子保健情報等の情報連携基盤（PMH）を活用した情報連携について

- 母子保健、予防接種、公費負担医療・地方単独の医療助成制度について、住民、医療機関、自治体間での必要な情報を連携するための情報連携基盤（PMH: Public Medical Hub）をデジタル庁で開発。
- 令和5年度中に、母子保健領域では乳幼児健診・妊婦健診を対象として、マイナンバーカードを活用した母子保健のデジタル化に関する事業を希望する自治体で先行実施。

【母子保健および予防接種のPMHによる情報連携のイメージ】



母子保健のデジタル化で将来的に目指すイメージ（妊婦健診・乳幼児健診）

健診前

健診時

健診後

現状

◆ 紙の問診票に記入して、医療機関に提出

- ✓ 紙の問診票を毎回、住所や氏名などを記載する必要がある



◆ 受診時に、紙の受診券を医療機関に提出

- ✓ 毎回、住所や氏名などを記載する必要がある



◆ 健診結果は、母子健康手帳で確認

- ✓ 紙の手帳を持ち歩く必要
- ✓ マイナポータルで情報を見れるようになるまでタイムラグ



将来 (イメージ)

◆ 問診票をスマートフォンで入力可能に

- ✓ 住所や氏名などの情報は自動で入力
- ✓ 問診結果はオンラインで医師等と共有



◆ マイナンバーカード1枚で健診を受診可能に

- ✓ 紙の受診券への記載への住所や氏名などの記載が不要に
- ✓ 紙の受診券を管理・提出する手間が不要に



◆ 健診結果をスマートフォンでいつでも確認可能に

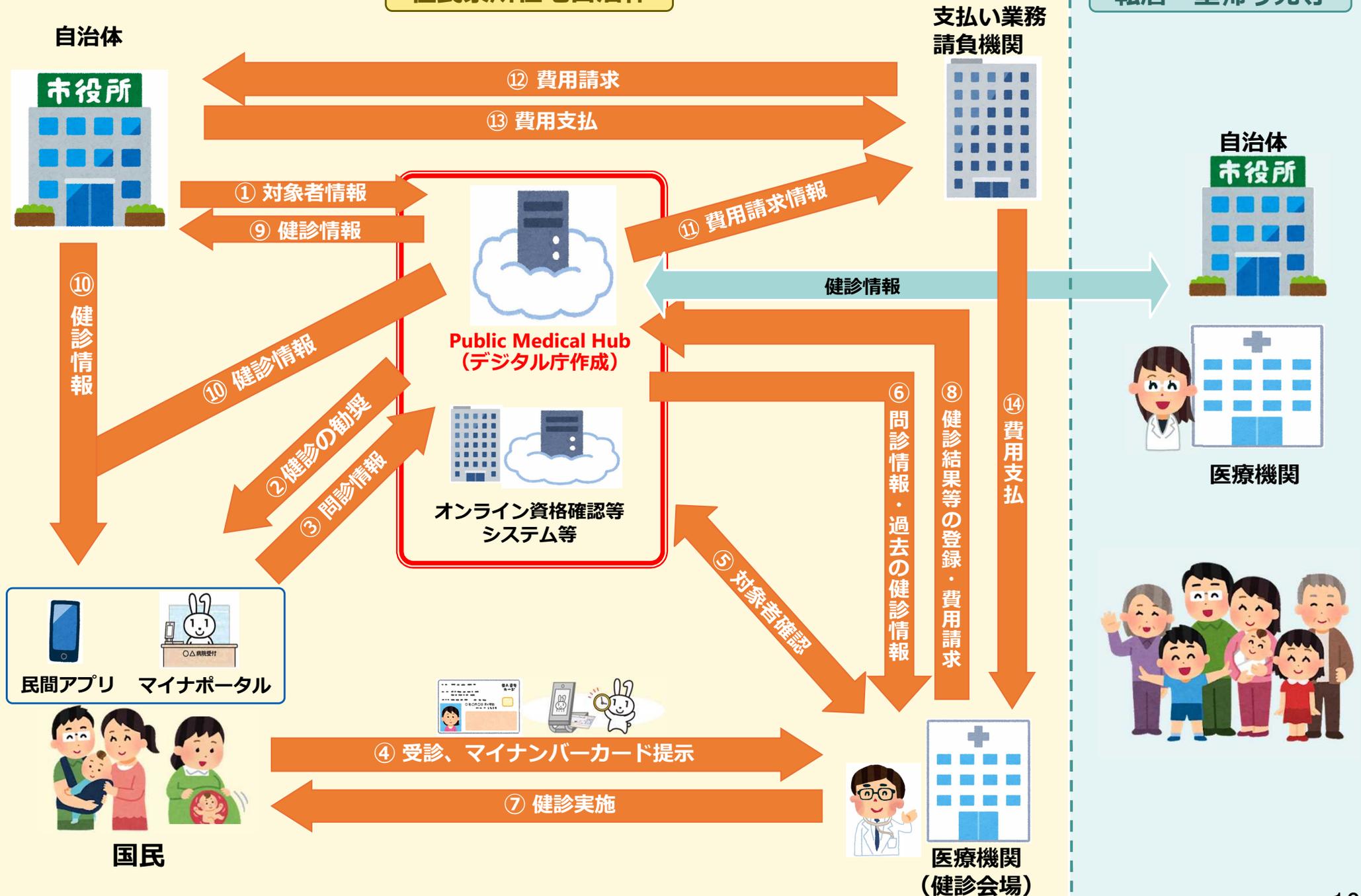
- ✓ 健診情報を自身の健康管理や次回の妊娠等に有効活用
- ✓ 健診結果を医師等とスムーズに共有し、より質の高い医療サービスに



母子保健DX（乳幼児・妊婦健診）のイメージ

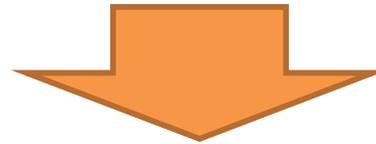
住民票所在地自治体

転居・里帰り先等



現状・課題

- 妊婦健診や乳幼児健診は、現状、紙を中心とした運用となっており、紙の受診券・問診票の印刷や郵送、紙に記載された健診結果の手作業での入力等に係る事務的なコストや、住民にとっても紙の問診票への繰り返しの記載にかかる手間が発生している。また、情報活用の観点からも、住民・医療機関・自治体間の情報共有にタイムラグがあるといった課題がある。
- 乳幼児健診・妊婦健診については、令和5年度中にデジタル庁が開発する母子保健情報等の情報連携基盤を活用して、マイナンバーカードを健診の受診券として利用することや、マイナポータル等を活用して問診票をスマートフォンで事前入力する事業を希望する自治体で先行的に実施する事業が進行中である。
- 出産に当たって里帰りをする妊産婦が一定程度存在する中で、妊産婦への切れ目のない支援を提供する観点から、自治体間での母子保健情報が十分に共有できていない場合があるという指摘がある。



改正の方向性

- 令和5年度中に構築する情報連携基盤(PMH: Public Medical Hub)及びマイナンバーカードを活用した、母子保健の健診等に係る事務のデジタル化に向けて、母子保健法等を改正し、妊婦健診等の対象者に関する情報の収集、整理等の事務について、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託できることとする等の規定を設けることとする。
- その際、里帰りの妊産婦等に係る自治体間での情報連携に向けて、居住地の自治体が健康診査等を行う場合に、かつて居住していた自治体に情報の提供を求めることができることを定める母子保健法第19条の2の規定を改正し、住民票の異動の有無にかかわらず、自治体が健康診査等を行う場合に他の自治体に情報の提供を求めることを可能とする。

その他母子保健に係る 最近の動きについて

産後ケア事業（妊娠・出産包括支援事業の一部） **【拡充】**

令和6年度予算案：60.5億円（57.2億円）

【平成26年度創設】

目的

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

※ 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024年度末までの全国展開を目指すとされている。

内容

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

◆ 実施方法・実施場所等

- （1）「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- （2）「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- （3）「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

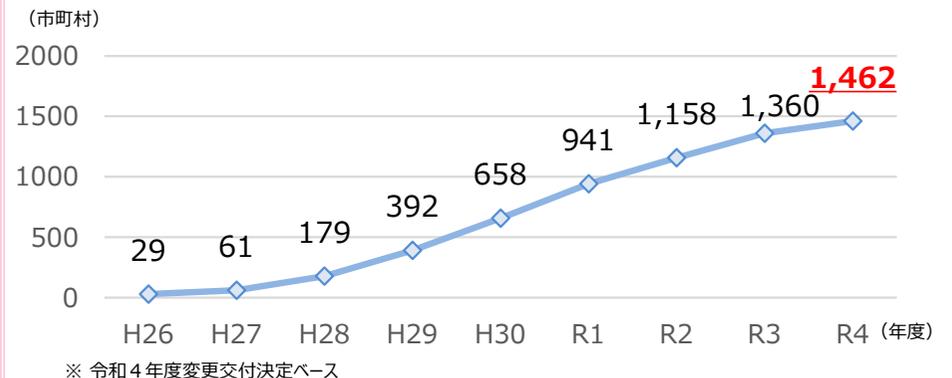
実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案

（1）デイサービス・アウトリーチ型	1施設あたり月額	1,727,700円	
（2）宿泊型	1施設あたり月額	2,519,600円	
（3）①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～） <table border="0" style="float: right; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: 1px solid red; padding: 2px;">別紙参照</td> </tr> </table>			別紙参照
別紙参照			
	1回あたり	5,000円	
②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～）			
	1回あたり	2,500円	
（4）24時間365日受入体制整備加算	1施設あたり年額	2,806,900円	
（5）支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算【拡充】	1人当たり日額	7,000円	

※（1）及び（2）の補助単価の6か所上限は撤廃する【運用改善】（R6～）

実施自治体



産後ケア事業の利用者負担の減免支援について

利用者負担の減免支援の拡充（令和5年度～）

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業については、令和元年の母子保健法改正により、市町村の努力義務とされ、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）においても、2024年度末までの全国展開を目指すこととされている。
- また、全世代型社会保障構築会議の報告書（令和4年12月）においても、産前・産後ケアの体制を充実するとともに、利用者負担の軽減を図ることが検討課題の一つとして挙げられたところ。
- 産後ケア事業の利用者負担については、令和4年度から非課税世帯を対象に減免支援を実施することとしたところであるが、上記のような状況を踏まえ、**利用者の所得の状況に関わらず、産後ケア事業を利用しやすい環境を整える観点から、産後ケア事業を必要とする全ての産婦に対して、利用者負担の減免支援を導入する。**

①非課税世帯

R4年度より減免支援
(5,000円/回)



②全ての産婦（①以外）

R5年度より減免支援を導入【拡充】
(2,500円/回)



全ての産婦に対する利用料減免【拡充】

減免助成額：2,500円/回
(宿泊型の平均的な利用料（約5千円）の半額)
※ただし、食費代は自己負担（食費代以外の利用料が減免支援の対象）

助成日数：5日間
(宿泊型の平均的な利用日数)

※住民税非課税世帯に対する利用料減免（5,000円/回）
については、引き続き現行の支援を実施

利用料減免の実施方法

- 利用料減免の実施方法としては、利用者が産後ケア施設に利用料を支払い、後日、**市町村から減免額の助成を受ける方法（償還払い）**、**利用料減免のクーポンを渡す方法**などが想定されるが、それぞれの市町村の実情に応じて実施することとする。
- 産後ケア施設との委託契約の中で利用料を設定している場合には、**利用料の金額設定を引き下げる方法**も可能とする（この場合、減免支援の実施前と実施後の差額が減免額となり、国庫補助の対象となる。）

【伴走型相談支援との連携】

伴走型相談支援との連携の観点から、産後ケア施設は、利用者の利用事実や、利用時に気になる事があった場合はその内容（産後ケア施設で実施したEPDS等のアセスメント結果を含む。）を、当該利用者に伴走支援を行っているこども家庭センター等に情報提供することとする。

基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援加算（性と健康の相談センター事業の一部） **【新規】**

令和6年度予算案：性と健康の相談センター事業 7.8億円の内数

目的

- 基礎疾患を抱える妊産婦や妊娠を希望する女性等に対して、妊娠・授乳中の薬物治療に関する相談支援を実施する。

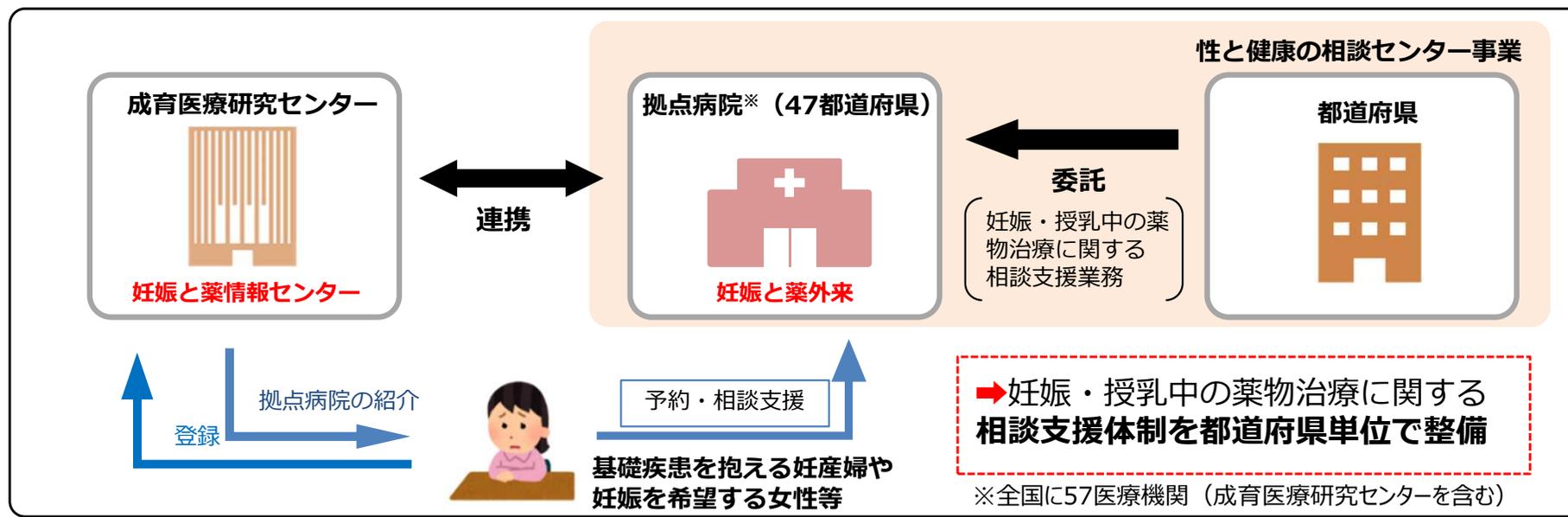
内容

◆ 対象者

基礎疾患を抱える妊産婦や妊娠を希望する女性等

◆ 内容

現在、全国47都道府県の拠点病院に設置された「妊娠と薬外来」が、国立成育医療研究センターの「妊娠と薬情報センター」と連携して、妊娠・授乳中の薬物治療に関して不安を持つ方に対する相談支援を実施している。「性と健康の相談センター事業」において、拠点病院に当該相談支援を委託することで、都道府県単位での相談支援体制の整備を進める。



実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

補助単価案

- ◆ 補助単価案：相談1件当たり 7,700円（※）

※ただし、実際の相談費用の7割相当額を上限とする。

妊婦訪問支援事業【新規】

令和6年度予算案：0.8億円（－）

※令和3年度補正予算より、子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）により実施していた事業について、母子保健医療対策総合支援事業の中の1事業に位置付け、引き続き実施するもの。

目的

- 妊婦届の提出時に妊婦の状態等を確認し、若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦に対し、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することによりハイリスク妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的とする。

内容

◆ 対象者

妊婦健診未受診の妊婦その他継続的な状況把握が必要な妊婦

◆ 内容

若年、経済的不安、生育歴、パートナー、家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状況を把握する。また、妊婦の状況に応じて、健診の受診を促すとともに、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等の関係者・関係機関と連携して、必要な支援につなげる。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国 1 / 2、市町村 1 / 2
- ◆ 補助単価案：1回あたり 9,550円
民間委託する場合 年額564,000円

妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業【新規】

令和6年度予算案：4.7億円（－）

目的

- 地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および出産予定日前から分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
※ 本事業による支援を通じて、周産期医療の提供体制の構築において、周産期医療に携わる医師の働き方改革を進めつつ、地域医療構想や医師確保計画との整合性にも留意しながら、医療機関・機能の集約化・重点化や産科医の偏在対策等を推進した場合においても、妊婦の分娩取扱施設までのアクセスを確保する。

事業の概要

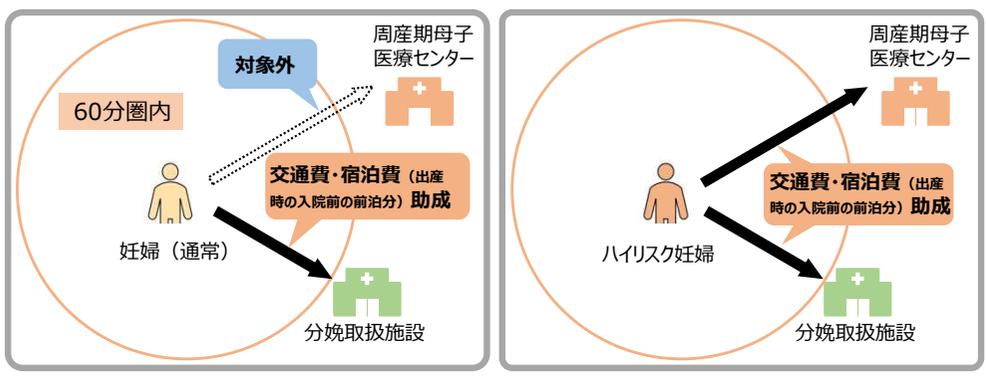
◆ 対象者

自宅（又は里帰り先）から**最寄りの分娩取扱施設**（医学上の理由等により、周産期母子医療センターで出産する必要がある妊婦（以下「ハイリスク妊婦」という。）においては、**最寄りの周産期母子医療センター**）まで**概ね60分以上**の移動時間を要する妊婦

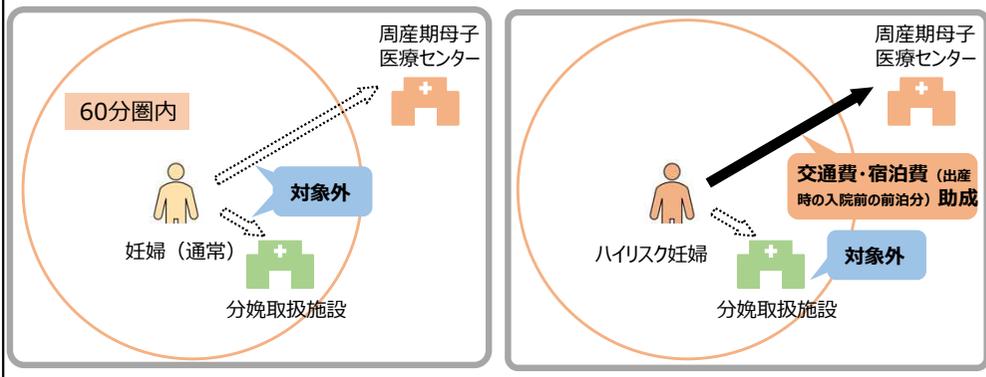
◆ 内容

- ① 自宅（又は里帰り先）から**最寄りの分娩取扱施設**まで**概ね60分以上**の移動が必要な場合
最寄りの分娩取扱施設※までの交通費および分娩取扱施設の近くで待機する場合の近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）を助成する。また、**ハイリスク妊婦**の場合は、**最寄りの周産期母子医療センター**までの交通費及び宿泊費を助成する。※出産時の入院前に分娩取扱施設の近隣の宿泊施設に前泊する場合、当該宿泊施設までの交通費とする（他も同様）
- ② 自宅（又は里帰り先）から**最寄りの分娩取扱施設**まで**概ね60分未満**だが、**最寄りの周産期母子医療センター**まで**概ね60分以上**の移動が必要な場合
最寄りの分娩取扱施設までは助成外。ただし、**ハイリスク妊婦**の場合は、**最寄りの周産期母子医療センター**までの交通費及び宿泊費を助成する。

① 分娩取扱施設まで60分以上の移動が必要



② 分娩取扱施設まで60分未満、周産期母子医療センターまで60分以上の移動が必要



（留意事項）本事業を実施する市町村が属する都道府県は、周産期医療提供体制の構築等の取組を通じて、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係者による協議の場等を活用して都道府県の医療部門と都道府県及び管内市町村の母子保健部門等とが連携し、妊婦健診や産後ケア事業をはじめとする母子保健事業等による妊産婦の支援の推進を図ること。

実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2
（都道府県1/4、市町村1/4）
※都道府県からの間接補助による交付

補助単価案

- ① **交通費（往復分）**：移動に要した費用（タクシー移動の場合は実費額、その他の移動は旅費規程に準じて算出した交通費の額（実費を上限とする））の**8割**を助成（※2割は自己負担）
- ② **宿泊費（上限14泊）**：宿泊に要した費用（実費額（旅費規程に定める宿泊費の額を上限とする））から**2000円／泊を控除した額**を助成（※1泊当たり2000円（および旅費規程を超える場合はその超過額分）は自己負担）

成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等推進事業【新規】

令和6年度予算案：母子保健衛生対策推進事業委託費 2.8億円の内数（－）

1 事業の目的

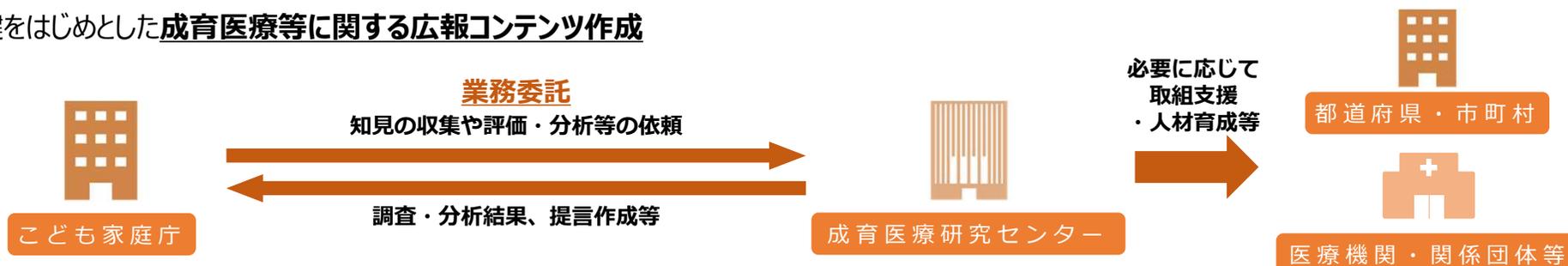
- 令和5年3月に閣議決定された成育医療等基本方針において、「こどもやこどもを養育する者等の視点も踏まえつつ、成育医療等の提供に関する施策に係る知見の収集・分析等の調査研究を推進するとともに、施策の推進に関する提案や施策の進捗状況や実施体制等に係る客観的な評価、地方公共団体の取組の支援や人材育成等を行うシンクタンク機能の充実を図る。」と記載されている。
- 令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略の加速化プランにおいて、「女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで、健康で活躍できるよう、国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究や、プレコンセプションケアや産後ケア事業を含む成育医療等の提供に関する研究等を進める」と記載されている。
- 新たに「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせる**国立成育医療研究センターにおける、成育医療等に関するシンクタンク機能の充実**を図る。

2 事業の概要

◆ 内容

- 成育医療等に関する科学的・専門的な知見を有する国立研究開発法人国立成育医療研究センターにおいて、成育医療等の施策に関する知見の収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信の推進等の成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等を推進。
- 主として、以下のテーマに係る研究・データ分析の実施、施策の推進を支援。
 - ① **産後ケア事業**や**プレコンセプションケア**をはじめとする成育医療等の提供に関する知見の収集、評価・分析、提言作成、取組支援、人材育成等
 - ② **予防のためのこどもの死亡検証（CDR）**に係る体制整備支援
 - ③ **出生前検査認証制度**に係るデータ収集・分析
 - ④ 母子保健をはじめとした**成育医療等に関する広報コンテンツ作成**

◆ 事業イメージ



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
- ◆ 補助率：定額

1 事業の目的

- 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。
※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援を行うことより、全国の自治体での「1か月児」及び「5歳児」の健康診査の実施を目指す。

2 事業の概要

◆ 対象者

- ① 1か月頃の乳児 及び ② 5歳頃の幼児

◆ 内容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

① 1か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、こどもの健康状態や育児の相談等

② 5歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：発達障害など心身の異常の早期発見（精神発達の状況、言語発達の遅れ等）、育児上問題となる事項、必要に応じ、専門相談等

◆ 留意事項

- (1) ①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげること。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。
- (2) ②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2

4 補助単価案

- ◆ 補助単価案：① 4,000円/人（原則として個別健診）
② 3,000円/人（原則として集団健診）

1 事業の目的

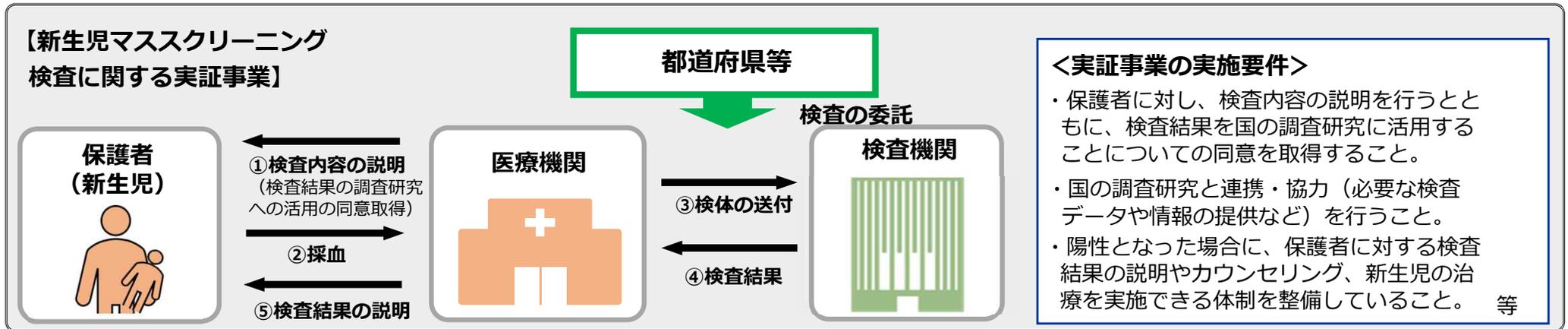
- 新生児マススクリーニング検査（先天性代謝異常等検査）については、現在、都道府県・指定都市において20疾患を対象にマススクリーニング検査が実施されているところであるが、近年、治療薬の開発等により、対象疾患の追加の必要性が指摘されていることから、令和5年度より国において調査研究（こども家庭科学研究）を実施し、対象疾患を追加する場合の検査・診療体制や遺伝子カウンセリングの課題に関する対応策を得ることとしている。こうした中で、都道府県・指定都市においてモデル的に2疾患（SCID、SMA（※））を対象とするマススクリーニング検査を実施し、国の調査研究と連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）を行うことで、マススクリーニング検査の対象疾患の拡充に向けた検討に資するデータを収集し、その結果を踏まえ、全国展開を目指す。

（※）SCID（重症複合免疫不全症）：免疫細胞の機能不全により免疫力が低下し、出生直後から重篤な感染症を繰り返す疾患。
SMA（脊髄性筋萎縮症）：脊髄の運動神経細胞の異常のため、筋力低下、歩行障害、呼吸障害をきたす遺伝子疾患。

2 事業の概要・スキーム

◆ 事業内容

都道府県、指定都市においてモデル的に2疾患（SCID、SMA）を対象とするマススクリーニング検査を実施し、国の調査研究（こども家庭科学研究）と連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）を行う。



連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）

【国の調査研究（こども家庭科学研究）】令和5～7年度

- ・地域における検査・診療体制、精度管理、遺伝カウンセリング等の整備の状況の把握
- ・保護者向けの情報提供資料又は説明文書の作成 など

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県、指定都市1/2

4 補助単価案

- ◆ 補助単価案：こども家庭庁が必要と認める額
※検査に関する説明等を含む。

1 事業の目的

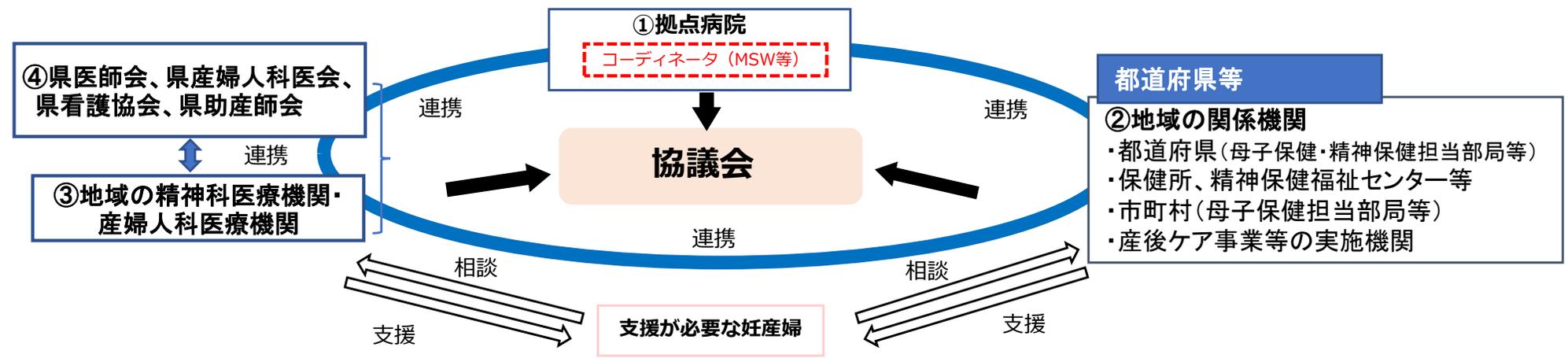
- 妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中核とし、地域の精神科医療機関等と、精神保健福祉センター、保健所、市町村（母子保健担当部局・こども家庭センターなど）、産婦健診・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る。

2 事業の概要・スキーム

◆ 事業内容

都道府県において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関（拠点病院）等に、妊産婦等のメンタルヘルス支援に関するコーディネータを配置し、各精神科医療機関や産婦人科医療機関、地域の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る（都道府県事業）。

- 1) 拠点病院(①)や都道府県、関係者・関係機関(②～④)による協議会を設置・開催し、情報の共有、地域における連携体制・役割分担の決定など、妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応する体制の整備
- 2) 妊産婦の診療に対応可能な地域の精神科医療機関(③)リストの作成、支援が必要な妊産婦を把握した場合のフォロー体制図や情報連携様式等の作成
- 3) 支援が必要な妊産婦を地域の精神科医療機関(③)での適切な受診や必要な支援につなげるために、拠点病院等に配置されたコーディネータによる相談対応や、関係者による症例検討の実施
- 4) ③において妊産婦のメンタルヘルスに関する医学的判断、対応に迷う事例があった場合、拠点病院(①)への医学的な相談や診療の依頼
- 5) 必要に応じ、拠点病院(①)から、地域の精神科医療機関等(③)や地域の関係機関(②)への専門家の派遣 ※産科医療機関等から精神科医療機関への派遣を含む
- 6) 妊産婦のメンタルヘルスに関する研修や普及啓発、情報提供等



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

4 補助単価案

◆ 補助単価案：月額 1,317,000円

1 事業の目的

- デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）において、マイナンバーカードの母子保健分野への利活用拡大として、「マイナポータルやマイナポータルとAPI連携したスマートフォンアプリ等を活用して、健診受診券・母子健康手帳とマイナンバーカードとの一体化を目指す。（略）実施状況を踏まえ、自治体システムの標準化の取組と連動しながら本取組を順次拡大し、全国展開を目指す。」とされ、また、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、「こども政策DX※を推進する（※脚注：母子健康手帳のデジタル化などを含む。）」とされている。
- 母子保健デジタル化については、令和5年度にデジタル庁において、国民、医療機関、自治体の情報連携基盤となるPublic Medical Hub（PMH）を開発し、先行的な実証事業が開始された。令和4年度補正予算事業では、PMHを活用した母子保健情報（妊婦・乳幼児健診情報）の連携に係るシステム等の業務要件定義（※）を実施した。また、情報連携の実証を目的として、業務要件定義を踏まえたシステム等の改修、及び、住民、医療機関、自治体等における妊婦・乳幼児健診情報の連携に係る実証を、複数の自治体で実施しているところ。
- 本事業では、PMHを活用した母子保健情報の更なる連携に係る業務要件定義等の母子保健のデジタル化の推進を目的とする。具体的には、令和4年度補正予算事業で得られた知見等を踏まえ、対象となる母子保健事業の範囲の拡大（産婦健診など）や、電子カルテとの連携等の医療機関業務に係る機能追加、里帰り出産への対応等について業務要件定義及び実証等を行う。（※）システム等の開発において、実装すべき機能や満たすべき性能などの要件を明確にしていく作業。

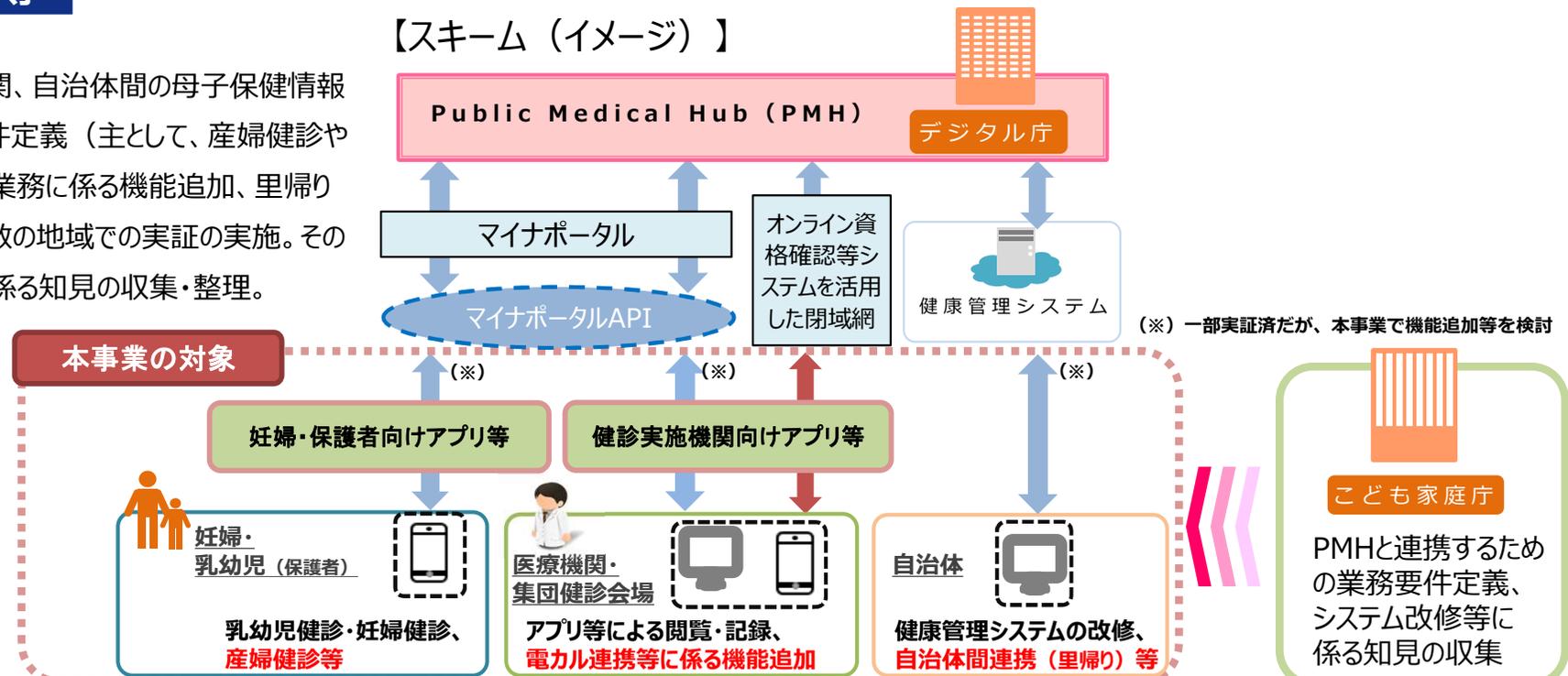
2 事業の概要・スキーム等

【成果物】

PMHを活用した、住民、医療機関、自治体間の母子保健情報の連携に係るシステム等の業務要件定義（主として、産婦健診や電子カルテとの連携等の医療機関業務に係る機能追加、里帰り出産への対応等に係るもの）。複数の地域での実証の実施。その他母子保健のデジタル化の推進に係る知見の収集・整理。

【実施主体】

民間団体



赤字および赤矢印：本事業で新たに実施する予定

1 事業の目的

- 医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）において、「公費負担医療及び地方単独医療費助成への、オンライン資格確認等システムの対応拡大については、2023年度中に調査研究及び希望する自治体における事業を開始し、これらの取組を踏まえたシステム改善や、自治体システムの標準化の取組の状況などを踏まえながら、順次、参加する自治体や医療機関を拡大し、全国展開をしていく。」とされている。
- 公費負担医療のオンライン資格確認の導入に関して、デジタル庁を中心に実証事業が行われているところであり、未熟児養育医療等についても先行実施の対象とし、必要な検討を行うための費用を計上する。

2 事業の概要等

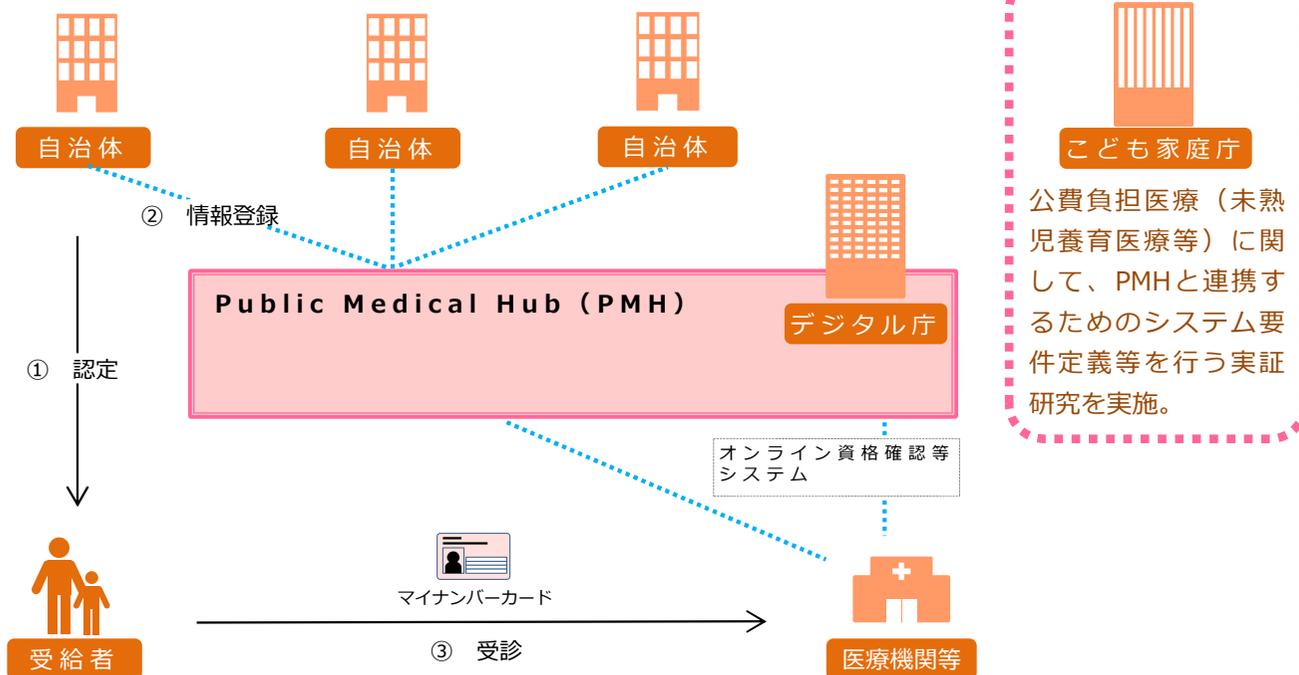
【事業概要】

デジタル庁を中心に行われている実証事業の動向等を踏まえ、公費負担医療（未熟児養育医療等）に関して、PMHと連携するためのシステム要件定義の整理、システム要件定義に基づいたシステム改修等の実証を行い、PMHとの連携に向けた検討を行う。

【実施主体】

民間団体

【イメージ図】

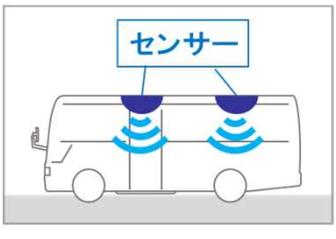


① 所在確認や安全装置の装備の義務付け

→令和4年12月28日に関係府省令等を公布。令和5年4月1日より、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。

② 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成

→令和4年12月20日に、国土交通省において、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置に関するガイドライン」を策定・公表

降車時確認式	自動検知式
	
<p>①エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す車内向けの警報 ②車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると警報が停止 ③確認が一定時間行われない場合、更に、車外向けに警報</p>	<p>①エンジン停止から一定時間後にセンサーによる車内の検知を開始 ②置き去りにされたこどもを検知すると、車外向けに警報</p>
<ul style="list-style-type: none"> 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。 	

③ 安全管理マニュアルの作成

→令和4年10月12日に、緊急対策の公表と合わせて作成・公表

◆安全管理マニュアルのポイント

- 毎日使えるチェックシート
毎日見落としがないかを確実に確認する内容
- バス送迎の業務の流れに沿って、ポイントを整理
園での業務の流れが適切か確認する内容
- 置き去り事故ゼロをめざす
ヒヤリ・ハット事例の共有、こども自らSOSを出せる支援
バスのラッピングやスモークガラスの使用に関する留意事項
- シンプルな構成
内容を確実に理解し、読み返すことが負担にならない工夫

④ 早期のこどもの安全対策促進に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」

→令和4年度第2次補正予算に関連予算を計上して推進。

令和4年度第2次補正予算：234億円

こどもの安全対策として、送迎用バスへの安全装置や登園管理システム、こどもの見守りタグ（GPS）の導入の支援などを行う。

事務連絡
令和5年12月19日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管部(局)
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室) 御中
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国立大学法人担当課

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の 装備状況の調査(第2回)結果及び装備促進について

平素から教育・保育施設等における安全管理の徹底について、御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

令和5年11月6日付け、事務連絡「教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査(第2回)について」による安全装置の装備状況の調査に御協力いただき、ありがとうございました。

今回の調査結果については、別添1「送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査(第2回)結果について」のとおりであり、本日、こども家庭庁のホームページにおいて公表しましたので、御承知おきください。

今回の調査結果を受けて、今後取り組んでいくべき対策を下記のとおりお示ししますので、引き続き、送迎用バスに対する安全装置の装備促進に御留意いただきますようお願いいたします。

記

1. 不装備による法令違反の認識の醸成について

送迎用バスに対する安全装置の装備については、関係府省令等の改正により義務付けられたものであり、令和6年3月31日をもって、経過措置期間が終了することから、今年度中に安全装置を装備しなければ、来年度以降、法令違反としてそれぞれの所管法令によって改善勧告、事業停止命令等の対象となり得る（令和4年12月28日付けの各種通知文参照）。

このことについて、指導監査権限を有する各自治体が再認識するとともに、所管する施設・事業所に対しても周知を徹底し、安全装置を装備しないことが法令違反となる認識の醸成を図ること。

2. 装備状況の進捗管理について

各自治体においては、今年度中に装備を完了する予定と回答した施設・事業所については、あくまで装備予定であって、未だ安全装置の装備が完了していないことを念頭に置き、装備が完了したことを個別に確認するなど、その進捗状況を管理すること。

また、今年度中に装備予定がないと回答した施設・事業所を所管する自治体においては、1.に記載した事項を踏まえ、安全装置の装備を阻害する要因を除去して確実に装備させるよう働きかけるとともに、装備ができない場合には、来年度から同車両による送迎を中止することを促すなど、個別に対応すること。

万が一、来年度以降も安全装置の装備がない送迎用バスを運行するようであれば、適切な指導監査に基づき、所要の措置を講じること。

3. 装備状況の公表について

各自治体においては、こどもの安全に関する情報を保護者等に積極的に提供するという観点から、管内の施設・事業所における安全装置の装備状況や装備予定の公表について、積極的に検討すること。

4. 義務化対象の誤認防止について

安全装置の装備が義務付けられた送迎用バスについては、これまでも周知を図ってきたとおり、通園・通学を目的とした自動車のうち、座席（車椅子を使用するこどもが当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。）が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として対象となっている。

施設・事業所が、本来は義務化対象となる送迎用バスであるにも関わらず、誤った認識により安全装置を装備しないことがないように、別添2「安全装置の

「設備の義務づけの例外となる自動車のイメージ」を活用するなどして、誤認の防止を図ること。

なお、今年度中に誤認等によって義務化対象となる送迎用バスに安全装置の装備予定がない施設・事業所を把握した場合には、早急に安全装置の装備に向けた手続きを行わせるとともに、補助事業の適用の可否について早急に確認する必要があることから、当該施設・事業所を所管することも家庭庁又は文部科学省の予算担当まで連絡すること。

【問合せ先】

- **集計及び公表に関すること**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
[Tel:03-6858-0183](tel:03-6858-0183)
Mail:anzentaisaku.jikotaiou@cfa.go.jp
 - **幼稚園、特別支援学校(全類型)及び認定こども園(幼稚園型)に関すること**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室交通安全・防犯教育係
[Tel:03-6734-2695](tel:03-6734-2695)
 - **保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
[Tel:03-6858-0058](tel:03-6858-0058)
 - **認定こども園(幼保連携型、保育所型、地方裁量型)に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第二係
[Tel:03-6858-0058](tel:03-6858-0058)
 - **認可外保育施設(全類型)に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
[Tel:03-6858-0133](tel:03-6858-0133)
 - **児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスに関すること**
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
[Tel:03-6861-0063](tel:03-6861-0063)
- ### 【予算担当】
- **幼稚園、特別支援学校(全類型)及び認定こども園(幼稚園型)**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室交通安全・防犯教育係
[Tel:03-6734-2695](tel:03-6734-2695)
 - **保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、認定こども園(幼保連携型、保育所型、地方裁量型)及び認可外保育施設(全類型)**
こども家庭庁成育局保育政策課予算係
[Tel:03-6858-0043](tel:03-6858-0043)
 - **児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス**
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
[Tel:03-6861-0063](tel:03-6861-0063)

送迎用バスに対する安全装置の 装備状況の調査(第2回)結果について

こどもまんなか
こども家庭庁

令和5年12月19日

装備状況調査の実施

調査概要

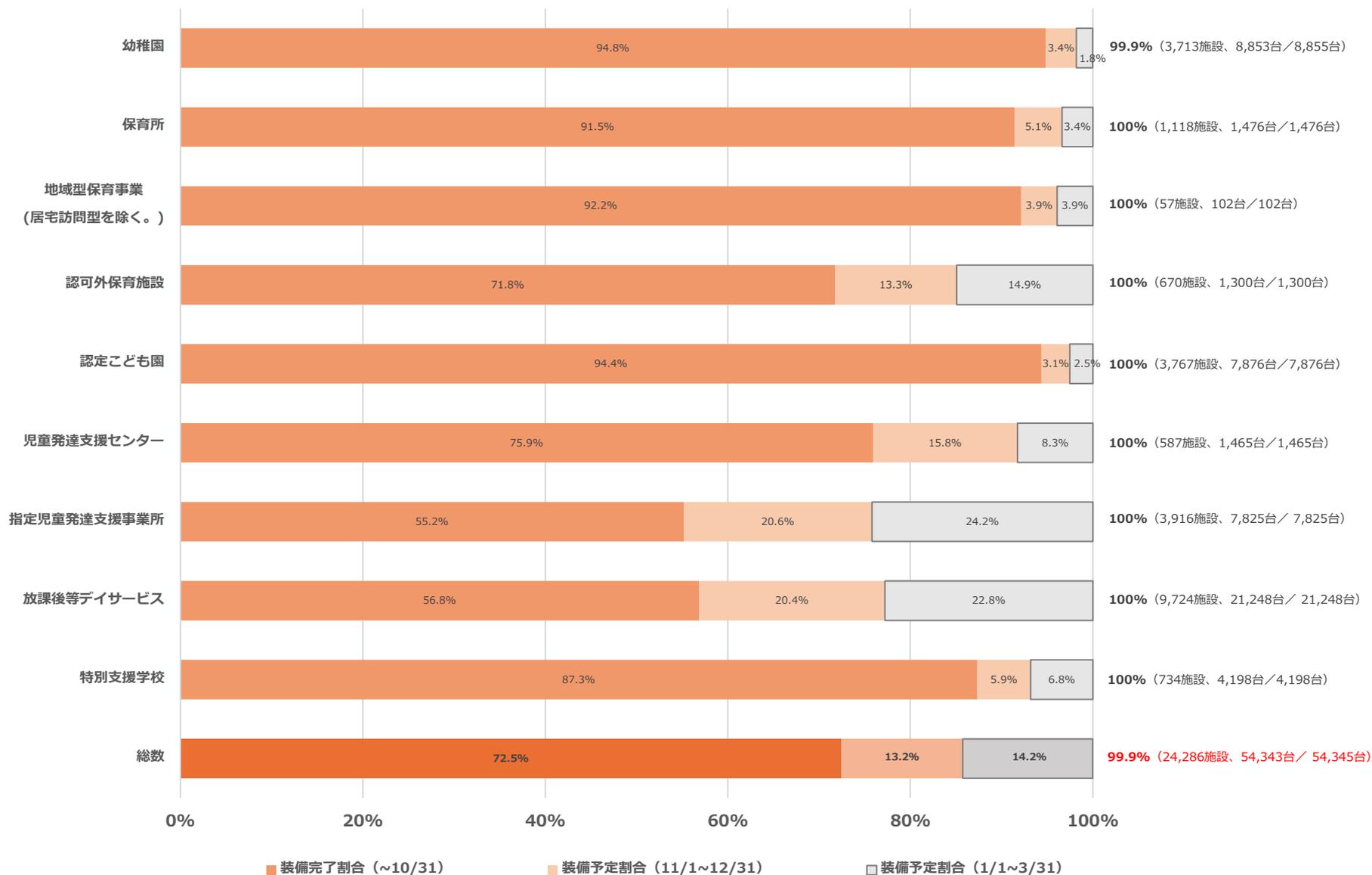
- 令和4年9月、静岡県牧之原市において、送迎用バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生したことを受け、同種事案の絶無を期すため、同年10月、政府として緊急対策をとりまとめた。当該対策の一環として、通園等を目的とした自動車、いわゆる送迎用バスに対する安全装置の装備を義務化するため、関係府省令等を改正し、令和5年4月1日に施行した。
- 安全装置の装備の義務化については、令和6年3月31日をもって1年間の経過措置期間が終了することから、令和5年10月末時点における安全装置の装備状況について、文部科学省と連携して調査を実施したものである。
 - ・ 調査開始日 : 令和5年11月6日(月)
 - ・ 国への報告期限 : 令和5年12月13日(水)

調査項目

- 1 送迎用バスを運行している施設・事業所数
- 2 送迎用バスの運行台数
- 3 安全装置の装備を完了した送迎用バスの台数 [令和5年10月31日時点]
- 4 安全装置を装備する予定の送迎用バスの台数 [令和5年12月31日まで]
- 5 安全装置を装備する予定の送迎用バスの台数 [令和6年3月31日まで]

※ 関係府省令等の改正により安全装置の装備が義務付けられた施設・事業所、送迎用バスを対象として調査を実施。

調査結果 【施設・事業所別】



※ 調査結果については、令和5年10月31日を基準日として、令和5年12月13日時点で国に回答があった施設・事業所について取りまとめたものである。
 ※ 運行台数については、施設・事業所の廃止、送迎用バスの廃車等の理由により、来年度運行しない送迎用バスの台数を除く。
 ※ 今後、整備予定の送迎用バスについては、予定どおり整備が完了するように、その進捗状況を管理するよう、自治体に通知する。

調査結果【都道府県別】

都道府県	施設・事業数	運行台数	10月末 装備完了台数(割合)	12月末 装備完了及び 装備予定台数(割合)	3月末 装備完了及び 装備予定台数(割合)	都道府県	施設・事業数	運行台数	10月末 装備完了台数(割合)	12月末 装備完了及び 装備予定台数(割合)	3月末 装備完了及び 装備予定台数(割合)
北海道	1,197施設	2,706台	1,906台(70.4%)	2,186台(80.8%)	2,706台(100%)	滋賀県	251施設	573台	472台(82.4%)	512台(89.4%)	573台(100%)
青森県	420施設	741台	630台(85.0%)	683台(92.2%)	741台(100%)	京都府	466施設	1,059台	737台(69.6%)	924台(87.3%)	1,059台(100%)
岩手県	252施設	497台	276台(55.5%)	401台(80.7%)	497台(100%)	大阪府	1,960施設	4,329台	2,901台(67.0%)	3,627台(83.8%)	4,329台(100%)
宮城県	480施設	1,324台	813台(61.4%)	981台(74.1%)	1,324台(100%)	兵庫県	994施設	2,188台	1,741台(79.6%)	1,994台(91.1%)	2,188台(100%)
秋田県	191施設	316台	259台(82.0%)	288台(91.1%)	316台(100%)	奈良県	183施設	364台	236台(64.8%)	330台(90.7%)	364台(100%)
山形県	252施設	481台	449台(93.3%)	455台(94.6%)	481台(100%)	和歌山県	178施設	465台	251台(54.0%)	367台(78.9%)	465台(100%)
福島県	361施設	759台	664台(87.5%)	717台(94.5%)	759台(100%)	鳥取県	108施設	277台	193台(69.7%)	225台(81.2%)	277台(100%)
茨城県	640施設	1,470台	1,228台(83.5%)	1,373台(93.4%)	1,470台(100%)	島根県	113施設	201台	108台(53.7%)	171台(85.1%)	201台(100%)
栃木県	395施設	926台	683台(73.8%)	808台(87.3%)	926台(100%)	岡山県	241施設	482台	328台(68.0%)	389台(80.7%)	482台(100%)
群馬県	411施設	762台	456台(59.8%)	583台(76.5%)	762台(100%)	広島県	606施設	1,273台	842台(66.1%)	998台(78.4%)	1,273台(100%)
埼玉県	1,246施設	3,255台	2,462台(75.6%)	2,865台(88.0%)	3,255台(100%)	山口県	264施設	574台	553台(96.3%)	572台(99.7%)	574台(100%)
千葉県	928施設	2,218台	1,487台(67.0%)	1,758台(79.3%)	2,218台(100%)	徳島県	165施設	319台	291台(91.2%)	302台(94.7%)	319台(100%)
東京都	1,579施設	4,057台	3,231台(79.6%)	3,720台(91.7%)	4,057台(100%)	香川県	131施設	230台	181台(78.7%)	200台(87.0%)	230台(100%)
神奈川県	1,233施設	3,256台	2,176台(66.8%)	2,898台(89.0%)	3,254台(99.9%)	愛媛県	310施設	638台	531台(83.2%)	605台(94.8%)	638台(100%)
新潟県	473施設	834台	672台(80.6%)	728台(87.3%)	834台(100%)	高知県	128施設	241台	208台(86.3%)	215台(89.2%)	241台(100%)
富山県	151施設	299台	227台(75.9%)	261台(87.3%)	299台(100%)	福岡県	1,186施設	2,978台	2,015台(67.7%)	2,585台(86.8%)	2,978台(100%)
石川県	299施設	616台	523台(84.9%)	553台(89.8%)	616台(100%)	佐賀県	264施設	456台	309台(67.8%)	415台(91.0%)	456台(100%)
福井県	145施設	260台	220台(84.6%)	232台(89.2%)	260台(100%)	長崎県	377施設	707台	570台(80.6%)	637台(90.1%)	707台(100%)
山梨県	202施設	407台	353台(86.7%)	374台(91.9%)	407台(100%)	熊本県	449施設	824台	604台(73.3%)	664台(80.6%)	824台(100%)
長野県	287施設	554台	341台(61.6%)	445台(80.3%)	554台(100%)	大分県	414施設	720台	418台(58.1%)	555台(77.1%)	720台(100%)
岐阜県	507施設	1,236台	917台(74.2%)	1,061台(85.8%)	1,236台(100%)	宮崎県	295施設	565台	405台(71.7%)	486台(86.0%)	565台(100%)
静岡県	803施設	1,815台	1,265台(69.7%)	1,527台(84.1%)	1,815台(100%)	鹿児島県	648施設	1,338台	869台(64.9%)	1,110台(83.0%)	1,338台(100%)
愛知県	1,416施設	3,297台	2,322台(70.4%)	2,625台(79.6%)	3,297台(100%)	沖縄県	355施設	681台	537台(78.9%)	591台(86.8%)	681台(100%)
三重県	332施設	777台	519台(66.8%)	600台(77.2%)	777台(100%)						

- ※ 調査結果については、令和5年10月31日を基準日として、令和5年12月13日時点で国に回答があった施設・事業所について取りまとめたものである。
- ※ 運行台数については、施設・事業所の廃止、送迎用バスの廃車等の理由により、来年度運行しない送迎用バスの台数を除く。
- ※ 今後、装備予定の送迎用バスについては、予定どおり装備が完了するように、その進捗状況を管理するよう、自治体に通知する。

都道府県	施設・事業数	運行台数	10月末 装備完了台数(割合)	12月末 装備完了及び 装備予定台数(割合)	3月末 装備完了及び 装備予定台数(割合)
全国	24,286施設	54,345台	39,379台(72.5%)	46,596台(85.7%)	54,343台(99.9%)

【本件担当】

こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係

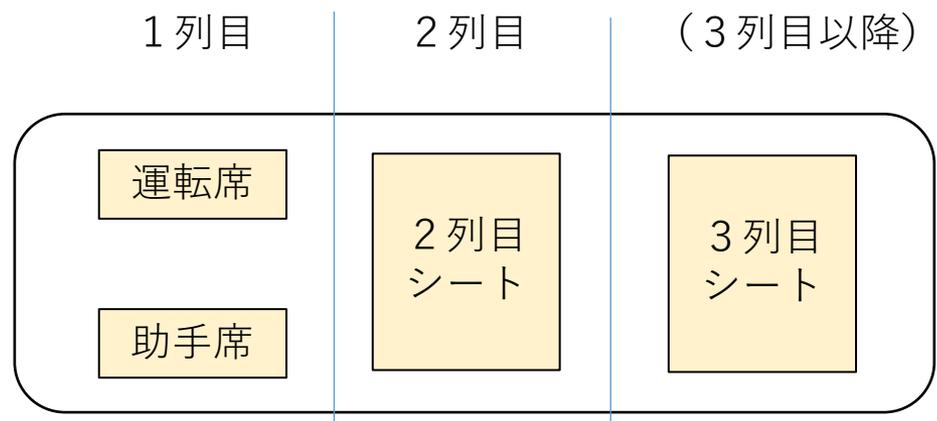
TEL : 03-6858-0183

mail:anzentaisaku.jikotaiou@cfa.go.jp

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①

別添 2

①対象

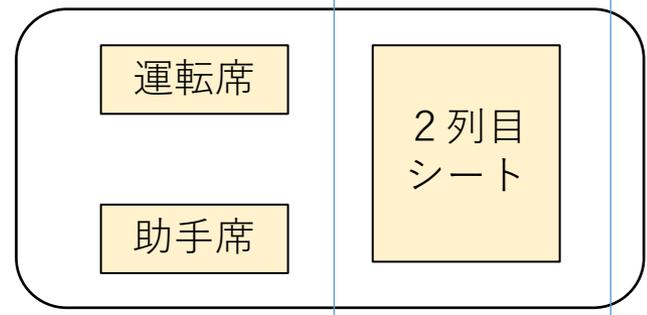


人が座るシート等

人が座らないシート

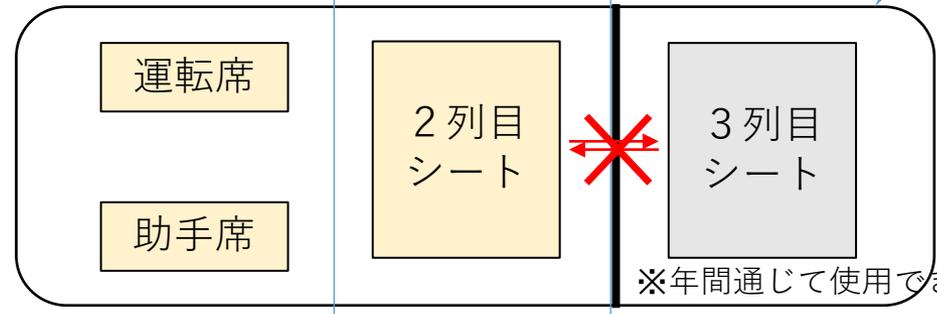
②対象外

2 列シート車



園児が確実に 3 列目以降の座席を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて 2 列目までと 3 列目以降を隔絶するなどしており、現実的には見落としの恐れがないと考えられる場合は、「**対象外**」。

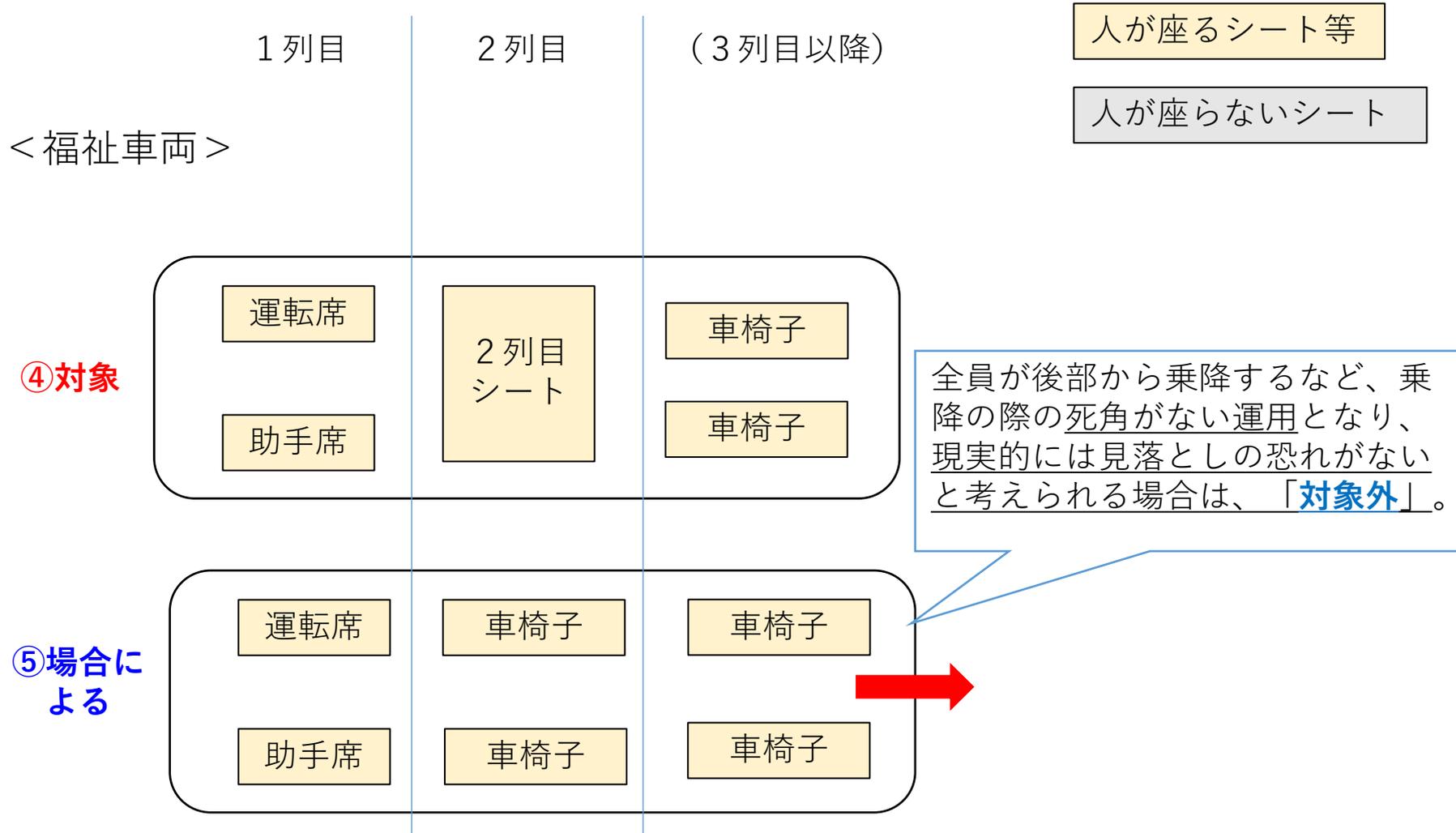
③場合による



※年間通じて使用できない

※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

日本版 D B S (Disclosure and Barring Service) の検討に係る主な経緯等

- 令和 3 年12月21日 **こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（閣議決定）**
4) こどもの安全
教育・保育施設等やこどもが活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など）等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版 D B S）の導入に向けた検討を進める。
- 令和 4 年 1 月17日 **第 2 0 8 回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説**
（少子化対策・こども政策）
（前略）こども家庭庁が主導し、縦割り行政の中で進まなかった、教育や保育の現場で、性犯罪歴の証明を求める日本版 D B S（中略）の構築を進めます。
- 令和 5 年 9 月12日 **「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」報告書 公表**
- 10月24日 **第 2 1 2 回臨時国会における総理答弁（衆・本会議）**
「子供の性被害を防止する法制度については、与党とも緊密に連携しつつ、子供の被害防止のため、より実効的な制度となるよう検討を深めている段階であり、次期通常国会以降、できるだけ早い時期に法案を提出できるよう努めてまいります。」

制度設計にあたっての基本的な視点

- ◆ 必要性
 - 性犯罪・性暴力はこどもの心身に生涯にわたって回復し難い有害な影響。こどもの性的知識の未熟さやその立場の弱さに乗じて行われ、第三者が被害に気が付きにくいと、一度発生すると継続する可能性が高い。⇒ 未然に防止すべき
 - 性犯罪再犯率13.9%（※1）、性犯罪検挙者再犯者率9.6%（※2） ⇒ 性犯罪は被害者の心身に回復困難な被害を生じさせるものであり、看過できない数値。
 - 教育、保育等を提供する事業者は、
 - ① 支配性（こどもを指導するなどし、非対称の力関係があるなかで支配的・優越的立場に立つこと）
 - ② 継続性（時間単位のものを含めてこどもと生活を共にするなどして、こどもに対して継続的に密接な人間関係を持つこと）
 - ③ 閉鎖性（親等の監視が届かない状況の下で預かり、養護等をするものであり、他者の目に触れにくい状況を作り出すことが容易であること）
- の点で、その事業において教育、保育等を提供する業務に従事する者によるこどもに対する性犯罪・性暴力を防止する責務を負っていると考えられる。
- ⇒ この責務を果たすため、**当該業務に従事する者が性犯罪歴を有するか否かを確認する仕組みを導入する必要。**

※1：性犯罪（強姦、強制わいせつ、わいせつ目的略取誘拐、強盗強姦）及び都道府県のいわゆる迷惑防止条例で禁止されている痴漢、盗撮等を含む事件で懲役刑の有罪判決を受け、平成20年7月1日から21年6月30日までの間に、裁判が確定した者のうち、当該裁判確定から5年経過時点において性犯罪（強姦、強制わいせつ又は条例違反）再犯に及んだ者の割合。 ※2：令和3年に性犯罪（強制性交等又は強制わいせつ）で検挙された者のうち、同じく性犯罪の前科を有している者の割合。

- ◆ 留意点
 - 職業選択の自由・営業の自由を制約することになるため、対象範囲を無限定に広げることは許されない。
 - 犯罪歴は要配慮個人情報（個人情報保護法2条3項）であり、漏えいすれば本人に重大な影響を及ぼすおそれがある上、仕組みに対する信頼を損なうため、対象事業者は、提供を受ける性犯罪歴等の情報を安全かつ適切に管理することができるものであるべき。

個別論点についての検討結果等

義務と認定

- 学校教育法や児童福祉法に基づき認可等を受けており、対象となる事業者の範囲が明確であり、問題が生じた場合の監督や制裁の仕組みが整っている施設・事業（学校や児童福祉施設等）は、**確認やその結果に基づく安全確保措置を講ずることを法律上直接義務付けるべき**
- 上記以外の教育、保育等を提供する事業者（児童福祉法上の届出事業や、学習塾等）は、事業者の範囲が不明確であったり、監督等の仕組みが必ずしも整っていないため、**認定制度を設け、認定を受けたものについては上記と同じ確認を義務付けるべき**

確認対象とする性犯罪歴等

- **性犯罪前科（被害者年齢を限定しない）を対象とする**
- **対象期間は、刑法34条の2の趣旨を踏まえつつ、必要性、合理性を踏まえ一定の上限を設ける必要**
- 条例違反、起訴猶予、行政処分等については慎重な検討

対象事業・職種

- 事業者の例
 - ① 直接義務付けの対象事業者：学校、認定こども園、保育所、児童養護施設、障害児入所施設等の児童福祉施設を設置する者 等
 - ② 認定制度の対象事業者：認可外保育施設の設置者、児童福祉法上の事業の届出事業者、学習塾、予備校、スイミングクラブ、芸芸等を身に付けさせる養成所 等
- 職種
 - こどもに対し支配的・優位的関係、継続的關係、親等の監視が届かない状況下で養護等をする者（学校の教職員、児童の保育・養護等に関する業務を行う者）※派遣や業務委託も含む

具体的な仕組み

- 個人情報保護法上、犯罪歴は開示請求等の適用除外となっていることを踏まえ、本人の同意等の関与の上、**事業者が申請。結果を知る必要がある事業者**に回答。
- 情報の管理体制等について**規律を設ける（ガイドライン作成）**
- 情報漏えいの際の**罰則規定**を設けるべき

＋ 本件確認の仕組みの義務履行や認定制度を促進させるための施策の更なる推進、こどもの安全確保に取り組む関係省庁の連携強化に取り組み、こどもの安全の確保をより確実なものとするべき。

「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み
に関する有識者会議」
報告書

令和5年9月12日

「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の
仕組みに関する有識者会議」
報告書 目次

第1	はじめに	1
1	会議開催の経緯等	1
2	会議の開催	2
第2	制度設計にあたっての基本的な視点	2
1	本件確認の仕組みの必要性	2
2	仕組みを設けるに当たり留意すべき観点	4
第3	個別論点についての検討結果等	5
1	学校や児童福祉施設等の設置運営者の責務	5
(1)	責務等を具体的に規定する必要性	5
(2)	安全確保措置の内容	6
2	教育、保育等を提供するその他の事業者	6
3	対象事業者の範囲	6
4	対象業務の範囲	7
5	性犯罪歴確認結果の活用方法	8
6	確認の対象とする性犯罪歴等の範囲	8
(1)	前科について	8
ア	性犯罪前科を対象にすべきこと	8
イ	確認の対象とする性犯罪前科の被害者年齢を限定しないこと	9
ウ	対象とする性犯罪前科の期間	9
エ	条例違反について	10
(2)	不起訴処分(起訴猶予)について	10
(3)	行政処分等	11
7	本件確認の具体的な仕組み	11
(1)	確認を申請する者	11
(2)	確認の結果について回答を受ける者	12
(3)	回答内容	13
(4)	適正な情報管理の確保	13
8	その他	13
(1)	今後の検討	13
(2)	個人が一人で行っている事業	13

(3)	特定免許状失効者等に関するデータベースとの関係	14
(4)	採用時の運用の在り方	15
(5)	円滑な運用の確保	16
第4	併せて行うべき取組	16
第5	終わりに	17

参考資料1 こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者
会議の開催について

参考資料2 こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者
会議 開催状況

参考資料3 こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者
会議 構成員

「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」
報告書

第1 はじめに

1 会議開催の経緯等

こどもに対する性犯罪・性暴力は、被害に遭ったこどもの心身に生涯にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為であって、決して許してはならない。

令和3年の第204回通常国会において成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和三年法律第五十七号）において、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する学校やその設置者等が講ずる措置、児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は取上げ処分となった特定免許状失効者等に関するデータベースの整備、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与の審査等について規定された。

また、同法の附帯決議において、教育職員等以外の職員、部活動の外部コーチ、ベビーシッター、塾講師、高等専門学校の教育職員、放課後児童クラブの職員等の免許等を要しない職種についても、児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度が必要であるとされ、その検討に当たっては、イギリスで採用されているDBS制度も参考にして、教育職員等のみならず児童生徒等と日常的に接する職種や役割に就く場合には、採用等をする者が、公的機関に照会することにより、性犯罪の前科等がないことの証明を求める仕組みの検討を行うこととされた。

そして、令和3年12月に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」において、教育・保育施設等やこどもが活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など）等において働く際に、性犯罪歴等についての証明を求める仕組み、いわゆる日本版DBSの導入に向けた検討を進めるとされた。

また、令和4年の第208回通常国会において成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）において、保育士について、欠格事由の期間が延長されたほか、児童生徒性暴力等を行ったことにより登録を取り消された者の再登録やデータベースの整備等について、教育職員等についてと同様の規律が設けられた。

そして、その附帯決議、特に参議院厚生労働委員会の附帯決議では、いわゆる日本版DBS制度の導入に向けた検討を加速することとされた。

2 会議の開催

「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」（以下「本会議」という。）は、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を踏まえ、教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討を進めるため、こども家庭庁成育局長が学識経験者及び実務者等の参集を求めて開催することとしたものである。

本会議においては、上記の趣旨を踏まえ、令和5年6月29日から同年9月5日までの間に、合計5回の会議を開催し、こどもの頃に性犯罪の被害に遭った方や、学校等といった教育・保育施設等の関係団体、自治体、性被害者及び性加害者の心理等に関する専門家に対するヒアリング、こどもの安全の確保や犯罪者の更生に関する関係省庁からの施策説明等を行い、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（以下「本件確認の仕組み」という。）について、構成員による議論を重ねたので、その結果をここに報告する。

第2 制度設計にあたっての基本的な視点

1 本件確認の仕組みの必要性

こどもに対する教育、保育等が提供される場において、教育、保育等を提供する業務に従事する者によるこどもに対する性犯罪・性暴力は、被害に遭ったこどもの心身に生涯にわたって回復し難い有害な影響を及ぼすものであり、あってはならないことである。特に、こどもに対する性犯罪・性暴力は、こどもの性的知識の未熟さやその立場の弱さに乗じて行われ、第三者が被害に気付くきっかけをつかみにくいことから、加害行為が一度発生すると継続する可能性が高いと考えられる。そのため、こどもが教育、保育等の提供を受ける場でこれらを提供する業務に従事する者による性犯罪・性暴力の被害に遭うことがないように、未然にこれを防止するための仕組み作りが必要である。

そして、平成28年に取りまとめられた報告によると性犯罪の5年以内再犯率は13.9パーセントであり¹、また、平成21年から令和3年までの性

¹ 第1回会議配布資料7「性犯罪等に関する資料」資料番号11参照。性犯罪（強姦（強姦致死傷、準強姦、準強姦致死傷、集団強姦、集団強姦致死傷、集団準強姦及び集団準強姦致死傷を含む。）強制わいせつ（強制わいせつ致死傷、準強制わいせつ及び準強制わいせつ致死傷、準強制わいせつ及び準強制わいせつ致死傷を含む。）、わいせつ目的略取誘拐、強盗強姦（強盗強姦致死を含む。）及び都道府県のいわゆる迷惑防止条例で禁止されている痴漢、盗撮等（以下この章において「条例違反」という。））を含む事件で懲役刑の有罪判決を受け、平成20年7月1日から21年6月30日までの間に、裁判が確定した者のうち、

犯罪に係る検挙人員（20歳以上）のうちに性犯罪前科を有する者が占める割合は平均して約9.6パーセントであるところ²、性犯罪は、被害者の心身に回復困難な被害を生じさせるものであり、その点においてこれらの数値は看過できるものではない。

さらに、こどもに対する教育、保育等を提供する事業においては、以下のような事業や業務の性質を有することから、性犯罪が生じるおそれがあり、こどもに対する性犯罪の発生に特別の注意を払うことが求められる。

i) こどもを指導するなどし、非対称の力関係があるなかで支配的・優越的立場に立つこと（支配性）。

ii) 時間単位のものを含めてこどもと生活を共にするなどして、こどもに対して継続的に密接な人間関係を持つこと（継続性）。

iii) 親等の監視が届かない状況の下で預かり、養護等をするものであり、他者の目に触れにくい状況を作り出すことが容易であること（閉鎖性）。

そもそも、こどもに対する教育、保育等を提供する事業者は、その事業においてこどもの安全を確保する責務を負っているのであるから、こどもに対する教育、保育等が提供される場において、教育、保育等を提供する業務に従事する者によるこどもに対する性犯罪・性暴力を防止することも、その責務となる。そのため、このような業務に従事する者が性犯罪歴を有するか否かを確認することもその重要な手立てであり、性犯罪歴等を有する者に関する情報を保有する国が、それを提供できるようにする仕組みを設けることが必要である。

このような仕組みを設けることは、性犯罪歴を有する者をこどもに教育、

当該裁判確定から5年経過時点における性犯罪（強姦、強制わいせつ又は条例違反）再犯の有無を示している。

² 第1回会議配付資料7「性犯罪等に関する資料」資料番号6参照（ここでいう「性犯罪」とは強制性交等（強姦、準強姦、集団強姦及び集団準強姦、強姦致死傷及び集団強姦致死傷並びに準強制性交等、監護者性交等、強制性交等致死傷を含む。）及び強制わいせつ（準強制わいせつ、監護者わいせつ及び強制わいせつ致死傷を含む。）のことを指す。）。なお、強制わいせつで矯正施設へ再入所した者のうち前刑罪名が強制わいせつ又は強制性交等であった者の割合は約40.7パーセントであり、強制性交等で再入所した者のうち前刑罪名が強制わいせつ又は強制性交等であった者の割合は約37.6パーセントに及ぶ（第1回会議配布資料7「性犯罪等に関する資料」資料番号9参照）。また、再犯率に関連して84.6パーセントの数値が触れられることがあるが、この数値は、再犯率ではなく、「小児わいせつ型の性犯罪（強制わいせつ（強制わいせつ致死傷、準強制わいせつ及び準強制わいせつ致死傷、準強制わいせつ及び準強制わいせつ致死傷を含む。）、わいせつ目的略取誘拐）で有罪確定した者のうち、それ以前に2回以上の性犯罪（脚注1の「性犯罪」と同じ。）前科を有している者（該当者は13名）について見た場合に、それらの前科に同じく小児わいせつ型が含まれていた者はそのうち11名であり、その割合は84.6パーセントであったというものである（第2回会議配布資料1「性犯罪の再犯に関する資料」参照）

保育等を提供する業務から遠ざけることにより、性犯罪歴を有する者を再犯に及ぶきっかけから遠ざけることにも資することになる。

2 仕組みを設けるに当たり留意すべき観点

① 職業選択の自由、営業の自由との関係

憲法第 22 条は職業選択の自由を保障するとともに、自己の選択した職業を遂行する自由として、営業の自由もそれに含まれるとされている。

こどもに関連する業務に従事する者が性犯罪歴を有するか否かを確認する仕組みを設けることは、その結果に基づき当該業務に従事することを禁止するとしても、禁止まではせずその結果に基づいて何らかの措置を講ずべきこととするとしても、対象となる性犯罪歴を有する者が当該業務に従事することを法的に又は事実上制限することとなり得る。また、事業者性に犯罪歴の確認を義務付け、その確認の結果に基づいた措置を講ずることを義務付けるとともに、確認の結果取得した個人の性犯罪歴に関する情報を安全かつ適切に管理する義務を負うこととする場合、当該事業者の営業の自由を制約することにもなる。このため、このような仕組みの対象範囲を無限定に広げることは許されず、その必要性や合理性が認められ、同じ目的を達成できるより緩やかな規制手段がない場合に限定することが求められると考えられる。

② プライバシーとの関係

本件確認の仕組みは、対象者が性犯罪歴を有するか否かを本人以外の者に知らせることとなり得るものであるところ、犯罪歴については、「前科及び犯罪経歴・・・は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する」（最高裁昭和 56 年 4 月 14 日第三小法廷判決³）とされ、特に前科等は高度のプライバシーに係る情報であるから、本件確認

³ 最高裁は、「前科及び犯罪経歴（以下「前科等」という。）は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するのであって、市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科等をみだりに漏えいしてはならないことはいうまでもないところである。前科等の有無が訴訟等の重要な争点となっていて、市区町村長に照会して回答を得るのでなければ他に立証方法がないような場合には、裁判所から前科等の照会を受けた市区町村長は、これに応じて前科等につき回答をすることができるのであり、同様な場合に弁護士法 23 条の 2 に基づく照会に応じて報告することも許されないわけのものではないが、その取扱いには格別の慎重さが要求されるといわなければならない。」と判示した上で、区役所が、必要とする事由を「中央労働委員会、京都地方裁判所に提出するため」として、弁護士法の規定に基づいてなされた弁護士会の照会に応じ、前科を回答したことについて、公権力の違法な行使と認定した。

の仕組みによって個人の性犯罪歴を確認することができる者の範囲等を考える上では、当該規制の目的が重要なものであることや、これを達成するために必要かつ合理的な手段（範囲）でなければならないといったことが求められると考えられる。

また、本件確認の仕組みによって本人以外の者が知ることになる性犯罪歴に関する情報は、「個人情報保護に関する法律」（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）上、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する「要配慮個人情報」（個人情報保護法第2条第3項）とされており、このような情報が漏えいすれば、本人の社会生活に重大な影響を及ぼすおそれがある上、本件確認の仕組みに対する信頼そのものを損ない、仕組みの根幹を揺るがすことにもなりかねない。

さらに、個人の性犯罪歴等の内容が漏えいすることにより、漏えいした情報に基づいて被害者が推知されるというプライバシー侵害、二次被害が生じるおそれもある。

したがって、本件確認の仕組みによって性犯罪歴等を知り得る事業者の範囲は、提供を受ける性犯罪歴等の情報を安全かつ適切に管理することができる者であるべきである。

第3 個別論点についての検討結果等

1 学校や児童福祉施設等の設置運営者の責務

(1) 責務等を具体的に規定する必要性

こどもに対する教育、保育等を提供する事業者は、その事業において教育、保育等を提供する業務に従事する者による性犯罪・性暴力を防止し、こどもの安全を確保する責務を負うといえる。

そして、特に、学校や児童福祉施設等の設置者等については、児童等の人格的な完成を目的として教育を行う学校や、児童の福祉の向上を目的とする児童福祉施設等は、その性質上当然に児童の性被害を防止するために必要な措置をとる責任を有するものであり、かつ、設置や運営等について公的関与が大きく、情報管理に関する義務の対象となる事業者の範囲が明確であり、問題が生じた場合の監督や制裁の仕組みが整っており、提供を受ける性犯罪歴等の情報を安全かつ適切に管理することが実効的に担保できることといった点から、学校や児童福祉施設等の設置者等に対して、全ての設置者等がそれらの場のこどもの安全を確保する責務を負うことを法律上明示した上で、具体的な義務として、採るべき安全確保のための措置についても法律上規定するのが相当である。それ

とともに、このような責務をよりよく果たすために業務に従事させる者の性犯罪歴を確認する義務を規定することとすべきである。

そして、こどもの安全を確保するという責務を実効的に果たすために、数年ごとに又は一定の時機に性犯罪歴を確認するといった仕組みとすることも考えられる。

(2) 安全確保措置の内容

このような、こどもの安全を確保するために採るべき措置として、例えば、こどもに対する性犯罪・性暴力の影響等についての理解を深めさせるための教員等に対する研修、こどもに対する性犯罪・性暴力を防止するための体制整備や、早期に被害を発見するための窓口の設置といった措置のほか、後述するように、事業者に対して確認義務を課し、確認の結果を踏まえて適切な措置を講じている旨を報告させるといったことを規定することが考えられる（詳細は第3の5参照）。

2 教育、保育等を提供するその他の事業者

こどもに対する教育、保育等を提供する事業者のうち、学校や児童福祉施設等の設置者等以外のものについても、できるだけ広く対象に含めることとして規制をかけることが適当である。しかし、これらの事業については、事業者の範囲が不明確であったり、監督や制裁の仕組みが必ずしも整っていない場合があり、提供を受ける性犯罪歴等の情報を安全かつ適切に管理することが実効的に担保できるかどうか不明である。

そこで、そのような業規制が及ばないような分野の事業者についても制度の対象に含めることができるようにするためには、「認定制」を設けることが適当である。その場合、認定事業者には学校設置者等と同様に安全確保措置を講ずることを求めるほか、本件確認の仕組みによる確認や、その結果取得する情報の安全管理を法律上義務付けた上で、認定を受けた事業者はそのことが利用者に分かるよう、国が公表することとし、また、事業者が表示することができることとするのが考えられる。

同時に、利用者に対して本件確認の仕組みや認定事業者の公表・表示について十分に周知することにより、こどもにとって安全な選択をするように促すことが重要であり、また、事業者が利用者のそのようなニーズに応えるために積極的に認定を受けて適切に措置を講じるよう努める事業環境を創出する必要がある。また、こども家庭庁と事業分野の所管省庁等が連携して事業者に対して認定を受けることを促進し、本件確認の仕組みが着実に導入されていくようにすべきである。

3 対象事業者の範囲

第3の1(1)のとおり、こどもの安全確保のための責務等を法律によ

って直接に義務付ける事業者として、例えば、学校、認定こども園や保育所、児童養護施設、障害児入所施設等の児童福祉施設を設置する者、又は家庭的保育事業等を行う者といったものが考えられる。

このほか届出事業についても広く法律上直接義務付ける事業に含めるべきとの意見も強くあったが、その事業主体には様々なものがあり得て、提供を受ける性犯罪歴等の情報を安全かつ適切に管理することが実効的に担保できるものであるかが明らかではなく、許認可施設のような監督や制裁の仕組みが必ずしも存するわけではないことから、これらについては認定及びその監督の仕組みによって対応することが適当である。

以上を踏まえ、認定を受けることができる事業者については、例えば、認可外保育施設を設置する者や放課後児童健全育成事業等の児童福祉法上の事業の届出事業者が考えられる。

また、例えば、学習塾のように、こどもに対して一定期間にわたって知識を教授する事業内容であり、講師とこどもとの間に、学校等における教員等とこどもとの間に生ずる支配性等に似た関係性が生じ得ることから、対象事業に含めることが適当と考えられるものがある。そこで、現在全く業規制がない分野であっても、学習塾のほか、予備校、こども向けスイミングクラブ、技芸等を身に付けさせる養成所など、こどもに対して知識や技芸等を教授する事業であって、支配性、継続性、必要な安全措置をとることができる体制等が認められるものを認定対象に含めるべきである。ただし、仕組みの対象範囲を明確にするため、学習塾のように法令上定義されていない事業を対象事業に含める場合には、その外縁を明確にすることに留意する必要がある。

4 対象業務の範囲

本件確認の仕組みの対象にこどもに対する教育、保育等を提供する事業者を含める理由からすれば、対象業務は、こどもに対して支配的・優越的關係に立ち、こどもと継続的に直接密接な人間関係を持つ者や、親等の監視が届かない状況の下で預かり、養護等をする者を対象とすべきである。その判断に当たっては、こどもから見て当該業務が支配的・優越的であるかという観点も重視すべきである。

このような対象業務として、例えば、学校の教職員、児童の保育・養護等に関する業務を行う者が考えられる。

また、これ以外の業務も対象に含まれ得るが、事業者は、対象業務に従事させようとする者の性犯罪等を確認することが義務付けられるほか、こどもの安全を確保するための具体的な措置等を講じることが義務付けられることから、確認の対象にする者の範囲は、対象業務に従事させようとする

者のうち、それら具体的な措置を講じることができる者であることが必要である。このような措置を講じることができる者であれば、有償無償にかかわらず、また、必ずしも雇用関係にある者に限らず、例えば、派遣労働者や業務委託関係にある者であっても対象に含むこととすべきである。

さらに、対象業務についてはなるべく広くすべきとの意見もあった。しかし、その場合においては、事業者には対象業務に従事させようとする者の性犯罪歴等を確認することを義務付けるほか、こどもの安全を確保するにはそのための措置等を講じることが義務付ける必要があることから、対象業務の範囲は法令上明確に規定する必要があるとあり、具体の職種を下位法令に委任するとしても、その外縁を明確にする必要があることに留意すべきである。もっとも、具体の職種を規定する上では、現在ある職種の区分にとられることなく、実務に即してこどもと接する状態等に応じて適切に切り分けて対象に含めるよう工夫することが必要であり、この点については、下位法令を整備するまでに検討することが適当である。

5 性犯罪歴確認結果の活用方法

本件確認の仕組みは、資格の有無にかかわらず、資格制ではない職種も含めて広く横断的に対象にしようとするものであり、また、こどもの安全を確保するという本件確認の仕組みの目的に照らし、性犯罪歴の確認は、事業者が性犯罪歴を有することが明らかとなった者について、その採否の決定や、対象業務に従事させるかどうかの判断、こどもに関わらない業務への配置転換等のこどもの安全を確保するための具体的な措置を講ずるに当たっての参考情報として活用させ、適切な措置を講じさせてその旨を報告させることとするのが適当ではないかと考える。

また、当該確認の実効性を担保するという観点からは、確認義務に違反した事業者に対する何らかのペナルティを科すこととするほか、本件確認の仕組みによる性犯罪歴の確認を行ったことについて定期的に報告させることを義務付けることや、確認の結果に基づき、適切にこどもの安全を確保するための措置を講じているかどうかについて行政が報告を求めたり検査を行うことができるようにし、確認義務等を着実に実行させることとすべきである。

6 確認の対象とする性犯罪歴等の範囲

(1) 前科について

ア 性犯罪前科を対象にすべきこと

上記のとおり、こどもに対する性犯罪・性暴力が被害に遭ったこどもの心身に重大な影響を及ぼすものであること、こどもの性的知識の未熟さやその立場の弱さに乗じて行われることがあり、第三者が被害に気付

くきっかけをつかみにくいことに加えて、性犯罪歴を有する者については、再び犯行に及ぶ場合に性犯罪に及ぶ可能性が典型的に高いといえることからすれば、本件確認の仕組みを設けるにあたり、特に、性犯罪歴をその確認の対象にすべきであるといえる。

さらに、本件確認の仕組みが、一定の性犯罪歴等を有する者が特定の業務に従事することを事実上制限するものであることからすれば、このような制限の根拠は正確な事実に基づくものでなければならない。すなわち、本件確認の仕組みが対象とする性犯罪歴等は、厳格な手続きに基づき、その正確性が担保されている裁判所による事実認定を経た前科について、これを対象とすべきである。

イ 確認の対象とする性犯罪前科の被害者年齢を限定しないこと

性犯罪に及ぶ者の中には、こどもに対する嗜癖を有するものの、18歳以上の者に対する性犯罪に及ぶことによってこどもに対する性的欲求を抑えようとするものや、18歳以上の者に対する性的欲求を、通報等されるおそれが少ないこどもに対する性犯罪に及ぶことによって発散するものがあり、性犯罪者ごとにその被害者の年齢が必ずしも一貫しているわけではない。また、幼児のみを保護の対象とするのではなく、18歳未満の者等を守るための制度とすることが適当であり、その場合、18歳未満の中の年長者と18歳以上の者とで、性犯罪に及ぶ者にとっての違いがあるとは認め難い。

したがって、確認の対象とする性犯罪前科は、被害者年齢による限定は設けないこととするのが適当である。

ウ 対象とする性犯罪前科の期間

刑法34条の2第1項は「禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで十年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで五年を経過したときも、同様とする。」と規定し、一定期間が経過することにより刑の言渡しはその効力を失うこととしており、同条の趣旨は、刑の言渡しを受けた者に対して一定期間犯罪を行うことなく過ごしたことを条件として、前科のない者と同様の対応を受けることを認めることによって、犯罪者の更生意欲を助長して、社会復帰を図ることにあるとされる。

本件確認の仕組みにおける性犯罪前科の確認について、上記のように、事業者がこどもの安全を確保するための措置を講ずる際の考慮要素として位置付ける場合、それは、性犯罪により刑に処せられたことを欠格事由とし、それを事業者が確認するための制度ではないから、刑法

34 条の 2 が直接適用されることとはならない。しかし、確認の結果に基づき、対象業務に従事させられないなど事実上の就業制限を受ける可能性は否定し難いことから、禁錮以上の刑については刑の執行終了等から十年間、罰金以下の刑については刑の執行終了等から五年間再犯をせずに経過すれば他の者と同様に扱われることとすることによって更生の意欲を助長するという刑法 34 条の 2 の趣旨も踏まえつつ、こどもの安全を確保するための必要性と合理性が認められる年数を検討し、対象とする性犯罪前科の期間に一定の上限を設ける必要がある。

一方、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づく特定免許状失効者等に関するデータベースにおいては、運用上、当面少なくとも 40 年間のデータを記録することとされており、これとの関係をどう考えるかという点にも留意すべきである。

エ 条例違反について

性犯罪の中には、各自治体が制定する条例、具体的には迷惑行為防止条例や青少年健全育成条例に定められている罪があるが、このように法律違反に当たらないものについては、これらも前科である以上対象に含めることが望ましいものの、都道府県ごとに制定されるものであり罪となる行為態様や構成要件にばらつきがあること、その改正を国において把握する仕組みがなく、条項の特定が困難であることから、性犯罪を適切に拾い上げて制度の対象とすることには技術的課題があり、更なる検討を要する。

なお、条例違反として規定されている主な罰則のうち、盗撮については、先の通常国会において「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和五年法律第六十七号）が成立したため、同法に規定する罰則を本件確認の仕組みの対象とすることが可能である。このほか、例えば痴漢行為についても、不同意わいせつ罪（刑法第 176 条）に該当するものは、本件確認の仕組みの対象となる。

(2) 不起訴処分(起訴猶予)について

本件確認の仕組みの対象について、性犯罪のうちには示談が成立することなどによって検察官が不起訴処分をするものもあると考えられるところ、実際に性犯罪に及んでいた場合には再び性犯罪に及ぶ可能性があると考えられることから、検察官が行った不起訴処分のうち起訴猶予を理由にしたものも対象に含めるべきとの意見があった。しかし、本件確認の仕組みが事実上の就業制限という大きな不利益を対象者にもたらすことからすれば、そのような不利益をもたらす根拠とする性加害行為の

有無については、正確な事実認定を経たものによって確認すべきであるところ、検察官による不起訴処分は、公正な裁判所の実事認定を経ない上、処分を受けた者がこれに不服を申し立てることができず事実認定の正確性を担保する制度的保障もないことから、不起訴処分を対象に含めることには慎重であるべきである。

なお、事実認定の正確性を担保するため、被疑者本人が同意している場合に限って不起訴処分を本件確認の仕組みの対象にするという案も提案されたが、同意したかどうかを検察官の起訴・不起訴の判断に結び付けることとする場合には、そのような選択を迫られる場面における同意は真意に基づくものと言えるのかが問題となり、また、そのような問題が生じないように飽くまでも不起訴とされる者について犯罪歴等の照会の対象とするかどうかを本人の同意如何に係らしめることとするのであれば、不起訴処分となった者のうち、犯罪歴の回答等の対象とすることに同意した者については対象となり、同意しなかった者については対象とならないという結果となり、反省等して同意する者だけが不利益を被ることとなるのは不均衡であるといった問題点が指摘された。

(3) 行政処分等

また、行政上の懲戒処分や民間企業の解雇処分等を対象にすべきという意見もあったが、これらはその主体によって処分の基準や考え方等が異なるため、これを他の業界や業種に直ちに流用することは難しく、仮にこれらの処分を対象に含めることとする場合、その結果が憲法上の権利の制約につながる以上、対象に含めるべきものであるかどうかについて個別に国が判断する仕組みを設けるなど、司法手続に準じた適正な手続保障がなされる必要があると考えられるところ、その検討・構築には更なる時間を要すると考えられる。

また、何ら処分を受けずに自主退職したような場合については、こどもの安全を確保するためにも、自主退職したから終わりにするという対応を取るべきではなく、犯罪に当たると考えるときは告発をすることにより、本件確認の仕組みの対象とすべきものが漏れることのないように適切に対処すべきであるとの意見があった。

7 本件確認の具体的な仕組み

(1) 確認を申請する者

本件確認の仕組みにおいて、確認を申請することができる者を誰にすべきかが問題となる。

この点、個人情報保護法第 124 条第 1 項において「第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若し

くは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。」と規定され、個人の犯罪歴等については、開示請求等の規定の適用から除外されている。このように個人情報保護法が刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の規律の適用除外としたのは、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容を確認する目的で、採用予定者本人に開示請求させるなどして前科等が明らかになる危険性があるなど、前科がある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるためである。本件確認の仕組みにおいて対象業務に従事しようとする者が自己の性犯罪歴等の確認を申請することができることとすると、本件確認の仕組みが対象とする教育、保育等を提供する事業以外の事業に就職しようとする場合にも性犯罪歴等の確認結果の提出を求められるなど、個人情報保護法の趣旨に反する事態が生じかねない。

そこで、本件確認の仕組みにおいて、本人が確認の申請をすることができるようにすることは適当ではない。

そして、本件確認の仕組みにおける確認について、こどもの安全を確保する責務を負う事業者がその責務をよりよく果たすためのものと位置付けるという観点から、確認の申請を行う者は、確認結果を把握する必要がある対象事業者に限るべきである。

ただし、本人を全く関与させないこととすると、例えば、対象業務以外の業務に従事させている者の性犯罪歴を本人に無断で確認することができることとなってしまうおそれがあるため、対象事業者の申請には本人の同意を得ることを条件とするなど、本人が手続に関与する仕組みを設けるべきである。

(2) 確認の結果について回答を受ける者

こどもの安全を確保するという責務を果たすべき対象事業者は、そのためにその情報を知る必要があることから、対象事業者の結果を回答する必要がある。もっとも、性犯罪歴が高度のプライバシーに係る情報であることからすれば、特に、対象となる性犯罪歴を有する旨の回答については、確認の対象となる本人に何らかの方法で通知するなどし、誤りがある場合にはこれを訂正する機会を与えた上で、確認結果を知る必要がある事業者には回答を交付することとするのが合理的である。

(3) 回答内容

確認の結果として交付する回答にどのような情報を記載するかについては、性犯罪歴が高度のプライバシーに係る情報であることに照らせば、その範囲は必要かつ合理的なものであるべきである。

この点については、本件確認の仕組みにおける確認は、こどもの安全を確保する責務を負う事業者がその責務をよりよく果たすために行うものと位置付けるべきであるところ、このように位置付ける場合、提供する情報の内容は、こどもの安全を確保する責務を果たすために必要かつ合理的なものであるべきである。

性犯罪歴の重大さにかかわらず対応は一律であると考えられるため回答内容は性犯罪歴の有無のみで足りるという意見もあったが、個々の罪名のどれに当たるかという違いによってとるべき措置が大きく異なるということは通常考え難いものの、性犯罪歴の有無だけであると、こどもに接する業務に一切従事させないこととするのか、あるいは安全を確保するための措置を講じた上で従事させるのかといった判断をする上で情報が足りないということもあり得る。そこで、例えば、特に重大な犯罪であるなど一定の類型のどれに当たるかや、裁判所の判断からどの程度の期間を経過しているかといった限度で回答するということも考えられる。

(4) 適正な情報管理の確保

上記の仕組みによって、対象事業者が高度のプライバシー情報である前科に関する情報に接することがあり得ることとなるため、当該情報の安全管理のために必要かつ適切な管理体制や管理方法等について規律を設けるべきである。また、具体的な取扱いについてガイドラインを設けるなどして、これを事業者に周知することが適当である。

併せて、前科に関する情報が漏えいすることがないように、漏えいを禁止する規定や漏えいした場合の罰則規定を設けるべきである。

8 その他

(1) 今後の検討

適切な体制整備や実行性が伴わない仕組みとなることにより情報管理等について問題が生ずれば制度全体の信頼を損なうおそれがある。このため、具体の制度設計に当たっては円滑かつ確実な実施が可能となることに十分留意すべきである。

(2) 個人が一人で行っている事業

本件確認の仕組みにおける性犯罪歴の確認について、こどもの安全確保のための事業者の責務をよりよく果たすための考慮要素と位置付

けるのが適当であるところ、個人が一人で行っている事業は、従業員の研修や相談窓口の設置といったこどもの安全を確保するための想定される具体的措置を講じることができない上、事業主が自身の性犯罪歴情報を確認することは、個人情報保護法第124条第1項の趣旨（第3の7（1）参照）に抵触するおそれがあるため、それ自体を本件確認仕組みの対象とすることは困難である。

なお、この点に関し、個人のベビーシッターを掲載するマッチングサイトがあるが、その事業形態には種類があり、保育事業の主体とならずプラットフォームの提供にとどまることもあり得るところ、こどもがベビーシッターから性暴力の被害に遭うことを防止して安全を確保するためには、その保育業務に責任を持つ者に安全措置を講じさせることが重要である。そして、マッチングサイトの運営者が居宅訪問型保育事業の事業者として届け出て、当該事業における保育に責任を持ち、安全確保措置を講ずるのであれば、本件確認の仕組みにおける認定を受けることができ、この仕組みを利用することができることとなると考えられるため、こうしたことを可能とするための方策の検討を深めるべきである。また、その際、認定を受けた事業者が利用者から分かるように公表、表示の仕組みを設けることと併せて、利用者に適切な情報が伝わるように広報を徹底することが重要である。

また、現行制度においても、プラットフォームの提供について、「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」等によって、マッチングサイト運営者が遵守すべき事項として、保育者のマッチングサイトへの登録を受け付ける際に、事業停止命令・閉鎖命令⁴を受けたことがないこと等を申告する書類の提出を求めること、保育者は保護者に当該申告書類を提示することを利用規約に盛り込むとされているため、引き続きこうした取り組みを進めていくのが適当である。

（3） 特定免許状失効者等に関するデータベースとの関係

特定免許状失効者等に関するデータベースについては、そもそも教育職員等を任命し、又は雇用する者が活用するものとして設けられたものであり、システム上の検索結果のみではなく、その情報を端緒として、面接や他の資料、調査結果等を踏まえて、対象者であるか否かや任命又は雇用の判断を行うものとして設計されたものである。したがって、特

⁴ ベビーシッターが「わいせつ行為や暴行等の乳幼児の生命身体に著しい影響を与える行為等を犯し、当該事実が裁判等によって確定した場合」には、原則として施設閉鎖命令・事業停止命令を行うこととされている（「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知））。

定免許状失効者等に関するデータベースについては、対象となる行為等も異なるなど、本件確認の仕組みとは制度設計が異なり、学校等以外の事業者がこれを利用させると、対象者本人のものではない処分歴等を事業者が参考にしてしまう恐れがあるなど課題が多く、本件確認の仕組みと直ちに統合することは困難である。もっとも、当該データベースの閲覧をできる場合、これと本件確認の仕組みの双方を活用することにより、より効果的にこどもに対する性犯罪・性暴力の未然防止に資すると考えられ、両者を活用する際の運用上の利便性について工夫をすることが考えられる。施行予定の児童生徒性暴力等を行ったことにより登録を取り消された保育士に関するデータベースについても同様である。

(4) 採用時の運用の在り方

採用時の運用として、対象事業者が対象業務に従事させることを予定する者に対し、履歴書の記載や面接において対象前科の有無を確認することが考えられる。採用時に本人の個人情報を探ねることについては、その必要性が認められる場合に、合理的な範囲で許されると考えられるところ、こどもの安全を確保する責務を負う対象事業者がその責務を果たすために、対象業務に従事させようとする者に対して、その性犯罪歴の有無を探ねることには必要性と合理性が認められると考えられるから、本件確認の仕組みを利用する前提として、事業者が採用時点で性犯罪歴を確認することも許容されると考えられる。

そして、対象業務に従事する者が採用時にその性犯罪歴を探ねられたのにこれを隠して採用されていたような場合、一般的には、重大な経歴詐称として解雇のための客観的合理的な理由と社会通念上の相当性が認められるため、その者を解雇することができると考えられる。

ただし、本件確認の仕組みが導入される際に現に対象業務に従事している者も対象となるところ、そのような者については、事業者が採用時に性犯罪歴の有無を探ねていないことがあり得る。この場合に本件確認の仕組みによって性犯罪歴を有することが明らかとなったときに、そのことを理由に長年問題なく勤務してきた者を解雇することが認められるかどうかは問題となる。解雇できるかどうかは、労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第16条の解雇権濫用法理に基づき判断されることとなるが、性犯罪歴があるという一事をもって配置転換等を考慮することなく直ちに解雇することについて、客観的に合理的な理由と社会通念上の相当性が認められるとは考えにくく、他の事情をも考慮して、解雇の有効性が判断されることとなる。

既に従事している者の雇用を継続する場合、こどもの安全を確保する

ため、対象前科がある者をこどもと関わらない業務に配置転換することや、一人でこどもと関わらないようにすることなど、安全のために必要な措置を講ずることが必要であると考えられる。

(5) 円滑な運用の確保

本件確認の仕組みの導入により、確認や認定のために相当の事務が生ずると考えられることから、当該事務が円滑に進むよう、十分な体制の確保に特段の配慮が必要であると考えられる。

第4 併せて行うべき取組

本件確認の仕組みにより、対象事業者は、その事業において対象業務に従事させようとする者について一定の性犯罪歴を有するか否かを確認することができるとともに、その確認の結果に基づき、こどもの安全を確保するための責務をよりよく果たすことが期待される。

もっとも、本件確認の仕組みの対象は飽くまで一定の性犯罪歴を有する者に限られることから、何ら性犯罪歴を有しない者がいわゆる初犯に及ぶことを防止し、こどもの安全の確保をより確実なものとするためには、そのための他の措置についても併せて取り組む必要がある。

この点、本会議において紹介された文部科学省、警察庁及びこども家庭庁における各種取組のほか、本年7月には、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議及びこどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議の合同会議において「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」が取りまとめられ、こどもや若者の性被害防止対策の強化について、加害を防止する強化策、相談・被害申告をしやすくする強化策及び被害者支援の強化策という3つの柱に基づき具体的な施策の推進が掲げられたところであり、このほか、仮に保育所等において性的虐待があった場合に相談することができる窓口を明確にするなどといったことを含めて総合的に取り組んでいくことが必要である。

今後、このようなパッケージの推進と併せて、こども家庭庁と本件の確認の仕組みの対象事業を所管する関係府省庁が連携するなどし、対象事業者に本件の仕組みに基づく義務を確実に履行させるための取組を行うこと、より多くの事業者に対して認定を受けるよう促進することといった点に取り組むべきである。

本件確認の仕組みと併せて、これら施策の更なる推進と、こどもの安全確保に取り組む関係省庁や地方自治体との連携強化に取り組むこと、こどもの安全の確保をより確実なものとしていくべきであり、これらの取組により、こどもに対する性犯罪を許さないという社会・企業の文化を醸成し、それが社会

全体としてこどもに対する性犯罪の予防につながることを期待する。

加えて、こどもの安全を確保するため、いわゆる小児性犯罪に及んだ者に対する治療・支援を適切に行えるような環境整備を進めることが重要である。

第5 終わりに

本会議の以上の検討結果を踏まえつつ、こども家庭庁において、本件確認の仕組みの制度設計に関する検討を速やかに行い、法整備等の所要の措置を講ずることを求める。

また、その際、本件確認の仕組みを当面導入可能な方法で導入することが適当であるが、制度の導入後、認定制の普及状況等を含めその実施状況を把握し、その結果を踏まえつつ制度につき必要な拡大や強化等を更に検討し、段階的に拡充していくといったことも含め、より実効性を高めるべく引き続き取り組むことを期待する。

参考資料 1

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議 の開催について

令和5年6月26日
こども家庭庁成育局長決裁

1. 趣旨

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」（令和3年12月21日閣議決定）を踏まえ、教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討を進めるため、こども家庭庁成育局長が学識経験者及び実務者等の参集を求めて「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成等

- (1) 会議の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 会議には、座長を置く。座長は、成育局長があらかじめ指名するものとする。
- (3) 会議は、座長が必要があると認めるときは、関係府省庁等の参加を求めることができる。
- (4) 会議の庶務は、こども家庭庁成育局安全対策課が行う。
- (5) この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

3. その他

会議は、非公開とすることとし、会議資料及び議事録を速やかに公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、会議資料及び議事録の全部又は一部を公表しないものとすることができる。

※ 別紙略

参考資料2

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議 開催状況

○第1回 (令和5年6月27日開催)

- ・ 事務局説明
- ・ 関係省庁説明
- ・ ヒアリング
- ・ 議論

○第2回 (令和5年7月19日開催)

- ・ ヒアリング
- ・ 関係省庁説明
- ・ 自治体発表
- ・ 議論

○第3回 (令和5年8月1日開催)

- ・ ヒアリング
- ・ 自治体発表
- ・ 議論

○第4回 (令和5年8月23日開催)

- ・ 議論

○第5回 (令和5年9月5日開催)

- ・ 議論

参考資料3

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議 構成員

(五十音順)

◎ 座長

磯谷 文明	弁護士
◎内田 貴	早稲田大学特命教授・東京大学名誉教授・弁護士
小國 美也子	鎌倉女子大学児童学部子ども心理学科教授
川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
神吉 知郁子	東京大学大学院法学政治学研究科教授
宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
濱田 剛史	大阪府高槻市長
比嘉 里奈	公益社団法人日本PTA全国協議会
普光院 亜紀	保育園を考える親の会
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院客員教授
宮脇 正道	鳥取県湯梨浜町長
山下 真	奈良県知事

令和5年度補正予算：1.0億円

1. 施策の目的

- 教育、保育等を提供する場におけるこどもの安全・安心の確保は重要な課題である。
- こどもの安全・安心を確保する上で、こどもに対する性犯罪の被害は、被害を受けたこどもの権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることから、その防止を徹底するとともに、万が一被害が生じた場合には、これを早期に発見し、その被害を受けたこどもを保護することが必要不可欠である。
- 教育、保育等を提供する場における性被害の防止等の取組としては、(例えば、教員等と児童を1対1にしないこと、管理運営体制を整備すること、早期に兆候を把握するために相談窓口を設けるほかアンケート等の実施をすること等が考えられるが、)現状、教育、保育等を提供する場の一部分について、その所管部局において事業者向けの手引き等が作成されているものもあるものの、横断的に整理したものは存在せず、どのような取組があり、どのような場合に有用となり得るか等の情報が不足していることが課題である。
- さらに、有用な取組を把握した場合には、これを積極的に横展開し、周知・啓発することが必要である。

2. 施策の内容

- 教育、保育等を提供する業界における既存の取組事例・課題等の把握、有用な手法の整理・分析等を行い、教育、保育等を提供する業界における性被害の防止等の取組を横断的に促進するための指針のひな型を作成する。
- これとあわせて、優良な取組事例等については、これを横展開、周知・啓発するためのコンテンツの作成、広報等を検討・実施する。

3. 実施主体等

- ・ 実施主体：国(委託)

1 協議スケジュール

- 次世代育成支援対策施設整備交付金、就学前教育・保育施設整備交付金及び子ども・子育て支援施設整備交付金の国庫補助協議について、令和6年度は以下のスケジュールで行う予定であるため、協議を検討している自治体におかれては準備をお願いしたい。

※詳細な協議スケジュールについては、令和6年1月下旬頃にお知らせする予定。

【協議スケジュール（予定）】

	協議書提出期限予定（※）	国からの内示予定
第1回	令和6年2月上旬	令和6年4月上旬
第2回	令和6年4月上旬	令和6年6月上旬
第3回	令和6年6月上旬	令和6年8月上旬
第4回	令和6年8月上旬	令和6年10月上旬
第5回	令和6年10月上旬	令和6年12月上旬

※具体的な提出期限等については、地方厚生（支）局より連絡する。

【協議対象の施設整備費交付金】

- ・次世代育成支援対策施設整備交付金
- ・就学前教育・保育施設整備交付金
- ・子ども・子育て支援施設整備交付金

【交付対象の整備内容】

創設、大規模修繕（一部改修、アスベスト処理工事等）、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮施設整備、耐震化等整備 等

※交付金によって交付対象となる整備内容が異なるため、詳細については各交付要綱等を参照されたい。

2 留意事項

- **内示前に事業着手した場合は補助の対象外となるので留意すること。**事業着手とは工事契約の締結のことであり、内示後の契約を担保するような仮契約も含まれる。また、工事契約前の着手金の支払いなど、事実上事業の一部に着手しているような場合も事業着手に該当するため留意すること。
- **複数年度事業の場合は毎年度協議書の提出を行う必要があるが、内示前着工とならないよう2カ年目以降は必ず第1回協議にて協議すること。**
- 当該交付金は予算の範囲内において交付するものであり、予算の状況によっては協議が打ち止めとなる可能性がある。
- 次世代育成支援対策施設整備交付金については、申請自治体内において、児童福祉施設等及び障害児施設等を含めた全ての整備事業の中で優先度が高い事業順に順位付けを行うこと。なお、この優先順位は採択にあたって参考とする。

※障害者施設との多機能型事業所の整備を行う障害児施設等の順位付けについては、厚生労働省所管の社会福祉施設等施設整備費補助金の協議申請における障害者施設の優先順位との相関性を留意すること。

※採択にあたっては優先順位を参考とするが、複数年度事業を優先的に採択するわけではないため、その順位付けには留意すること。

次世代育成支援対策施設整備交付金

成育局 参事官（事業調整担当）

令和6年度当初予算案 67億円 + 令和5年度補正予算 62億円（令和5年度当初予算 67億円）

1 事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム

事業概要	整備内容	対象施設
①通常整備		<ul style="list-style-type: none"> ・助産施設 ・職員養成施設 ・自立援助ホーム ・ファミリーホーム ・一時預かり事業所 ・地域子育て支援拠点事業所 ・利用者支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・乳児院 ・母子生活支援施設
児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕（一部改修、アスベスト処理工事等）、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童厚生施設（児童館） ・児童相談所一時保護施設 ・産後ケア事業を行う施設 ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・児童発達支援事業所
②耐震化等整備		<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所 ・こども家庭センター ・里親支援センター ・社会的養護自立支援拠点事業所 ・妊産婦等生活援助事業所 ・児童育成支援拠点事業所 ・子育て短期支援事業専用施設
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	※R5補正予算より下線の施設・事業を対象に追加

【令和5年度補正予算より実施する拡充事項】

- 産後ケア事業の施設整備費について、補助率を1/2→2/3に嵩上げを行う。
- 地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、中・高校生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について、補助率を1/3→1/2に嵩上げを行う。
- 令和6年4月に施行される改正児童福祉法により創設される施設・事業所（上記対象施設欄参照）の補助対象への追加や、児童相談所一時保護施設における小規模ユニットケアの推進、第3期障害児福祉計画の基本方針に掲げる成果目標の達成に向けた児童発達支援センター等の施設整備の更なる推進に要する経費について確保する。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策について、「経済財政運営と改革の基本方針2023」を踏まえ、耐震化整備、非常用自家発電設備整備、ブロック塀等改修整備、水害対策強化に必要な予算を確保する。

3 実施主体等

【設置主体】都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等 【補助割合】定額（原則国1/2相当、児童館は原則国1/3相当）

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（児童福祉施設等分）

次世代育成支援対策施設整備交付金 令和5年度補正予算：23億円
就学前教育・保育施設整備交付金 令和5年度補正予算：29億円

概要：近年頻発する豪雨等の災害に伴い発生する停電・土砂災害・浸水災害を踏まえ、以下4つの緊急対策を実施する。

- ①耐震化整備・・・社会福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ
- ②非常用自家発電設備整備・・・非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする
- ③ブロック塀等改修整備・・・安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ
- ④水害対策強化・・・社会福祉施設等において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える

①耐震化整備

目標箇所：約1,024カ所
(児童関係施設等※：約595カ所、
障害児者関係施設：280カ所、
介護関係施設：65カ所、その他
関係施設：84カ所) ※保育所等を含む

・昭和56年以前に建築された施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：柱や壁など躯体の耐震補強改修工事等を実施することで、地震発生による建物の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：社会福祉施設等の耐震化を推進する。

②非常用自家発電設備整備

目標箇所：約2,857カ所
(児童関係施設等※：約5カ所、
障害児者関係施設：約495カ所、
介護関係施設：約2,350カ所、その他
関係施設：約7カ所) ※保育所等を含む

・非常用自家発電設備が現在未整備で、今後、整備予定のある施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：非常用自家発電設備の整備を実施することで、地震発生による停電の際、事業の継続を可能とする。

達成目標：社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を推進する。

③ブロック塀等改修整備

目標箇所：約1,472カ所
(児童関係施設等※：約385カ所、
障害児者関係施設：約255カ所、
介護関係施設：約820カ所、その他
関係施設：約12カ所)
※保育所等を含む

・劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等を設置している施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：改修工事等を実施することで、地震発生によるブロック塀等の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：社会福祉施設等のブロック塀等の改修を推進する。

④水害対策強化

目標箇所：約1,690カ所
(児童関係施設等※：約45カ所、
障害児者関係施設：約470カ所、
介護関係施設：約1,175カ所)
※保育所等を含む

・水害による危険性が高い地域において、安全な避難のための整備が必要な施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：施設の改修工事等を実施することで、利用者の安全で迅速な避難を確保する。

達成目標：水害による危険性が高い地域に所在する施設の改修等の整備を推進していく。

子ども・子育て支援施設整備交付金

成育局 参事官 (事業調整担当)

令和6年度当初予算案 156億円 + 令和5年度補正予算 21億円 (令和5年度当初予算 172億円)

1 事業の目的

- 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブや病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策や病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 放課後児童クラブ整備費

放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

放課後児童クラブの受け皿整備を推進し、待機児童の解消を図るため、待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率の嵩上げを継続して実施する。

【令和5年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】

- ・ 学校敷地外で地域のこどもと共に交流する場を一体的に整備する場合の国庫補助基準額を引き上げ
- ・ 待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助（放課後児童クラブ整備促進事業）

(2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

3 実施主体等

【実施主体】

市町村

【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

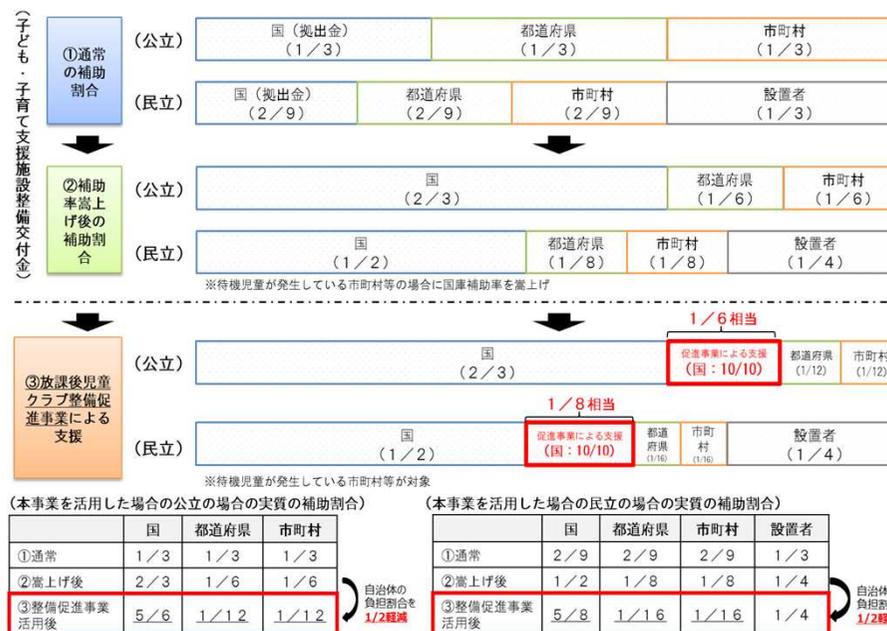
【整備区分】

創設、改築、拡張、大規模修繕（一部改修、アスベスト処理工事等）、
 応急仮設施設整備

【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9	2/9	2/9	1/3
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

(放課後児童クラブの補助率の嵩上げ)



令和5年度補正予算

児童福祉施設等災害復旧費補助金 : 14億円

児童福祉施設等設備災害復旧費補助金 : 4.5億円

1. 概要

災害により被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設及び設備の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

※ 令和5年度のこども家庭庁創設に伴い、厚生労働省で所管していた児童福祉施設等の災害復旧費については、障害児施設等とともにこども家庭庁に移管し、認定こども園の幼稚園機能部分も文部科学省から移管して対象としている。

2. 補助対象施設

- ・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小規模保育事業所 ・ 事業所内保育事業所 ・ 母子生活支援施設 ・ 乳児院
- ・ 児童養護施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 助産施設 ・ 児童家庭支援センター
- ・ 児童厚生施設 ・ 児童自立生活援助事業所 ・ 子育て支援のための拠点施設 ・ 障害児施設 等

3. 補助対象経費

児童福祉施設及び障害児施設等の災害復旧事業に要する経費

※ 令和5年度補正予算においては、令和5年台風13号（激甚災害指定（局激））、令和5年台風7号（激甚災害指定（局激））、令和5年台風6号、令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨（激甚災害指定（本激））等について、自治体への所要額調査等に基づき計上。

4. 交付先

都道府県、指定都市、中核市等

5. 国庫補助率

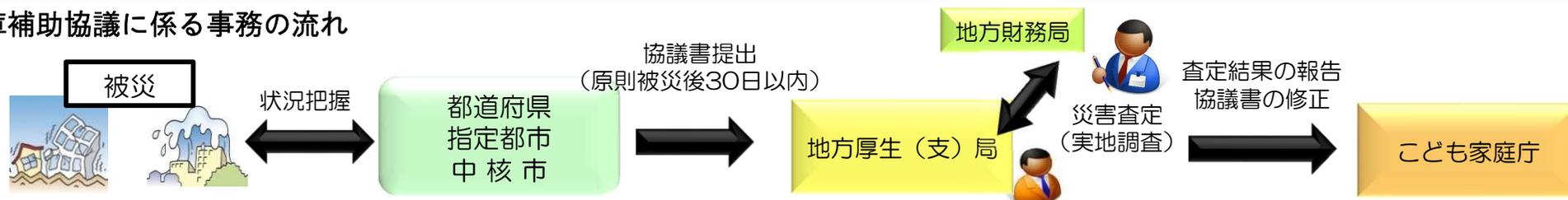
施設整備：通常（※） $1/2$ または $1/3$ 等（施設種別により異なる）

※ 激甚災害時においては、激甚法対象施設の国庫補助率が被害額等に応じて $1/2 + \alpha$ または $1/3 + \alpha$ となる。

（激甚法対象外施設の国庫補助率は、予算措置により $1/2 \rightarrow 2/3$ または $1/3 \rightarrow 1/2$ に嵩上げ対象とする。）

設備整備：定額（令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨等を対象）

6. 国庫補助協議に係る事務の流れ

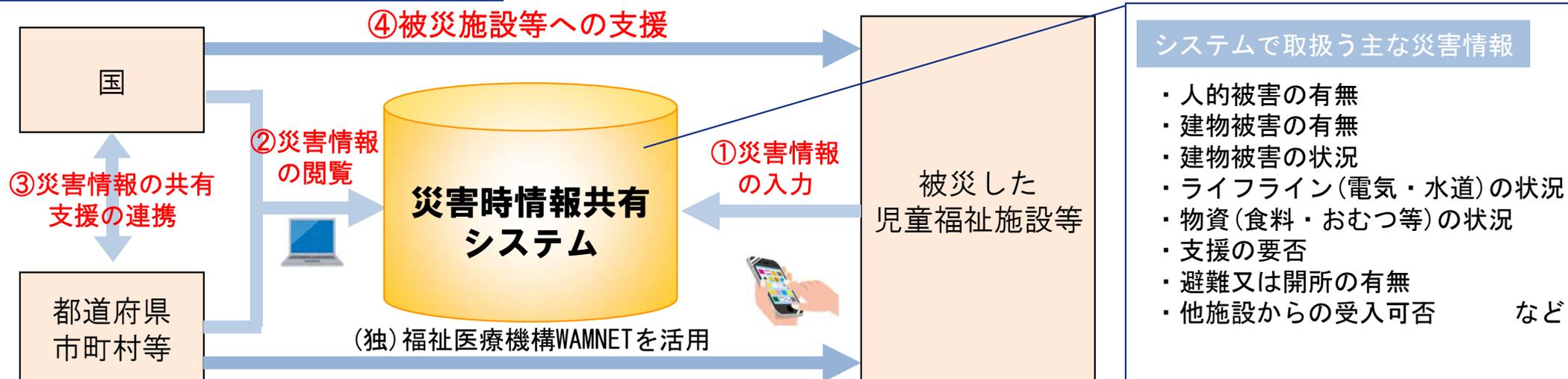


令和6年度当初予算案：1億円 (運用費) + 令和5年度補正予算：0.9億円 (改修費)

1 事業の目的

- ・災害発生時における児童福祉施設等の被害状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援につなげることを目的として、「災害時情報共有システム」の運用・保守に係る経費を計上 (令和6年度当初予算案)
- ・災害対応機関における災害情報の共有体制の構築を図るため、「次期総合防災情報システム」との自動連携に向け、「災害時保健医療福祉活動支援システム (D24H)」を活用した児童福祉施設の災害情報等の自動連携を行うための改修費用を計上 (令和5年度補正予算)

2 システムの概要・スキーム



※ 令和5年度補正予算では、こども家庭庁の「災害時情報共有システム」を他の社会福祉施設に係るシステムとともに厚生労働省の「災害時保健医療福祉活動支援システム (D24H)」に自動連携するための改修費用を計上

【参考】デジタル社会の実現に向けた重点計画 (令和5年6月9日閣議決定) (抄)

第3-2 各分野における基本的な施策

2. 安全・安心で便利な暮らしのデジタル化 (2) 準公共分野のデジタル化の推進 ③ 防災

ア 防災デジタルプラットフォームの構築

災害対応に役立つ情報を集約し、災害対応機関で共有する防災デジタルプラットフォームを令和7年までに構築する。このため、基本ルールの策定、中核となる次期総合防災情報システムの着実な開発・整備 (令和6年度運用開始予定)、各省庁の防災情報関係システムとの自動連携の充実、地方公共団体及び指定公共機関との連携の充実に取り組む。

エ 災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築

SIP 第2期において作成された「災害時保健医療福祉活動支援システム (D24H)」については、被災市町村の保健・医療・福祉に関する情報を自動で収集し、解析、マッピングによる視覚化等を行い、被災都道府県、市町村における災害対応に活用されている。令和6年度には、本システムの運用の改善を図り、災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築を図る。

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度当初予算案 2,074億円 (1,847億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

2 事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業の実施に必要な費用を交付する。

《対象事業》

- | | | |
|----------------------|--------------------------|----------------------------------|
| ① 利用者支援事業 | ⑧ 養育支援訪問事業 | ⑮ 病児保育事業 |
| ② 延長保育事業 | ⑨ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | ⑯ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） |
| ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | ⑩ 子育て世帯訪問支援事業【新規】 | |
| ④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | ⑪ 児童育成支援拠点事業【新規】 | |
| ⑤ 放課後児童健全育成事業 | ⑫ 親子関係形成支援事業【新規】 | |
| ⑥ 子育て短期支援事業 | ⑬ 地域子育て支援拠点事業 | |
| ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業 | ⑭ 一時預かり事業 | |

《令和6年度における主な充実の内容》

- 令和4年改正児童福祉法施行に伴い、利用者支援事業の類型を見直し、**こども家庭センター及び地域子育て相談支援機関の整備を推進**するとともに、「こども未来戦略」を踏まえ、**こども家庭センターにおける統括支援員の配置にかかる補助を拡大**する。
- 延長保育事業について、**1時間の延長保育を実施する場合の平均対象児童数を引き下げるとともに、30分の延長保育を実施する場合の補助基準額の引き上げ**等を行う。
- 放課後児童健全育成事業について、「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの受け皿整備を着実に推進し、**放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善**等を行う。
- 令和4年改正児童福祉法施行に伴い、**子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業を創設**するとともに、子育て短期支援事業を拡充し、**親子入所等による支援**が受けられるようにする。また「こども未来戦略」を踏まえ、子育て世帯訪問支援事業に係る**利用者負担軽減の充実**を図る。
- 地域子育て支援拠点事業の土日祝日開所を推進していくため、**週6日以上開所する場合に基本分単価の拡充**を行う。
- 病児保育事業について、病児保育の安定的な運営に資するよう、「こども未来戦略」を踏まえ、**基本単価の引き上げ**を行うとともに、**当日キャンセル対応加算を本格実施**する。
- ファミリー・サポート・センター事業の提供会員の増加・定着を推進するため、**「預かり手増加のための取組加算」の充実**や、**提供会員になって間もない者等の相談体制を強化する取組の支援**を行う。

3 実施主体等

【実施主体】市町村

【補助割合】国1/3, 都道府県1/3, 市町村1/3 (ただし、利用者支援事業は国2/3, 都道府県1/6, 市町村1/6)